

宮島の歴史と民俗

HISTORY AND FOLKLORE OF MIYAJIMA

NO. 8

1989

宮島町立宮島歴史民俗資料館

MIYAJIMA MUNICIPAL HISTORY AND FOLKLORE MUSEUM

目 次

○はじめに.....	1
○『芸州巖島図会』の画図と詩歌..... 佃 雅文.....	2
○資料館の活動.....	11
1. 入館者数.....	11
2. 年度別予算一覧.....	13
3. 資料収集.....	14
4. 調査・研究等.....	17
5. 展示普及等.....	17
6. 施設の整備.....	18
7. 歴史民俗資料館協議会.....	18
8. 購入図書・受贈交換図書.....	19
○町史のあゆみ.....	25
○資料紹介―「宮島ホテル」関係資料..... 高橋修三.....	29

は じ め に

早春の宮島は、弥山の山裾に自生する馬酔木（あせび）の花で開幕します。今年も柔かく甘い山の香りを感じてよくみれば、そここの日だまりに、また木かげにもその白い花がふくらみはじめていました。

宮島の馬酔木を注意してみますと、白・ピンク、そして黄の三色が見分けられます。もちろん白色が多くどこでもみられ、ピンクはとても淡い色調なので見のがしそうになります。この二つの色は共に花卉の色によるものですが、黄は白い花の萼（がく）の色が黄色にみせているようです。ほのかな香りと優しい花で春を告げてくれるこの馬酔木は「町の花」にも指定されております。

さて、今年も「宮島の歴史と民俗」No. 8をお届けする頃となりました。昨年 No. 7 で申し上げました当館の収蔵庫は、計画ではもう完工しているはずなのですが、途中で埋蔵文化財に遭遇しその発掘調査の終了を待っているところです。発掘中の埋蔵文化財は中世～近世（推定）の住居跡で、上下三層に及ぶためそれだけ時間を多く費しています。いずれこの思わぬ過去からの贈りものについては、その調査の結果を報告させていただきます。また、当資料館の改修については、昨年、「整備計画」がまとめられ、その中で整備のための基本方針を以下のように設定しました。

1. 周辺地域に対し社会教育の場として有効に機能し開かれた館となること。
2. 教育文化施設であると同時に、観光施設としての機能ももち、快適で魅力ある館となること。
3. 展示形態を精査し、「過去」の展示のみに終らず、積極的に「現在」を知り、「未来」を考える手助けとなる活きた館となること。

更に、今年度はこの基本方針を具体化するための調査を継続しておりますが、新しい資料館の性格づけについては、次のように考えております。

1. 地域に愛される資料館。
2. 宮島研究の拠点となる資料館。
3. 歴史・文化・自然環境との相互補完性をもった資料館。
4. 宮島のガイド施設としての資料館。
5. 地域住民と来島者との交流の場としての資料館。

平成3年度には、展示及び施設の内容など、この整備計画をより具体的に展開して設計に結びつけることと、収蔵庫の建築工事にむけて努力して参ります。

各方面からのご指導、ご助言をお願い申し上げます。

平成3年3月

宮島歴史民俗資料館

館長 藤岡 武人

『芸州厳島図会』の画図と詩歌

宮島町史編さん室

佃 雅 文

1. はじめに

江戸時代も元禄頃（1688～1703）になると各地の名所記や案内記が刊行されるようになり、人々の間にも名所や神社・仏閣などを訪ねる旅がみられるようになった。そして、安永9年（1780）秋里籬島編著・竹原春朝斎挿絵による『都名所図会』全6巻が刊行されると、写生図が中心の挿絵はそれを読む人の臨場感を誘いたちまちま数千部が売り切れたという。これを契機として、各地の「名所図会」がつくられ、寛政8年（1796）から文化3年（1806）の間は、「名所図会」ブームともいえる時期が到来した。このブームは、天保5年（1834）から幕末の頃に再び第二の波となったと言われている。（『特別展名所図会の世界』 名古屋博物館 1988）

厳島では、ちょうど第二のブームと呼ばれる時期にあたる天保13年（1842）『芸州厳島図会』全10巻が刊行された。それまで厳島では、元禄15年（1674）刊行の小島常也著『厳島道芝記』全7巻8冊が「芸州いつくしまの全志なり」（天野信景著『塩尻』）として位置付けられていた。この『厳島道芝記』に飽きたらず感じていた、広島宮崎之意と岡田清の尽力によって『芸州厳島図会』が編修されることになった。

『厳島道芝記』と『芸州厳島図会』の二つの資料は、17世紀後半と19世紀前半における文人や学者たちの厳島観をよく示すものとして、また神社・寺院・町屋の配置や景観を比較する材料として現在でもよく利用されている。言い換えるとこれしかないということである。

大正13年（1924）には厳島神社蔵版を使って復刻が行われた。活字の翻刻本では、昭和48年（1973）には宮島町発行の上下2巻本、『日本図会全集第6巻』（日本随筆大成刊行会 昭和4年）、『日本名所風俗図会13中国の巻』（角川書店 昭和55年）がある。

かつての厳島観がどのようなものであり、現在の厳島（宮島）にそれがどのような影響を与えているのかといった疑問がたつねにあるが、本稿ではとりあえず『芸州厳島図会』（以下『厳島図会』と略す）の挿絵と画図製作者・詩歌の作者の一覧を整理し、利用の便を計るとともに『厳島図会』に結集した当時の厳島観を探る材料の提示を心掛けることにしたい。

2. 『芸州厳島図会』の成立の背景

まず、『厳島図会』が成立した経緯や編修の意図についてみてみよう。これらは序文・凡例・跋文などから推察するしかない。まず、それらを列記するとつぎのようになる。

（巻頭書）	天保6年（1835）孟春	慎思齋主人 久我前内大臣源通明
厳島図会序	天保7年（1836）霜月	田中芳樹
伊都岐島図会	天保8年（1837）10月	岡田 清

厳島図会跋 天保12年(1841)春3月 吉村玄誠

久我前内大臣源通明(1780~1856)の先祖には、「高倉院厳島御幸記」を著した土御門内大臣源通親(1149~1202)がおり、厳島との浅からぬ因縁を窺うことができる。田中芳樹(1801~1880)は、周防国の人で本居大平に国学を学び広島にも住んだことのある人である。『厳島図会』では、当初から編修に加わり、「葦手考」・「玄上考」の文を寄せている。著者の岡田清(?~1878)は、広島藩士岡田嘉祐の子で田中(近藤)芳樹に和歌を学び、「広島の三歌人」のひとりにあげられている。吉村玄誠についてはよくわからない。この跋文の末尾にある沢喬(三石)(1772~1853)は、広島藩の年寄職を勤めた人で到仕の後は書画風流を楽しむ生活を送ったようで、当時の文人や墨客たちが多く出入し、一種のサロンのようなものを主宰していたのではなかろうか。そうしたなかで、『厳島図会』編修の機運も生れたと想像することもできる。田中芳樹の序文や吉村玄誠の跋文に登場する「本府市人宮崎之意」については、明らかでないがおそらく『厳島図会』の蔵版主宮崎小十郎ではなかろうか。すなわち、跋文によると厳島にはすでに『道芝記』があるが、「その景物事跡を記して詳ならず、且つ誤多し」ことを宮崎之意が憂い、別の一書を選ぶことを岡田清に謀った。その意をうけて岡田法が編修の筆をとったと述べられている。

奥書によれば『厳島図会』が起業されたのは、文政10年(1827)のことである。刊行は、15年後の天保13年(1842)正月であった。起業の2年前、文政8年(1825)には、広島藩の「国郡志」の改修という大事業が終り『芸藩通志』が完成した。その編修にあたった広島藩の儒学者頼惟柔・加藤景績は、田中芳樹とともに「故実の正誤を正し、是非の添削をくはへ」ということで『厳島図会』に参画している。('凡例')

このように広島の内外の学者や文人を結集した『厳島図会』の基本には、「凡そ島のうちに管ることとは鎖細ももらさず、真景を写して図を設け、実録を考えて事を記し、みる人をして眼前に瞭然たらしむ」という気概があった。

「真景を写し」た画図の作成には、狩野派の画家で広島藩の絵師である山野峻峰斎(守嗣)(1784~1852)があたり、縮図では釈南峰・林雲屋・白井南嶂・渡辺対岳・大石真虎が名を連ねている。峻峰斎以外の画図にはすべて姓外印章を明らかにしたということである。このうち白井南嶂・渡辺対岳は、天保3年(1832)の『厳島絵馬鑑』の縮図も担当している。

『厳島図会』全10巻のうち、巻6から巻10までの5巻は、厳島神社宝蔵に収められた宝物の図である。そこで、写生図が中心となる巻1から巻5までの画図について整理することにした。

3. 画図と詩歌

『厳島図会』巻1から巻5までの画図の題名・画図製作者とそれぞれの画図に挿入された漢詩・和歌・俳句の作者を整理すると第1表ようになる。まず、画図の製作者からみてみよう。

①画図の製作者

奥書に記された絵師以外に、画院生徒左京藤原可為・内舎人平在明・法橋有景・芳園・孝敬(平容)・孝文(平安)・半口・守真・梅華斎・晴川院法印・橋園(在阪)・文陽・忠直・□□□法眼・景

第1表 『芸州厳島図会』の挿図・漢詩・和歌などの作者一覧表（巻1～巻5）

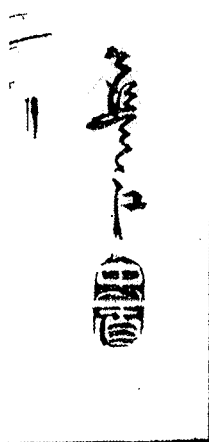
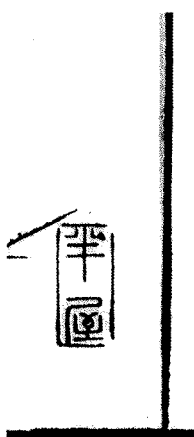
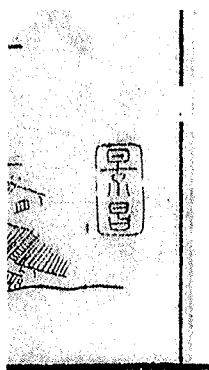
巻	丁数	画 題	画者署名	漢詩・和歌・俳句の作者
①	2	平相国清盛公書		
①	3	厳島全図 表一（漢詩・和歌・説明）		本居宣長・菅茶山
①		厳島全図 表二		
①		厳島全図 表三（漢詩）		柴邦彦
①		厳島全図 表四（漢詩）		寺田臨川
①		厳島全図 裏一		
①		厳島全図 裏二		
①		厳島全図 裏三		頼春水
①		厳島全図 裏四		
①	12	剣玉御誓 （説明・和歌）	画院生徒左京藤原可為	田中芳樹
①	16	全図		
①	19	清盛霊夢の図	在明	
①	22	本社客人社 （和歌）		前権中納言持豊
①	23	其二御笠浜		
①	24	本藩加藤氏所蔵宮写員の図（説明・和歌）	法橋有景	山田貴三
①	25	大鳥居の図 （説明）		
①		大鳥居額 表		
①		大鳥居額 裏		
①	27	拓本（大内義隆）		
①	29	絵馬を観る図	芳園	
①	33	高倉院御幸の図	在明	
①	34	高倉院御幸の図 其二	（在明）	
①	37	高倉院御幸の図 其三	内舎人平朝臣在明	
①	41	佐藤近宗実定卿に厳島詣をすすむる図（説明）	真虎	
①	43	西八條殿にて内侍清盛公に對面の図（説明）	画院可為	
①	48	豊臣太閤御社参の図（説明）	真虎	
①	51	（西行法師の図）		
①	56	社頭明燈 （和歌）	平安孝敬	岡田清
②	2	桜町中納言成範卿書		
②	3	本地堂・宝庫		
②	4	御笠浜暮雪	平安孝文	
②	5	鏡池秋月 （和歌・漢詩）	平安孝敬	頼杏坪
②	8	康頼卒堵婆の図 （説明）		

②	10	平判官康頼寄附燈籠の図（説明）			
②	11	九月二三日山王祭之図			
②	12	千畳敷・五層塔・轉法輪藏			
②	14	（白雀の図）（説明・漢詩）	半口	頼杏坪	
②	16	大経堂より眺望の図（漢詩）		頼元鼎	
②	18	大経堂の由来	真虎		
②	21	有浦（和歌）		恕信	
②	22	有浦客船（和歌）	守真	岡田清	
②	24	六月市立の図（説明）	真虎		
②	25	歌舞伎芝居の図（説明）			
②	26	金鳥居辻君の図（説明）	梅華斎図		
②	27	金鳥居			
②	29	塔岡揚枝店	真虎		
②	29	塔岡揚枝店 其二	真虎		
②	31	宝泉院			
②	31	圓城院・神泉寺（漢詩）		寺田臨川	
②	32	光明院			
②	33	二位法尼肖像（説明）			
②	34	玄旨法印郭公を聞いたまふ図（俳句）		凡十	
②	36	以八上人説法の図	芳園		
②	38	谷原			
②	39	谷原麋鹿（和歌・漢詩）	晴川院法印	殿邑安守・寺田臨川	
②	41	中間谷			
②	42	鳥居松（和歌）		小沢芦庵	
②	44	称名庵・北薬師・宝光院			
②	45	宝珠院・福寿院			
②	46	大仏原			
②	48	新町（説明）	真虎		
②	49	（新町）（説明）	在阪橋園		
②	51	今伊勢社・存光寺（漢詩）		菅耻庵・僧存栄	
②	53	今伊勢御湯立神事	文陽		
②	54	宮尾城合戦（説明）	文陽		
②	55	小浦			
③	2	毛利中納言輝元卿書			
③	3	長浜蛭子社（漢詩）		石川丈山	
③	5	聖崎（漢詩）		菅茶山	
③	6	（蓬萊の図）（説明）			
③	8	島廻茅輪の図	忠直カ		

③	9	杉浦神社	(漢詩)		石川丈山
③	10	包浦神社	(漢詩)		寺田臨川
③	12	鷹巢浦神社	(和歌)		清水調元
③	13	腰細浦神社		忠直ヵ	
③	14	青海苔浦神社の図	(説明)		
③	17	陶全姜敗死の図			
③	19	養父崎神社	(俳句)		飯田篤老
③	20	山白浜神社	(和歌)		村田春門
③	22	須屋浦神社			
③	23	御床浦神社			
③	24	須屋浦にて餠餅の饗を行ふ図		忠直ヵ	
③	26	実定卿の御前において有子内侍琵琶を弾く図 (説明・和歌)		芳園	田中芳樹
③	29	網の浦蛭子社	(漢詩)		鳥山輔寛
③	31	反橋看花の図		芳園	
③	33	大願寺			
③	34	鎮釜横豎石		真虎	
③	35	大元神社 桜 其二	(漢詩)		菅茶山
③	36	大元神社	(俳句・和歌)		素芯・田中芳樹
③	37	大元桜花	(和歌・俳句)	□□□法眼	清水浜臣・鳳朗
③	39	経尾・地藏院・十王堂			
③	40	神厩・多宝塔			
③	42	紅葉谷・以中庵・四宮	(和歌)		本居大平
③	43	紅葉谷納涼			
③	45	社僧 菩提院・愛染院・増福坊・龍燈院・滝本坊			
③	46	社僧其二 座主大聖院			
③	49	豊閑白大聖院において和歌御会の図		真虎	
③	53	社僧 西方院・修善院・執行坊・東泉坊・多聞坊 (和歌)			岡田清
③	54	社僧其二	(漢詩)		岡田士亨
③	57	滝の薬師			
③	59	中江薬師			
④	2	石川丈山書			
④	3	拓本 (写弥山佳景)			
④	10	弥山開基の由来		文陽	契冲
④	12	弥山神鵄		景文	
④	14	滝の宮・白糸滝			藤原清正
④	15	高倉帝白糸の滝観覧の図		画所預肥後介藤原光文	

④	17	二王門			
④	18	弥山全図			
④	20	求聞持堂			
④	21	拓本（平宗盛寄附鐘銘）			
④	23	曼陀羅岩	文陽		
④	24	三鬼堂（漢詩）			頼春水
④	27	奥院			
④	28	護摩谷			
④	29	龍馬場合戦			
④	33	地御前社			
④	34	地御前社 其二			
④	36	地御前五月五日祭			
④	37	地御前五月五日祭 其二			
④	38	地御前五月五日祭 其二 鎬流馬			
④	41	速田社			
④	43	大頭大明神			
④	46	大野の滝			
④	48	官弊社	文陽		
④	50	惣社・角振社・田所氏	半口		
④	52	湯蓋道空の故事	豊彦		
⑤	2	孟武林書			
⑤	3	神馬献上（説明）	文陽		
⑤	5	元日御衣献上図			
⑤	7	若潮迎			
⑤	9	若潮迎（説明）	蘭陵		
⑤	9	内侍迎（説明）	文陽		
⑤	10	正月五日舞楽の図（説明・和歌）			岡田清
⑤	11	伏兎糰餅図（説明）			
⑤	12	楊枝献上図（説明）			
⑤	13	龍燈（説明）			
⑤	14	御弓始			
⑤	15	御湯立の図（説明）			
⑤	17	天満宮毎月連歌会の図			
⑤	19	能舞台の図（説明）			
⑤	22	遊女能を観る図	真虎		
⑤	24	六月十六夜広島本川口の図（説明）			
⑤	25	御供船川口を出る図	景易カ		
⑤	26	六月十七夜管絃の御船地御前より還幸の図	橋園		

⑤	27	同夜海上光景			
⑤	28	同夜海上光景 其二			
⑤	30	紫雲山誓願寺 (説明)	景易カ		
⑤	32	七月十四日夜延年祭 (説明)			
⑤	33	七月十四日夜延年祭其二	真虎		
⑤	35	多賀江念仏の由来	文陽		
⑤	38	初申神事			
⑤	39	神鹿 (和歌)	蘭陵	岡田清	
⑤	42	晦日山伏			



文・画所預所藤原光文・豊彦・蘭陵・景易の19名の絵師の名がみられる。奥書にある絵師では、大石真虎があがる。

巻6から巻10では、梅尊斎秦隆恒が「平家物語奈須与市扇の的の図」(巻6)・「一遍上人画卷物所載厳島古図」(巻6)を、左京藤原可為が「平家の諸卿経巻書写の図」(巻7)・「義家朝臣奈古曾の関を越し玉ふ図」(巻10)・「重盛公父相国を諫めたまふ図」(巻10)を、釈南峰が「新羅三郎義光朝臣胴丸冑図」(巻10)・「義光朝臣秘曲を時秋に授け玉ふ図」(同)を、渡辺対岳が「大内義隆公甲冑図」(同)・「小桜威甲冑図」(同)を描いている。

梅尊斎秦隆恒があらたに登場し、左京藤原可為は巻5までにあり、釈南峰・渡辺対岳は奥書に書かれている。これ以外は、画図に姓名印章がないので「凡例」によると山野峻峰斎が描いたことになる。

奥書にある林雲屋は、姓名印章をつけた画図がない。こうしてみると大画図の大部分を描いた山野峻峰斎以外に、奥書にある絵師5人、画図に姓名印章のある絵師20人による画図が収録されることになる。これらの絵師たちについて逐一明らかにすることはできないが、若干の推測をしてみたい。このうち広島絵師と推定されるのは、渡辺対岳・白井南嶂・大石真虎・(丸茂)文陽である。(村上正名「近世広島絵画」『特別展 近世広島絵画展』広島県立美術館 平成2年)

平安孝敬は、京都の円山派の吉村蘭陵(1769～1836)で円山応挙の門下十哲のひとりである。孝文はそれに繋がる画家であろうか。晴川院法印は、狩野派の晴川院養信(1796～1846)。景文は、四条派の画家松村景文(1779～1843)であろう。その門人のなかに、西山芳園の名がある。画所預肥後介藤原光文は、土佐派の土佐光文(1813～1879)のことであろう。こうしてみると絵師が19人となる。

画図に書かれた姓名、雅号だけから類推すると広島以外の京都・大阪の、しかも円山派・狩野派・四条派・土佐派などさままな流派の絵師たちの参画がみられ、それらが広島の彫り師山口宗五郎の技術によって『厳島図会』に収録されたことがわかる。

②画図に挿入された詩歌

第1表から漢詩・漢文、和歌、俳句の三つの分野毎に作者を整理すると全体の作品数は43点で、作者は漢詩・漢文が11人、和歌で14人、俳句で4人、合計29人となる。

漢詩・漢文の石川丈山(1583～1623)・寺田臨川(1678～1744)・頼春水(1746～1816)・頼杏坪(1756～1834)は、いずれも広島藩の藩儒であった学者である。また菅茶山(1748～1827)は、福山藩の藩儒である。菅趾庵(1768～1800)は、菅茶山の弟であった。鳥山輔寛(1655～1715)は、江戸時代初期の儒学者鳥山芝軒のことである。こうしてみると、ほとんどが藩儒たちで占められていることがわかる。

和歌では、契沖(1640～1701)・小沢芦庵(1723～1801)・本居宣長(1730～1801)・芝山持豊(1742～1815)・本居大平(1756～1833)・村田春門(1765～1836)・清水浜臣(1776～1824)・殿邑安守(1779～1847)など広島以外の国学者たちの和歌が多数挿入されている。その一方では、著者の岡田清の歌が5首・田中芳樹が3首挿入されている。恕信は、厳島光明院の住職であり、山田貴三

(猪右衛門)は広島藩士であった。

俳句の飯田篤老(1778～1826)は広島の人で、広島城下の地誌「知新集」や「厳島奉納集」などをまとめている。

4. まとめにかえて

こうしてみると、藩の絵師や藩儒たちが数多く『厳島図会』の作成に関与し、当時では最高の絵師や儒学者・国学者たちの作品を収録したと言えるかもしれない。そしてそこに集められた作品には、絵師や儒学者・国学者・俳諧師たちの厳島観が描かれている。そうした厳島観がその後の厳島のあり方、生き方に大きな影響を与えたことは言うまでもないであろう。『厳島図会』編修のような大規模な事業は現在まで行われていない。いまや新たな厳島観を考えてみる時期かもしれない。

本稿作成にあたって参考した文献は以下の通りである。

- ・『芸州厳島図会』 厳島神社蔵版 大正13年11月刊
- ・『特別展 名所図会の世界』 名古屋市博物館 1988年
- ・『コンサイス人名辞典 日本編』 三省堂 1982年
- ・『広島県人名事典 芸備先哲伝』 歴史図書社 昭和51年
- ・『特別展 近世広島の絵画展』 広島県立美術館 平成2年
- ・『三百藩家臣人名事典 6』 新人物往来社 1989年
- ・『広島県史 近世1』 広島県 昭和56年
- ・『広島県史 近世2』 広島県 昭和59年
- ・『日本史総覧 近世2』 新人物往来社 昭和59年
- ・『日本人名大事典』 平凡社 1984年

資料館の活動

1. 入館者数（昭和63年度）

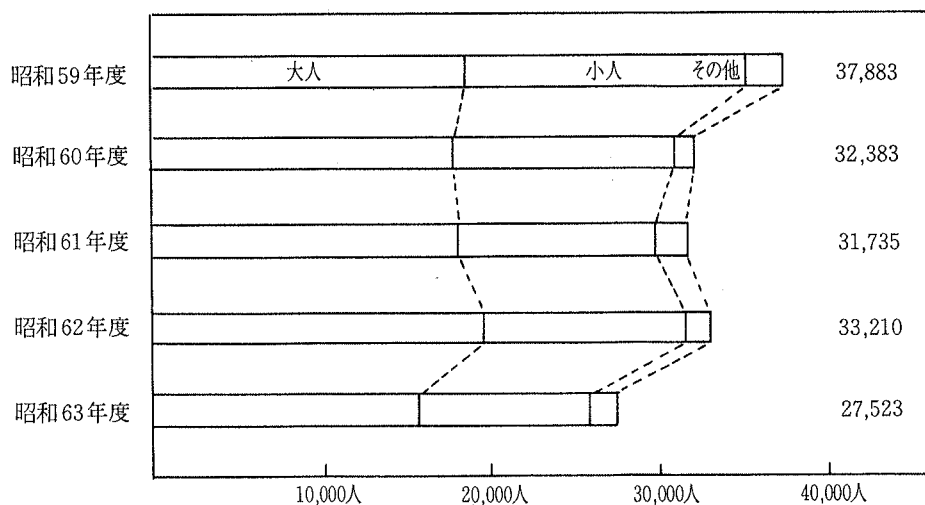
開館以来の累計 437,281

月	大 人		計	小 人		計	その他	合 計
	個 人	団 体		個 人	団 体			
4	1,288	86	1,374	140	1,303	1,443	147	2,964
5	1,868	225	2,093	108	2,120	2,228	385	4,706
6	763	74	837	32	1,822	1,854	107	2,798
7	931	60	991	109	133	242	32	1,265
8	2,011	82	2,093	519	109	628	134	2,855
9	1,174	0	1,174	32	306	338	121	1,633
10	1,593	42	1,635	53	1,629	1,682	117	3,434
11	1,711	177	1,888	57	1,193	1,250	159	3,297
12								
1	1,021	0	1,021	134	0	134	3	1,158
2	778	0	778	51	0	51	45	874
3	1,767	107	1,874	240	57	297	98	2,269
計	14,905	853	15,758	1,475	8,672	10,147	1,348	27,253

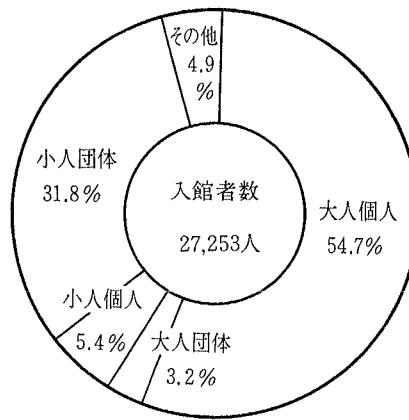
※小人は小・中学生、その他は無料入館者。休館日は12月26日～31日。

なお、63年度は工事のため11月31日～12月25日まで臨時休館。

入館者数の推移（昭和59年度から昭和63年度まで）



入館者の構成 (昭和63年度)



入館者構成の推移 (昭和59年度から昭和63年度まで)

	49.0	93.2
昭和59年度	大人	小人
	55.4	96.4
昭和60年度		
	57.4	94.0
昭和61年度		
	59.3	95.2
昭和62年度		
	57.9	95.1
昭和63年度		
	50	100%

2. 年度別予算一覧

節	年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度	昭 和 61年度	昭 和 62年度	昭 和 63年度	備 考
報 酬	千	1,557	1,578	1,548	1,580	1,510	資料館協議会委員、館長報酬
賃 金	千		137	96	98	305	
報 償 費	40	35	25	25	5		展示資料借上謝礼など
旅 費	225	150	166	140	190		
需 用 費	4,229	4,030	4,329	4,446	4,069		消耗品費、光熱水費、印刷製本費など
役 務 費	288	286	150	482	765		通信運搬費
委 託 料	3,311	5,360	4,461	4,130	3,920		事務補助、管理保守、庭園手入委託料など
使用料・賃借料	277	349	337	349	160		複写機使用料など
工 事 請 負 費	1,426	25,672	85				補修工事費など
原 材 料 費	151	62	40				資料作成、修繕用材料
備 品 購 入 費	17,926	5,466	2,500	2,055	2,144		図書・展示資料等購入費
負担金補助・交付金	566	572	439	429	429		学会協会負担金、補助金など
計		30,026	43,697	14,176	13,734	13,497	

3. 資料収集

(1)寄贈資料

資 料 名	寄贈者名	数量
諸府県おろし帳	山 本 英 夫	23点
広島商店 おろし帳	〃	5 点
地店おろし帳	〃	4 点
諸 品 仕 入 帳	〃	9 点
大 福 帳	〃	9 点
荷 造 帳	〃	9 点
注 文 帳	〃	17点
万 手 間 控 帳	〃	3 点
判 取 帳	〃	2 点
椅子納送控帳	〃	1 点
頼母子掛金帳	〃	1 点
用 人 計 算 帳	〃	1 点
貸 付 金 控 帳	〃	1 点
原 料 見 取 帳	〃	1 点
荒 木 買 入 帳	〃	1 点
カバ及び皿 受取控	〃	1 点
覚 帳	〃	1 点
荷 物 受 取 通	〃	1 点
貸 付 帳	〃	1 点
朝鮮物産共進会 報告書	〃	2 点
絵 葉 書	〃	590点
教 科 書	〃	44点
長 持	〃	1 点
武 者 人 形	〃	1 点
難 道 具	〃	1 点
貼 付 屏 風	〃	1 点
大町防衛組詰所 看板	〃	1 点

柄 杓	〃	1 点
ヤ カ ン	〃	2 点
ジ ョ ー ロ	〃	1 点
膳 箱	〃	1 点
羽 釜	〃	2 点
枕	〃	1 点
火 の し	〃	1 点
こ て	〃	15点
行 灯	〃	1 点
手 提 袋	〃	1 点
提 げ 重	〃	4 点
飯 び つ	〃	1 点
ざ る	〃	1 点
イ レ コ	〃	2 点
升	〃	2 点
手 提 げ	〃	1 点
バ ッ グ	〃	1 点
下 駄	〃	2 点
布 袋	〃	1 点
印 半 纏	〃	2 点
半 纏	〃	1 点
風 呂 敷	〃	3 点
裃	〃	1 点
綿 い れ	〃	1 点
帳 だ ん す	三 宅 定 和	1 点
提 灯 箱	吉 村 嘉 宏	2 点
神 棚	藤 山 一 雄	1 点
魔 法 瓶	木 上 美 智 子	1 点
杓 子 用 か ご	飯 富 ス エ 子	1 点
絵 葉 書	瀬 山 タ ミ 子	1 点
山県二承 「すゞ風を」	穴 田 利 光	1 点
岡眠山「厳島図」 (複)	〃	1 点
氷 け ず り	稲 田 ト ミ 子	1 点

シダカゴ	小西延穂	2点
桶	〃	1点
糸車	〃	1点
滑車	〃	1点
灯籠台	〃	1点
水道工事契約書	〃	1点
水道経費集金帳	〃	1点
厳島神社氏子札	〃	1点
湯豆腐用鍋	角谷岩夫	1点
すきやき用鍋	〃	1点
時計	厳島神社	1点
電話器	〃	3点
神棚	〃	1点
軍靴	竹本実	1点
厘だめ	〃	1点
防空頭巾	〃	1点
かいろ	〃	1点
子供用かや	〃	1点
火鉢	小田和宣	2点
提げ重	瀧町	1点
蒸籠	〃	1点
膳箱	〃	1点
膳	〃	11点
ハンボウ	〃	1点
椀	〃	50点
皿	〃	60点
火鉢	〃	1点
提灯箱	〃	1点
おみくじ	〃	1点
神棚	瀬越良孝	1点
注連縄	〃	1点
厳島神社守護札	〃	14点
大宮大明神御札	〃	1点
客人大明神御札	〃	1点
大元大神御札	〃	1点

厳島両宮	〃	1点
御祓太麻	〃	4
大神宮御札	〃	1点
明治神宮御札	〃	1点
住吉大明神御札	〃	1点
出雲大社御玉串	〃	1点
金比羅大権現守護札	〃	1点
神棚	〃	1点
神鏡	〃	1点
恵比寿像	〃	7点
大黒像	〃	5点
宝珠	〃	1点
神棚	〃	1点
厳島長浜神社守護御札	〃	1点
灯明台	〃	4点

(2)寄託資料

資料名	寄託者名	数量
彫刻下絵	小川哲雄	1点
以八上人行状記抜書	〃	1点
落款集	〃	1点
蓋(会席膳用)	下田春江	1点
戦時報國債券	吉村嘉宏	3点
大東亜戦争割引債券	〃	3点
戦時報國債券	〃	7点
貯蓄債券	〃	4点
海軍兵学校卒業式次第	〃	1点
同案内状	〃	1点

(3)購入資料

資 料 名	備 考
宮島絵葉書	36点
宮島大社御縁起	1点
中臣祓松風抄	1点
富札	1点
国宝調査報告書	1点
広商優勝 記念杓子	1点
西遊雑記	1点
狩野探信画 名勝風景絵巻	1点
芸州巖島版画	4点
芸州巖島摺物	5点

4. 調査・研究等

昭和63年 4月5日	資料調査（中西町・野坂氏）
5月2日～3日	資料館等実地調査（姫路市、神戸市、京都市、名古屋市）
6月15日～16日	資料館実地調査（岡山市、倉敷市、高松市）
6月30日	広島県歴史民俗資料館等連絡協議会（西城町）
7月1日	資料調査（広島市・みよし屋）
7月30日	資料調査（管絃祭）
9月8日	資料調査（広島市・みよし屋）
9月20日	資料調査（広島市・みよし屋）
10月12日	資料調査（広島市・みよし屋）
10月29日～30日	部落問題研究者全国集会（京都市）
11月17日	広島県歴史民俗資料館等連絡協議会（呉市）
平成元年 3月16日～17日	資料館等実地調査（奈良市、大阪市）

5. 展示・普及等

昭和63年 4月7日	「御島廻りの図記」、「御島喰奉る図」の撮影（県立歴史博物館準備室）
5月21日	「厳島大風呂」の調査（県埋文センター）
5月28日	「管絃祭御座船模型」の撮影（倉橋町）
7月28日～29日	能楽資料の調査（米子高専永井猛氏、法政大学山中玲子氏）
8月11日	「諸国芝居繁栄数望」、「芝居口上絵」、「富札」、「宮島御祭礼之図」等の撮影（広島城管理事務所）
8月23日	「厳島合戦図」の撮影（学研編集部）
9月5日	「平清盛像」、「弁財天と清盛図」、「保元平治六波羅合戦図」、「厳島勝景図」等の撮影（ナック映像センター）
9月11日	大下女子短大生見学案内
9月29日	「厳島三保の松原図」、「厳島勝景図」、「芝居口上絵」、「厳島絵馬鑑」、「厳島図会」等の撮影（県立歴史博物館準備室）
10月5日	展示館撮影（岡山放送）
11月24日	古写真・絵葉書の調査（総務課）
12月1日	五色楊枝の調査（神奈川・阪口宏司氏）
12月16日	「神崎八景」、「富札」の撮影（広島市公文書館）
平成元年 1月5日	「平清盛像」、「三保の松原図」の撮影（毎日放送）

- 1月26日 「厳島道芝記」、「厳島勝景図」、「厳島神社図」、「滑稽道中宮島みやげ」、
「宮島御祭礼之図」等の撮影（県立歴史博物館準備室）
- 2月22日 厳島絵図等の調査（中国新聞安藤欣賢氏）
- 2月23日 「平清盛像」、「厳島合戦図」の撮影（広島城管理事務所）
- 2月25日 「誓真像」、「宮島記念杓子」等の撮影（ムルク）
- 3月2日 保存民家の撮影（世界画報社）
- 3月7日 厳島縁起関係資料の調査（都留文科大学中野猛氏）
- 3月10日 「ひな人形」、「松明」の貸出（県立歴史民俗資料館）
- 3月29日 「宮島ホテル写真」の貸出（宮島小学校）
- ・「宮島の歴史と民俗」No.6の発行。B5版68ページ、昭和63年12月20日。
- ・「資料解説シリーズ」No.1の発行。B5版4ページ、平成元年3月30日。

6. 施設の整備

1. 展示館A、展示館Cの木材部の防虫および殺虫（穿孔、塗布、吹付）処理
2. 展示館D資料室の床補強工事
（工期は11月31日から12月25日、この間は休館）

7. 歴史民俗資料館協議会

昭和63年度資料館協議会委員

委員名（順序不同）◎は委員長、○は副委員長

後藤陽一 広島修道大学教授
定宗一宏 広島文化女子短大教授
上野則夫 広島県教育委員会文化課長
野坂元良 厳島神社官司

◎岩村益文

小西延穂

木上晴登（7月30日逝去）

片山勉 宮島町議会議長

松岡邦充 宮島町議会副議長

宮郷安輝

○藤岡国男

平野勝

吉村嘉宏

瀬田律義

広川和男

昭和63年度資料館協議会

昭和63年 7 月 7 日

協議内容

1. 昭和62年度の資料館運営
2. 昭和63年度の資料館運営
3. 収蔵施設等について－「要望書」の作成
4. 「将来構想」の作成について

昭和63年11月 9 日

協議内容

1. 「要望書」提出後の経過について
2. 資料館の諸施設増設と「旧保養所跡地」の利用（「改善案」）について

平成元年 2 月 3 日

協議内容

1. 展示館Dの断熱計画について
2. 「宮島歴史民俗資料館改善のための基調案」（平成元年 2 月 1 日作成）について

8. 購入図書・受贈交換図書

購 入 図 書

編著者名	書 名	出 版
中村 元	諸国産物帳集成 第Ⅷ巻	科学書院
	図説仏教語大辞典	東京書籍
	近代庶民生活誌 第 8 巻、第10巻	三一書房
	幕末海防史の研究	名著出版
中村 元	仏教語大辞典 上巻、下巻、別巻	東京書籍
山崎一雄	古文化財の科学	思文閣出版
古川達郎	鉄道連絡船100年の軌跡	成山堂書店
	福岡県神社誌 上巻、中巻、下巻	福岡県神社庁
	史料の整理と管理	岩波書店
	百年前の日本	小学館
広島県	広島県戦災史	第一法規

藤原与一	歌舞伎評判記集成 第2期 第3巻～第5巻	岩波書店
府中市	瀬戸内海方言辞典	東京堂出版
文化庁	府中市史 史料編Ⅱ、Ⅲ	府中市
岡山民俗会	我が國の文化と文化行政	ぎょうせい
ギャリートムソン	岡山民俗 1～3	名著出版
椎名仙卓	博物館の環境管理	雄山閣
	日本博物館発達史	雄山閣
	写真で見る日本生活図引 第1巻～第5巻	弘文堂
	国史大辞典 9	吉川弘文館
有元正雄	編年差別史資料集成 第12巻	三一書房
	近世瀬戸内農村の研究	溪水社
	不滅の建築4 厳島神社	毎日新聞社
	国宝大事典 1～5	講談社
下垣内和人	図譜江戸時代の技術 上、下	恒和出版
倉田公裕	芸備俳諧資料集 Ⅲ	溪水社
	博物館の風景	六興出版
	日本方言大辞典 上巻、下巻、別巻	小学館

逐次刊行物

歴史学研究	575～586
日本歴史	479～490
地方史研究	197～200
広島県文化財ニュース	116～119
博物館研究	第23巻4号～第24巻3号
月刊文化財	295～306
文化財の虫菌害	第14号～第16号

受贈図書

〔読谷村立歴史民俗資料館〕

読谷村立歴史民俗資料館年報 第13号

読谷村立歴史民俗資料館紀要 第12号

資料館だより No. 21

〔大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館〕

宇佐風土記の丘歴史民俗資料館年報 1987
年度

職人文化の世界

USA SITE MUSEUM NEWS No. 16
～No. 17

〔佐賀県立九州陶磁文化館〕

九州陶磁文化館年報 No. 7

セラミック九州 No. 17～No. 18

〔伊万里市歴史民俗資料館〕

烏ん枕 40号

昭和62年度発掘資料展

〔長崎市立博物館〕

長崎市立博物館々報 No. 28

〔福岡市歴史資料館〕

福岡市歴史資料館研究報告 第12集

福岡市歴史資料館研究報告 第13集

福岡市歴史資料館年報 No. 16

〔福岡市教育委員会〕

60年度収集収藏品目録

〔北九州市考古博物館〕

北九州の中国陶磁

〔松山市立子規記念博物館〕

松山市立子規記念博物館年報 6

子規を生む源流 河野氏と一遍

連歌一「座」の文学

子規博だより Vol. 7—4～Vol. 8—3

〔山口県立山口博物館〕

館報 11

山口博物館研究報告 第14号

〔毛利博物館〕

毛利博物館

〔廿日市市〕

廿日市町史 通史編上

廿日市町史 通史編下

〔広島県企画振興部〕

土地分類基本調査 加計

〔広島市公文書館〕

広島市公文書館紀要 第11号

図書目録 I

〔広島市立中央図書館〕

広島資料目録 第2巻

〔広島市郷土資料館〕

山まゆ織り

広島市における木履の製造と民俗

ひろしま郷土資料館だより 第10号～第11
号

〔広島県立美術館〕

探美 No. 49～No. 50

〔広島県立文書館〕

広島県立文書館概要

古文書に見る安芸・備後の南北朝動乱と情報

〔東広島市教育委員会〕

埋蔵文化財調査報告書 1987

東広島市の文化財 滝

〔広島県立歴史民俗資料館〕

年報 昭和61年度

年報 昭和62年度

〔広島県農村文化史料館〕

いとぐるま 第4号

〔尾道市教育委員会〕

尾道遺跡 1986

〔尾道市立美術館〕

日本名宝の旅・尾道

第31回 安井賞展

ダイヤモンド展

ルネ・ラリック展

〔向島町教育委員会〕

向島の民俗

〔沼隈町教育委員会〕

備後表の記録

〔福山市立福山城博物館〕

錦絵展－庶民の粋と娯楽

〔広島県草戸千軒町遺跡調査研究所〕

草戸千軒町遺跡 1986

草戸千軒 No. 166～No. 177

〔広島県立博物館開設準備室〕

広島県立歴史博物館準備だより No. 2

〔福山市鞆の浦歴史民俗資料館〕

福山市鞆の浦歴史民俗資料館

資料館だより 創刊号～第2号

〔ふくやま美術館〕

ふくやま美術館ニュース No. 2～No. 3

〔神辺町立歴史民俗資料館〕

歴史民俗資料館資料目録 VII

〔新市町立歴史民俗資料館〕

歴史民俗資料館年報 創刊号

〔澤田野呂遺跡発掘調査団〕

澤田野呂遺跡発掘調査報告 1988

〔広島民俗学会〕

広島民俗 第28号～第30号

〔大聖院〕

霊峰 第288号～第298号

〔岡山県立博物館〕

研究報告 9

博物館だより No. 30～No. 31

〔倉吉博物館〕

倉吉博物館 倉吉歴史民俗資料館要覧
1988

倉吉博物館だより No. 15

〔鳥取県立博物館〕

鳥取県立博物館研究報告 第25号

昆虫類目録 6

郷土と博物館 第33巻第1号～第34巻第1号

〔神戸市立博物館〕

博物館だより No. 23～No. 26

〔大阪市立博物館〕

大阪市立博物館報 No. 27

〔国立民族学博物館〕

国立民族学博物館国内資料調査委員調査報告集 9

〔日本民家集落博物館〕

民家集落ふるさとだより 8

〔奈良県立民俗博物館〕

民俗博物館研究紀要 第11号

奈良県立民俗博物館年報 1988

民俗博物館だより Vol. XIV No. 2～Vol. XV No. 1

〔真珠博物館〕

不思議真珠図鑑

〔三重県立博物館〕

資料目録 美術工芸

資料目録 民俗

資料目録 考古

〔京都府立山城郷土資料館〕

ふるさとの職人

京都の明治農具絵図

発掘成果速報－昭和62年度の調査から－
山城郷土資料館だより 第8号

〔京都府立丹後郷土資料館〕

丹後国一宮竈神社の秘宝

鍛冶屋と鋳物師

禪利 丹後・丹波

丹後郷土資料館だより 第16号

〔京都国立博物館〕

京都国立博物館年報 昭和61年度

〔京都市考古資料館〕

平安宮豊楽殿

〔福井県立博物館〕

福井県立博物館年報 第2号

博物館の概要

ふくいミュージアム No. 13～No. 14

〔石川県立歴史博物館〕

紀要 第1号

近衛家陽明文庫の秘宝

一向一揆

石川れきはく 第7号～第9号

〔富山市科学文化センター〕

館報 第9号

〔松本市立博物館〕

あなたと博物館 No. 32～No. 42

〔平家谷伝承研究会〕

平家谷通信 第14号～第17号

〔名古屋市博物館〕

名古屋市博物館だより 62号～67号

〔沼津市歴史民俗資料館〕

沼津市博物館紀要 12

原始・古代の住まい

資料館だより 78～83

〔平塚市博物館〕

平塚市博物館研究報告 No. 11

所蔵資料目録 V

平塚・石仏めぐり

相模川流域の弥生時代

〔神奈川大学日本常民文化研究所〕

要覧 1988

歴史と民俗 3

民具実測図の方法 I

民具マンスリー 第21巻1号～第21巻12号

〔日本のあかり博物館〕

博物館ノート No. 17～No. 19

〔家具の博物館〕

博物館だより No. 14～No. 15

〔サントリー美術館〕

サントリー美術館ニュース 第97号～第103号

〔大田区立郷土博物館〕

大田区立郷土博物館収蔵品目録 考古部門 I

写された明治の東京

鷹狩りー歴史と美術

郷土博物館だより 第19号

〔ペンタックスギャラリー〕

Pentax Gallery News No. 72～No. 74

〔郵政省通信博物館〕

資料目録 No. 38

静岡県駅通御用留 その2

〔お茶の水女子大学学芸員課程〕

博物館実習報告 No. 4

〔丹青総合研究所〕

ミュージアム・データ No. 5

〔全国農協観光協会〕

農村生活便覧

〔町田市立博物館〕

町田市絵画調査報告書 I

町田市の仏像

日本の滑稽絵

多摩の古代中世

博物館だより 20

〔埼玉県立博物館〕

紀要 14

博物館館有資料目録 IV

日本のあけぼの

博物館だより 61号～64号

さいたまのはくぶつかん 第8号

〔埼玉県立歴史資料館〕

館報 第9号

〔千葉県立安房博物館〕

房総半島の漁撈用具 第1集

房総半島の漁撈用具 第2集

貝と私たちの暮らし

安房博物館報 第45号～第46号

〔千葉県立総南博物館〕

総南博物館 第37号～第39号

〔茨城県立歴史館〕

茨城県立歴史館報 15

茨城県立歴史館報 16

〔新潟県美術博物館〕

美術博物館だより 32

〔群馬県立歴史博物館〕

群馬県立歴史博物館紀要 第9号

博物館だより No. 30～No. 33

〔福島県歴史資料館〕

研究紀要 第10号

歴史資料館収蔵資料目録 第17集

〔会津民俗館〕

会津民俗館だより 第17号～第18号

〔秋田県立博物館〕

秋田県立博物館研究報告 第13号

昭和62年度館報

博物館ニュース No. 69～No. 74

〔宮城県立東北歴史資料館〕

東北歴史資料館年報 62年度

東北歴史資料館 第17号

〔岩手県立農業博物館〕

稲作における農機具・生産資材の発達史 I

農業博物館だより No. 44～No. 45

〔根室市博物館開設準備室〕

根室市博物館開設準備室紀要 2号

町史のあゆみ

1. 日誌から

- 昭和64年1月7日 昭和天皇崩御し、「平成」と改元される。
- 平成元年1月9日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第73回 佃）。
- 2月4日 西井章氏来室（厳島神社の分布調査）。
- 6日 編さん委員甲斐英男氏逝去。
郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第74回）。
- 8日 故甲斐英男氏葬儀に参列する。
- 20日 水族館山下欣二氏来室（水生生物の調査）。
- 24日 大喪の礼。
- 27日 是光吉基氏来室（石造物の調査）。
- 3月6日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第75回）。
- 8日 NHK 宮崎氏来室（「新国宝の旅」取材調査）。
- 13日 大竹市和田家資料調査（～17日 宮島関係資料の調査と写真撮影を実施する）。
- 20日 厳島神社訪問（調査等の打ち合わせ）。
- 28日 広島市立中央図書館訪問（調査等の打ち合わせ）。
- 4月3日 関太郎氏来室（自然と人間編調査打ち合わせ）。
郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第77回）。
- 18日 広島大学朝倉尚氏来室。
- 25日 山県郡千代田町史編さん室訪問（宮島関係文献の所在状況を調査する）。
- 5月1日 新教育長沖元義彦氏着任。
郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第78回）。
- 29日 弥山調査。
- 6月3日 中四国民具学会大会（～4日 島根県益田市）。
郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第79回）。
- 5日 奥の院調査。
- 12日 広島修道大学学生来室（民芸について）。
- 21日 山口県和木町松並氏来室（厳島合戦について）。
- 22日 編さん委員頼祺一氏来室。
- 7月3日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第80回）。
- 4日 野坂家資料調査（～6日）。
- 編さん委員頼氏・広島大学朝倉氏の協力を得て、目録の作成と写真撮影を实

施する。

- 7日 瀬戸田町教育委員会藤井氏来室（町史編さんのあり方について）。
- 10日 大竹市和田家資料調査（～15日）。
- 19日 厳島神社管絃祭。
- 20日 県立美術館を訪問（厳島屏風について）。
- 8月7日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第81回）。
中学校教員島内研修。
- 24日 町内地蔵盆行事の写真撮影をする（徳寿寺・港町・桜町）。
- 9月1日 大竹市和田家調査（～2日）。
- 4日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第82回）。
- 8日 編さん委員土井作治氏来室。
- 14日 幸神社祭礼の写真撮影をする。
- 24日 『民俗編』専門委員会を開催する（県立図書館会議室）。
- 28日 著作権講習会に参加する（～29日 県立生涯教育センター）。
- 10月2日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第83回）。
- 3日 『民俗編』専門委員西井章氏逝去。
- 4日 故西井章氏葬儀に参列する。
- 5日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会に参加する（～6日 県立文書館）。
- 7日 安芸郡府中町田上敏文氏来室（宮島と府中町の関連について）。
- 13日 編さん委員土井作治氏来室。
- 16日 『自然と人間編』担当林勝治氏・同水族館山下氏来室。
- 19日 県立歴史民俗資料館井上久美子氏来室。
- 20日 編さん委員土井作治氏来室。
- 21日 『自然と人間編』担当林勝治氏。
- 25日 町職員同和研修。
- 11月6日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第84回）。
県立博物館松崎哲氏来室。
- 12日 広島市三篠公民館「中国帰国子女会」の来島案内。
- 13日 『民俗編』調査（～18日）。神保教子氏・野上彰子氏が来島され調査を行う。
- 17日 編さん委員土井作治氏来室。
- 18日 編さん委員藤井昭氏来室（民俗編の調査）。
- 20日 『地誌紀行編』専門委員会を開催する（宮島町）。
- 25日 中四国民具学会大会（～26日 愛媛県内子町）。
- 27日 是光吉基氏来室（石造物の調査）。
- 12月4日 郷土学習講座『厳島道芝記の世界』（第85回）。

- 8日 編さん委員土井作治氏来室。
11日 白井比佐雄氏来室（『民俗編』厳島神社の分布調査）。
14日 広島女子大谷富夫氏来室（『民俗編』社会生活の調査）。
15日 編さん委員土井作治氏来室。

2. 委員会から

①平成元年9月24日 民俗編専門委員会を開催する。

出席者：藤井昭氏・友久武文氏・木谷昌光氏・栗原秀雄氏・谷富夫氏・佐々木卓也氏
民俗編の執筆要領の説明を行ない、進行状況調査成果の報告から執筆枚数・原稿の締め切り時期の協議をする。

②平成元年11月20日 地誌紀行編専門委員会を開催する。

出席者：土井作治氏・児玉正昭氏・頼一氏・三宅紹宣氏
近世地誌編の資料選別、解題・解説の担当分担、入稿・印刷のスケジュール等について協議する。

3. 調査活動から

①文献資料調査

- ・野坂家のご協力をえて、3日間の調査を行なった。昭和60年からはじめにこの調査も第6次となった。
- ・小方和田家にて13日間にわたって宮島関係資料の写真撮影をさせていただいた。
- ・山県郡千代田町史編さん室では、明治8年の厳島大明神寄附帳や享保5年の大鳥居再興の寄附帳、宮島縁起の写本があることを教えていただいた。

4. その他

町広報紙連載『町史の窓』

- 昭和64年1月号 第57回 筑紫紀行（8）—商人の旅— No. 361
平成元年2月号 第58回 筑紫紀行（9）—商人の旅— No. 362
平成元年3月号 第59回 筑紫紀行（10）—商人の旅— No. 363
平成元年4月号 第60回 筑紫紀行（11）—商人の旅— No. 364
平成元年5月号 第61回 筑紫紀行（12）—商人の旅— No. 365
平成元年6月号 第62回 筑紫紀行（13）—商人の旅— No. 366
平成元年7月号 第63回 筑紫紀行（14）—商人の旅— No. 367

平成元年 8 月号 第64回 筑紫紀行 (15) 一商人の旅一 No. 368
平成元年 9 月号 第65回 筑紫紀行 (16) 一商人の旅一 No. 369
平成元年10月号 第66回 筑紫紀行 (17) 一商人の旅一 No. 370
平成元年11月号 第67回 筑紫紀行 (18) 一商人の旅一 No. 371
平成元年12月号 第68回 筑紫紀行 (19) 一商人の旅一 No. 372

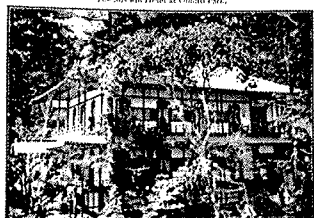
本年は、正月気分も醒めやらぬ 1 月 7 日天皇の崩御に接し昭和から「平成」へと新しい時代の幕明けともなった。そのなかで 2 月には編さん委員の甲斐英男氏、10月には民俗編の西井章氏のお二人のご逝去に直面した。甲斐氏には宮島の近代史を、西井氏には厳島神社の分布の民俗的研究をご担当いただく予定であり、編さん事業への痛手ははかりしれない。いまはお二人のご冥福をお祈りするばかりである。

六、宮島ホテル関係写真・絵葉書

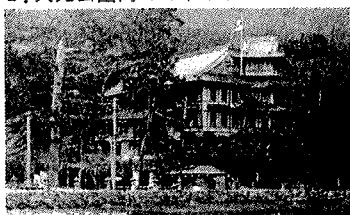
宮島ホテル及びその前身とされる白雲洞（後に「たち花」と改称―「宮島ホテル沿革」、ミカドホテルに関する写真等三八点のうち一〇点を掲げる。白雲洞については、「大元川は園の中間を横貫奔流して、白雲洞の西側を抄めて海にそゞぐ、（中略）奇橋亭樹この間に散在して趣を添へ、以て東西の遊客を迎るものを旅館白雲洞とす」（瀬田格一『厳島写真帖』、一九〇五年）とあり、ミカドホテルは、「旅宿は大小数十戸あり、概ね日本風なるが、ミカドホテルのみは西洋風なり。ミカドホテルは神戸市海岸通なる同名の旅館の分店にして、大元公園にあり」（重田定一『厳島誌』、一九一〇年）と記されている。なお、写真のうちミカドホテルについてのみ、岡本織人『厳島案内記』（一九〇九年）より転載した。



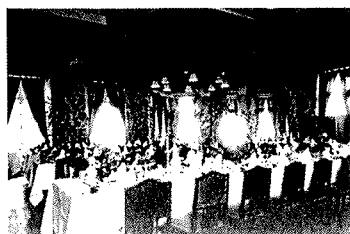
1. 「旧白雲洞」 縦101mm×横148mm
The Miyajima Hotel at Onago Park.



2. 大元公園内ミカドホテル



3. The Miyajima Hotel Ltd,
Miyajima Japan
縦91mm×横141mm



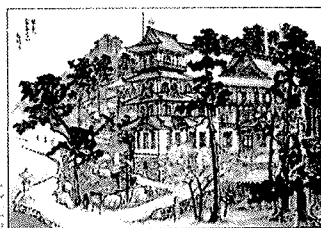
6. 「宮島ホテル大食堂」
縦101mm×横132mm



9. 大元公園と宮島ホテル
縦90mm×横141mm



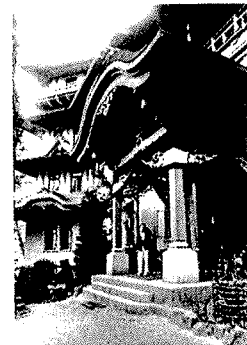
5. A Bed Room of the Miyajima Hotel Japan
縦90mm×横140mm



8. 陽春の宮島ホテル
縦90mm×横141mm



10. Itukusima shrine & Miyajima Hotel
縦90mm×横141mm



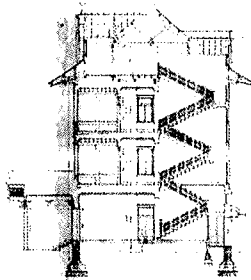
4. 「宮島ホテル玄関」
縦150mm×横110mm



7. 「宮島ホテル待合室」
縦110mm×横132mm

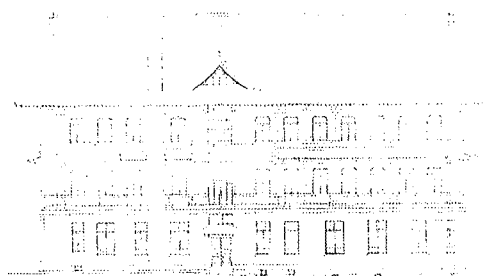


塔屋切斷面



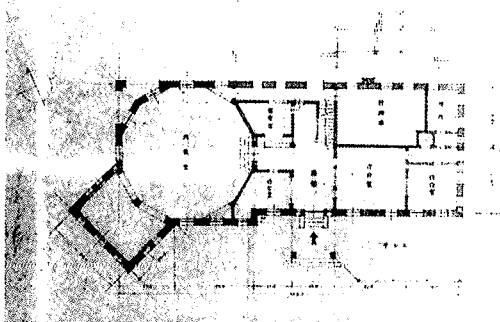
安藝國宮崎神社新築設計圖 概略圖
設計人 土井大生

5. 縦断面図・塔屋切斷面 縦705mm×横924mm



安藝國宮崎神社新築設計圖 外立面
設計人 土井大生

4. 背面図 縦750mm×横950mm

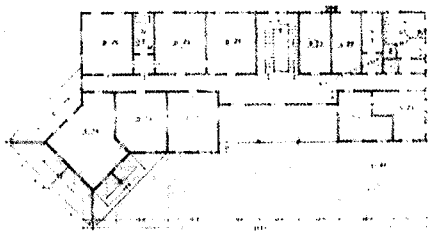


7. 老階平面図 縦495mm×横752mm

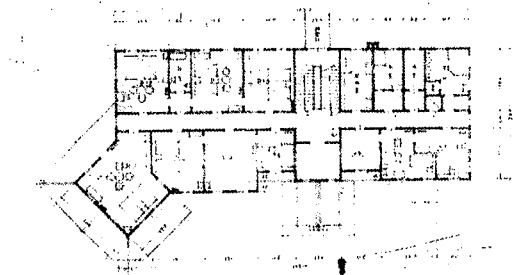


安藝國宮崎神社新築設計圖 横断面
設計人 土井大生

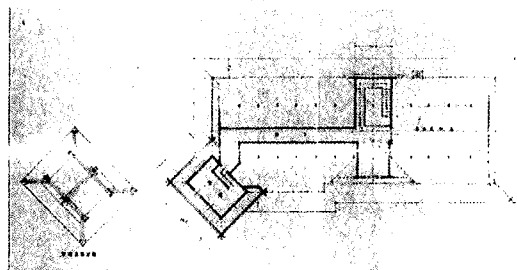
6. 横断面図 縦700mm×横936mm



9. 参階平面図 縦525mm×横761mm



8. 式階平面図 縦513mm×横756mm

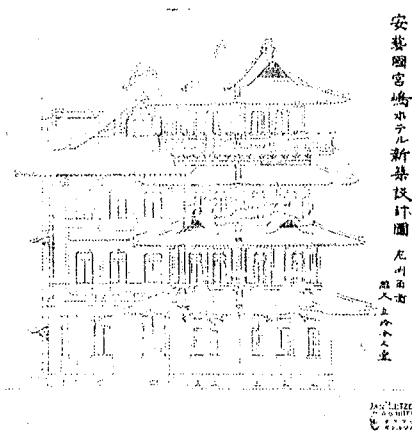


10. 四階平面図 縦524mm×横755mm

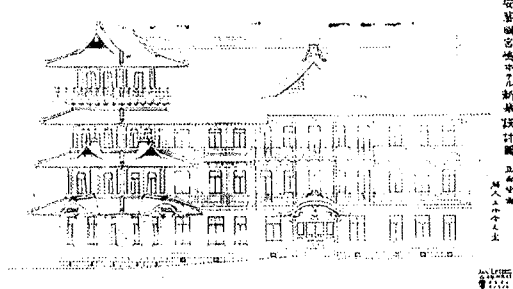
一貯水池ヨリ本館建家へ引水ハ亜鉛引鉄管径二吋ヲ用ヒ道路横断ノ箇所ハ道路路面ヨリ深壹尺五寸下ニ埋設シ貯水池ノ剰溢水ハ土管ニテ建家南側排水溜へ誘致シ海面ニ排泄ス

五、宮島ホテル設計図

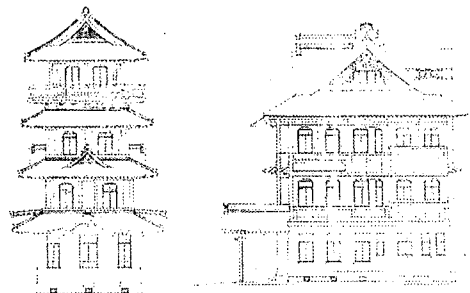
大正六（一九一七）年に竣工した宮島ホテル本館の設計図。左に紹介する図の他に、床構造図、梁構造図、天井伏図、骨組詳細図、小屋組詳細図など、同一の図面も合わせて計五二点。このうち設計者ヤン・レツルの署名入りは二三点。ヤン・レツル（一八八〇年～一九二五年）はチエコスロバキア人で一九〇七年に来日、一九一六年まで設計活動を行なっている。その作品としては、純西洋建築（セセッションスタイル）の聖心女子学院本館・正門、広島県物産陳列館（現「原爆ドーム」）、「擬和風」建築の松島パークホテルなどがある。宮島ホテルの設計に携わったのは、ヤン・レツルに松島パークホテル、広島県物産陳列館の設計を依頼した当時の広島県知事寺田裕之との関係による。詳しくは、松林俊一氏「原爆ドームの姉妹たち」（中国新聞、一九八七年八月五日付）、杉本俊多氏「ウィーンの革新派が考案・原爆ドームのデザイン的ルーツ」（同、一九八八年八月二日付）、「ドームの設計者ヤン・レツルの仕事」（INAXスペース、一九八九年七月）などを参照。



3. 左側面図 縦656mm×横650mm



1. 正面姿図 縦708mm×横1150mm



2. 右側面図・塔屋正面図 縦714mm×横944mm

憩所設置などのために、宮島ホテルより広島県及び厳島神社へ提出された公園地・神社境内地の使用願の控（計二八件）である。左には、一九一八年七月五日付の願届控を掲げた（図面は省略）。

神社境内地使用願

今般左記各項ニ依リ官幣中社厳島神社撰社大元神社境内山林中ニ水道ヲ新設シ新築本館ノ給水及防火用水ニ相充テ度候ニ付特別之御詮議ヲ以テ右境内地使用之義御許可被成下度尤モ大正貳年四月内務省令第六号神社境内之條章特ニ使用ニ関スル御規定ハ堅ク相守リ可申尚別紙工事仕様書ノ通り水道ハ總テ埋設シ工事中ハ勿論工事竣成後ト雖モ樹木ヲ損傷シ又ハ境内風致ヲ害スル様ノ義ハ一切致間敷万一水道及貯水池共破損或ハ漏水等ノ事有之候時ハ直ニ復旧工事ヲ施シ若又神社ニ於テ必要上該水道ノ撤却ヲ請求セラル、事有之候時ハ何時タリトモ即時原形ニ復帰シ返上可致候間何卒速ニ御許可被成下候様仕度別紙図面及仕様方法書相添此段奉願候也

一、名称 上水道并ニ貯水池

二、位置 官幣中社厳島神社撰社大元神社境内別紙図面之通

三、間数又ハ坪数 イ、水道延長 參百四拾六間

ロ、貯水池 六尺四方深サ六尺

四、構造 イ、水道 土管及鉄管ヲ地下ニ埋設ス

ロ、貯水池 土地ヲ掘穿別紙図面ノ通り内部煉瓦造、蓋

ハ木造

五、使用料 壹ケ年金拾円五拾銭也

大正六年七月五日

広島県佐伯郡厳島町大元壱番地

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

広島県知事 馬淵銳太郎殿

株式会社宮島ホテル新築本館引水并ニ貯水池新設工事仕様方法書

一引水管 長延 參百四拾六間

内

土管埋設 參百參拾五間

鉄管埋設 拾壹間

一貯水池 煉瓦造 方六尺 深六尺 壱ケ所

以上神社境内地ニ関スル分

右仕様

一引水管下布堀深平均壱尺五寸通り堀方致シ地底搗締メ土管葉掛本焼徑三寸継手セメント挟ミ尚外周ヘ石灰モルタル充分巻キ包ミ埋設シ鉄管内徑式時継手ソケットヲ用ヒ漏水セリル様入念施工シ鉄管露出部ハ風致ヲ害セサル様隠蔽ス

一貯水池別紙図面相当堀方ヲナシ割栗石厚壱尺入レ大蛇ニテ搗締メコンクリート（調合セメント一砂三砂利六）厚壱尺打込ミ焼過煉瓦ヲ用ヒセメントモルタル（調合セメント一川砂三）ニテ三方厚煉瓦壱枚半前面図面ノ通り段積ニ厚サヲ増シ配水管掃除管剩溢管等積込ミ内部厚五分セメントモルタル塗仕上屋蓋木製コールドター塗トナシ道路其他ヨリ直接視線ニ触レサル様周囲ヘ樹木植付風致ヲ損傷セサル様ニ為ス

備品費	利息	利益	合計
二、〇四三・五七	二、四九三・〇〇	三四六・一八	計二六二、二七九・八五
当期利益金	納税積立金	差引当期純益金	前期繰越損失金
三四六・一八	一四五・五〇	二〇〇・六八	二七、九三六・〇一
			差引後期繰越損失金 二七、七三五・三三

利益金処分

右之通りニ候也

昭和十九年二月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 山本為三郎

取締役 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 広尾楠之助

取締役 喜田三郎

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 渋谷英次郎

取締役会長山本為三郎氏、取締役高橋龍太郎氏、同松阪昭二氏、同広尾楠之助氏任期満了ノ処改選ノ結果夫々再選セラレ留任承諾セラル

重役会決議録

昭和十九年四月参日当会社ニ於テ左記議案ニ付テ役員会ヲ開催ス

議案

広島財務局長ヨリ当社廠島本店、本館並ニ附属建物及諸設備、什器一切買収ノ交渉アリタル件ニツイテ

一 松阪取締役ハ当社ノ経営愈々困難トナルベク尚此際国家ニ奉仕ノ一端トモ相成ルベキコトナレバ売却然ルベキ旨ヲ述ベラレ一同之ニ賛成ス

一 山本会長ヨリ価格ノコトニツイテ相談アリタル処之ハ会長一任ニ決ス

一 山本会長ハ金参拾五万円也ヲ最高目標トシテ若干ノ減額然ルベキモノナルコトヲ述ベラレ一同異議ナク賛成ス

昭和拾九年四月参日

株式会社宮島ホテル

取締役会長 山本為三郎

取締役 高橋龍太郎

同 松阪昭二

同 広尾楠之助

同 喜多三郎

監査役 井東茂兵衛

同 渋谷英次郎

四、公園神地願届控綴

仮綴一。縦280mm×横210mm。一九一五年〜一九一七年。新築本館の上水道・防火用貯水池・暖房用汽罐（ボイラー）等の設置、参拝者の休

消 雜 廣 通 洗 運 被 保 備 文

耗 告 信 濯 服 險 具

費 費 費 費 費 費 費

九三七〇〇六
六、五八七 一三
三一二二二三
一、一五三 六九
三、一六一 一三
一、六一六 三〇
一、三九一 四七
一、二〇一 九三
二、七六三 五二
一八二八一

視 察 試 食 費
割 引 金
償 却 金
利 息
雜 損
送 迎 費
利 益
合 計

一、二四 四九
二〇八 二五
一三、〇〇〇 〇〇
九、九六〇 九三
九四 七三
五五 〇四
八、〇三八 九六
三七五、五〇四 八八

損益計算書

一金 參拾七萬五千五百四円八拾八錢也 總收入金

一金 參拾六萬七千四百六拾五円九拾貳錢也 總支出金

差引金 八千參拾八円九拾六錢也 当期利益金

一金 參萬五千九百七拾四円九拾七錢也 前期繰越損失金

一金 貳萬七千九百參拾六円壹錢也 後期繰越損失金

右之通りニ候也

昭和拾八年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 山本為三郎

取締役 高橋龍太郎

同 松阪昭二

同 広尾楠之助

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

同 渋谷英次郎

監査役井東茂兵衛氏、渋谷英次郎氏任期満了ニ付改選ノ結果何レモ重
任、取締役補欠選舉ノ結果喜多三郎氏選任セラル

第五拾貳回營業報告書

(自昭和十八年一月一日至十二月三十一日)

貸借対照表

借方(資産之部)

未払込株金	九〇、〇〇〇 〇〇
家屋	一八三、一一三 六〇
什器	七六、八九一 四六
什掛代	六二八 九四
未経過	七二 六九
貯藏品	三五、七七九 二三
預備金	二三、七五六 四八
有価証券	三、五九八 〇〇
現金	二二七 二八
前期繰越損失金	二七、九三六 〇一
合 計	四四二、六四三 六九

貸方(負債之部)

株主定積立金	三〇〇、〇〇〇 〇〇
法定積立金	二、四〇〇 〇〇
借入金	一一八、二〇〇 〇〇
未払金	一七、八四二 七七
仮受金	三、八五四 七四
利益金	三四六 一八
合 計	四四二、六四三 六九

損益計算書

収入之部

売上代金	二五九、八三九 四一
雑収入	二、一四五 八九
利息	二九四 五五
合 計	二六二、二七九 八五

支出之部

諸人材料費	一六六、八一八 一五
諸人燃料費	三七、五八一 三四
諸人旅費	四、五八五 七二
諸人附稅	一、八五三 二一
諸人寄附金	五、四五一 四
借入地料	二、五三八 六六
保家燈料	七、八九二 二二
薪炭費	一、三四九 〇四
修繕費	二、二二三 一六
消耗費	五、二八六 八九
洗濯費	一、五三三 五二
通信費	七、九六七 五七
運賃費	一、二六九 三九
諸雜費	二、二六八 七一
合 計	六四七、九五一

同 渋谷英次郎

第五拾壹回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和拾七年壹月壹日より同年拾貳月參拾壹日ニ至ル貸借対照表、財産目録、損益計算書及ビ營業ノ概況ヲ報告スルコト左ノ如シ

營業ノ概況

昨年末遂ニ米英ニ對シ宣戰ノ大詔ヲ拜スルニ至リ一億總力以テ聖戰完遂ニ邁進スベキ秋ニ當リ当社トシテハ勞力並ニ物資ノ節約ヲ強化シ時局ニ即応スベク努力セリ
嚴島ニ於テハ自然遊覽ヲ目的トスル來島者減少シ宿泊客壹割五分食事客四割ヲ夫々減ジ損失ヲ免レザリシモ嚴島ニ於ケル食堂ハ一般ノ好評ヲ得業績良好ニシテ特ニ産業戰士ニ對シ唯一ノ慰安場トシテ認メラル、ニ至リタルハ当事者ノ最モ欣快トスル処ナリ

株主總會

昭和拾七年貳月七日午前拾壹時當会社ニ於テ第五拾回定時株主總會ヲ開催ス出席株主四拾七名ニシテ此ノ株數五千七百貳拾五株ナリ（總株主數六拾四名、總株數六千株）取締役會長山本為三郎氏議長トナリ左ノ議案ニ付審議ス

第壹項 貸借対照表、財産目録、損益計算書（自昭和拾六年壹月壹

日至同年拾貳月參拾壹日）ハ満場一致之ヲ承認ス

第貳項 利益金処分ニ就イテハ議長一任ニ決シ前期繰越金ニ補填案

ヲ可決ス

第參項 監査役取締役選舉ノ件ハ議長ヨリ延期ヲ述べ満場承認セリ

株式ノ異動

本期間ニ於テ株式名義書換ヲナシタルモノ壹件ニシテ此ノ株數百株ナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇	法定積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛代金	八一六・三九	未払金	二、四〇〇・〇〇
家屋	一八三、一一三・六〇	借入金	九、四〇四・九九
器具什器	七六、五五四・九六	利益金	一一〇、六〇〇・〇〇
貯蔵品	三六、九六四・五二	計	四三〇、四四三・九五
未經過金	八七九・四六		
銀行預金	九六・四八		
繰越損失	三、〇八〇・五六		
仮払金	三五、九七四・九七		
有価証券	一、七九七・〇一		
計	四三〇、四四三・九五	金	額

損益計算表

收入之部		支出之部	
売上代金	三七四、二五三・九九	諸料	七五、五一二・一一
雑收入	一、〇〇九・八三	飲料料	一六九、四〇九・五七
利益	二四一・〇六	給與料	二七、〇二二・〇〇
計	三七五、五〇四・八八	諸費	一〇、〇七〇・四二
		旅費	九八五・六四
		諸金	四、六一七・六四
		附接	二、六九〇・九八
		家賃	一、九一六・三三
		薪炭費	八、一一八・九九
		修繕費	二、七八六・八九
		費	六、二五二・三〇
		計	六八九、九三四

營業ノ概況

本期ニ入り勞力並ニ諸物資ニ対スル統制ハ一層強固ヲ加ヘラルルニ至リ当社トシテハ時局ニ則チ自肅以テ業ニ当リタル結果、本店ニ於テハ業績不振ナリシモ広島ニ於ケル大衆食堂ノ利用者益々増加ノ傾向ニテ僅少乍ラ利益金ヲ計上シタルハ当事者ノ欣幸トスル処ナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
金	額	金	額
未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇	株	三〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛代金	一、〇五三・三九	法定積立金	二、四〇〇・〇〇
家屋	一九〇、一一三・六〇	社員積立金	一、〇四四・八三
器具什器	八一、〇一〇・四九	未払金	一五、三七一・六九
貯蔵品	三〇、〇〇六・七二	借入金	一一三、〇〇〇・〇〇
未經過金	四〇六・〇一	仮受金	一、一一五・六四
金銀	一六七・五六	利益金	三九八・九九
銀行預金	三、九八六・八五		
繰越損失	三六、三七三・九六		
仮払金	一四四・一〇		
商品	六八・四七		
合計	四三三、三三一・一五	合計	四三三、三三一・一五

損益計算表

收入之部		支出之部	
金	額	金	額
室料	二〇、二二九・九五	諸料	九一、九五六・七五
飲料	一四三、五一三・七三	飲料	五一、八六三・四七
雑収入	六六、五四〇・八二	給與	三五、一〇三・四二
商利	八、八六三・〇〇	雇費	六一四・二二
利息	一七〇・四四	旅費	一、四三五・一八
送迎	一六七・〇〇	賄費	五、〇五三・六六
合計	二二九、五四五・九四	合計	二二九、五四五・九四

諸寄附金

附金	金額
附金	二、六八七・二七
家賃	二、二九二・四四
燈地	一、五四七・六二
炭費	四、〇三六・六九
薪費	六、六八八・七九
修繕費	五、九五六・六一
消耗費	六、〇四五・九〇
通告費	五、二一八・七九
信託費	一、三六一・九七
洗濯費	七〇〇・二一
運賃	三、〇八四・三〇
合計	五、〇三九・三九

損益計算書

被服費	保料費	備品費	文具費	視察費	債却金	送金	利益金	合計
三、五〇八・一五	一、〇五六・五四	四、二一八・三四	一六二・六八	一三六・一五	三、〇〇〇・〇〇	三四八・五七	五〇八・八四	三九八・九九
合計	二二九、五四五・九四							

一金 貳拾參万九千五百四拾五円九拾四錢也 總益金
 一金 貳拾參万九千壹百四拾六円九拾五錢也 總損金
 差引金 參百九拾八円九拾九錢也 当期利益金
 一金 參万六千參百七拾參円九拾六錢也 前期繰越損失金
 一金 參万五千九百七拾四円九拾七錢也 後期繰越損失金
 右之通りニ候也
 昭和拾七年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 山本為三郎
 取締役 高橋龍太郎
 同 松阪昭二
 同 広尾楠之助
 右調査ヲ遂ゲ其ノ正確ナルコトヲ保証候也
 監査役 井東茂兵衛

備品費	文具費	經常費
三、八九九、〇二	五五八、一八	二、八二六、九〇

利	益	金
合	計	二九八、二八
		一九八、三四六八

損益計算書

一金 拾九万八千八百參拾四円六拾八錢也 總益金
 一金 拾九万七千八百參拾六円四拾錢也 總損金
 差引金 貳百九拾八円貳拾八錢也 当期利益金
 一金 參万六千六百七拾貳円貳拾四錢也 前期繰越損失金
 一金 貳百九拾八円貳拾八錢也 利益金
 再差引 參万六千參百七拾參円九拾六錢也 後期繰越損失金
 右之通りニ候也

株式会社宮島ホテル

取締役会長 山本為三郎
 取締役 高橋龍太郎
 同 松阪昭二
 同 松丸 蔚

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛
 同 渋谷英次郎

一 第四拾九回定時株主總會ニ於テ取締役高橋龍太郎、山本為三郎、松阪昭二、監査役井東茂兵衛重任、新ニ取締役トシテ広尾楠之助就任セリ
 一 山本為三郎会社ヲ代表スベキ取締役ニ重任セリ

第五拾回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地
 株式会社宮島ホテル

昭和拾六年壹月壹日より同年拾貳月參拾壹日ニ至ル營業ノ概況ヲ摘載シテ株主總會ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

昭和拾六年貳月貳拾貳日午前拾壹時ヨリ当会社ニ於テ第四拾九回定時株主總會ヲ開催シ取締役松阪昭二氏同期間ニ於ケル營業ノ概況ヲ報告シ当期利益金貳百九拾八円貳拾八錢ヲ繰越損失金參万六千六百七拾貳円貳拾四錢ニ補填処分スル案ヲ承認決議セリ

取締役參名、監査役壹名任期満了ニ付改選並ニ取締役壹名増員ノ件ヲ附議シ取締役高橋龍太郎、山本為三郎、松阪昭二、監査役井東茂兵衛夫々再選セラレ増員取締役ニ広尾楠之助選任セラレタリ

取締役松阪昭二氏ハ支那事變以來生ジタル大日本麦酒株式会社ヘノ未払金支弁ノタメ並ニ融通資金トシテ金壹万八千円也ノ金員借用ノ件ヲ提議シ之ヲ承認決議セリ

庶務事項

昭和拾六年貳月貳拾八日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役高橋龍太郎、山本為三郎、松阪昭二、広尾楠之助、監査役井東茂兵衛ノ就任登記申請ノ手續ヲ為シ之ヲ完了セリ

昭和拾六年四月五日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役松丸蔚死亡ニヨル登記申請ヲナシ之ヲ完了セリ

株式ノ異動

本期間ニ於テ株式ノ異動シタルモノナシ

広島県佐伯郡厳島町壱番地

昭和拾五年壹月壹日ヨリ同年拾貳月參拾壹日ニ至ル營業ノ概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

昭和拾五年貳月拾四日午前拾壹時ヨリ当会社ニ於テ第四拾八回定時株主總會ヲ開催シ取締役松阪昭二氏同期間ニ於ケル營業ノ概況ヲ報告シ当期損失金六千八百六拾五円八拾四錢ヲ後期繰越損失金ト為ス処分案ヲ承認スト決議セリ

一昭和拾五年貳月拾六日広島区裁判所廿日市出張所二於テ取締役松丸麿、監査役渋谷英次郎ノ就任登記申請ノ手續ヲ為シ之ヲ完了セリ

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ五件ニシテ此株數
貳百六拾株本期末現在株主六拾四名

時局ノ影響愈々甚ニシテ本年度外人宿泊客ハ事変前ノ五分ノ一二及
バズ詢ニ憂慮スベキ状態ニアリシ処先年来努メタル諸宣伝漸クソノ功
ヲ奏セシカ夏期以降邦人宿泊客並ニ食事客頓ニ増加近來稀ナル收入ヲ
得タリ、和式諸設備モ漸次完成シツ、アレバ将来邦人客ノ利用増加ヲ
期待シ居レリ

資產之部

科 目	收入之部	損益計算書							負債之部	
		計	合	利	借	掛	社	法	株	
金		四一三、四六九	金	益	入	買	員	定		金
額		九九	金	金	代	積	積	立	立	金
			二九八	一〇四、〇〇〇	五、〇〇一	一、七七〇	二、四〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	金
			二八	〇〇〇	四〇	三一	〇〇	〇〇	〇〇	額

— 103 —

記ノ通り可決

一昭和九年年度決算書及損失金処分ノ件原案通り可決

一取締役一名監査役一名改選ノ件

右ハ取締役ニ松丸蔚選任監査役、藤本忠兵衛重任セリ

貸借対照表

資産之部

科 目	金 額
-----	-----

未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇
商 売 勘 定 品	一九三・九六
掛 売 勘 定 品	二八八・四七
家 具	一五九・六四三・七五
什 器	八五・一一五・四四
貯 蔵 品	三、五一七・三六
未 經 過 金	八二四・〇三
現 金 在 高	三九二・八八
銀 行 預 金	二、三〇七・八四
預 ケ 金	二九八・一八
前期繰越損失金	二二、八九二・二四
当期損失金	九七・四二
合 計	三六五、五七一・五七

負債之部

科 目	金 額
-----	-----

株 本	三〇〇、〇〇〇・〇〇
法 定 積 立 金	二、四〇〇・〇〇
掛 買 勘 定 金	二、六二五・六三
借 入 金	五〇、〇〇〇・〇〇
未 払 金	七、〇四五・九四
未 払 利 息	三、五〇〇・〇〇

損益計算表

収入之部

科 目	金 額
-----	-----

室 料	一一、三六四・〇五
料 理 料	一六、一八八・七三
飲 料	二、九六五・二七
送 迎 費	一、八三三・六〇
雑 收 入	八八〇・五一
商 品 利 益	七一六・〇
利 息	二三・八八
当期損失金	九七・四二
合 計	三三、四二五・〇六

支出之部

科 目	金 額
-----	-----

原 料	八、八六七・四六
飲 料	一、五七六・九一
給 与	六〇二・〇七三
雇 費	一一九・八〇
旅 費	二二八・九五
贈 費	一、〇五四・九九
諸 税	五六八・三二

接待及贈答寄附	三三三・〇四
借 地 料	九三一・八三
保 險 料	七二三・六〇
点 燈 費	一、〇二九・三二
薪 炭 費	一、三八九・三二
修 繕 費	八一七・九四
消 耗 費	五六〇・五三
雑 費	四八七・〇四
廣 告 費	二七一・九九

損益計算

一金參万參千參百貳拾七円六拾四銭

一金參万參千四百貳拾五円〇六銭

差引九拾七円四拾貳銭

一金貳万貳千八百九拾貳円貳拾四銭

合計貳万貳千九百八拾九円六拾六銭

右之通り候也

昭和九年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

同 仙石良平

同 岡 景助

右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 藤本忠兵衛

通 信 費	三三三・七〇
洗 濯 費	七六五・一七
運 賃 費	一一二・三三
被 服 費	一一九・五一
送 迎 費	一、〇一九・八五
償 却 金	六、一二二・七三
合 計	三三、四二五・〇六

合計式万式千八百九拾式円式拾四銭 後期繰越損失金
右之通り候也

昭和八年式月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

同 仙石良平

同 岡 景助

右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

同 藤本忠兵衛

一昭和八年二月二十七日当会社ニ於テ第四拾壹回定時株主總會開催シ
左記ノ通り可決

一昭和七年度決算書及損失金処分案ノ件原案通り可決
一監査役井東茂兵衛任期満了ノ処再選ノ結果重任セリ

第四拾貳回營業報告書

佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和八年壹月壹日より同年拾貳月拾壹日ニ至ル間營業ノ概況ヲ摘載
シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

昭和八年式月式拾七日午後零時当会社ニ於テ第四拾壹回定時株主總會

ヲ開催取締役高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業ノ概況ヲ報告シ当期損
失金四千九百七拾七円壹銭ヲ後期繰越損失金ト為ス処分案ヲ承認スト
決議セリ

庶務事項

一昭和八年參月拾日広島區裁判所廿日市出張所ニ於テ監査役井東茂兵
衛就任登記申請ノ手續ヲナシ之ヲ完了セリ

一同月式拾參日広島縣知事ハ嚴島神社土地使用願書提出セリ

一同年四月式拾壹日広島縣知事ヨリ嚴島神社土地使用許可書受領セリ

一同年七月七日広島區裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役仙石良平住所
移転登記申請ノ手續ヲナシ之ヲ完了セリ

一同年拾貳月式拾四日当会社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル昭和九年壹月
壹日より定時株主總會終了ニ至ルマテ株式名義書換停止ノ旨公告セ
リ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ參件ニシテ此株數
式拾株本期末現在株主七拾壹名

營業ノ概況

本年ハ昨年未曾有ノ不況ニ遭遇セシタメ一層緊張シテ經費ノ節減ニ意
ヲ注キ専ラ旅客誘致策トシテ一般旅行会社ハ勿論斯業ニ案内書ヲ配布
シ内外遊覽者ノ吸集ニ努メ一面夏季ニ於ケル長滞在避暑客ノ招致ニ力
ヲ竭シタル結果聊カタリトモ恒例ヲ凌駕シタル業績^{セキ}ヲ見タルモ什器ノ
破損數年來逐次増加シ茲ニ之カ償却ノ必要迫リ本年モ亦損失ヲ免カル
能ハサリシハ当事者ノ遺憾トスルコトコナリ

昭和九年式月廿三日当会社ニ於テ第四拾貳回定時株主總會ヲ開催左

ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマテ株主名義書換停止ノ旨公告セリ

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ一件ニシテ此株數五株本期末現在株主七十一名

当期ハ沈衰セル財界ヲ鑑ミ一般料金ノ値下ヲ断行シ特ニ夏季三ヶ月間ニ涉リ宿泊料三割引ヲ以テ避暑客誘致ニ努メ一方人件費ヲ半減シ或ハ公園借地料ノ減額ヲ乞フ等諸般ノ經費ニ各々二或ハ三割ノ節減ヲ為シ得タルモ世界の不況ハ一層深刻トナリ加フルニ日支事変以後渡来スル外人著シク其ノ数ヲ減シ未曾有營業不振ニ遭遇シ本期モ亦損失ヲ見ルニ至リタルハ当事者ノ遺憾トスルトコロナリ

資産之部

科 目	金 額	未 払 込 株 金	商 掛 売 勘 定 品	家 掛 屋 器	什 貯 品	未 貯 金	現 金 在 高	銀 行 預 金
	九〇、〇〇〇 一六七、四四〇	一五九、〇九八 三六二、五六〇	九〇、三〇三 一八九、二三七	一、八九二 八二七、七八	一二三、五五五	三三八、五二		

株	法	掛	借	負債之部	預	前期繰越損失金	合
金	定積立金	買勘定金	入金		ケ	損失金	計
三〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	一四九二三八	五〇〇〇〇〇	金		二七、九一五三三	三六六、三〇七二一
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	額		四、九七七〇一	二一〇、八四三三

未 払 金	八、九一四、八三
未 払 利 息	三、五〇〇、〇〇
合 計	三六六、三〇七、二一

收入之部

科目	室料	飲料	送迎	雑収	商品利	当期損失	合計
金額	七、一八三・一	九、四七八・一	一、六五七・四	三、五二八・五	七、六五五・四	六、一八一・一	二五、五四八・七八
					六、一八一・一	四、九七七・〇一	七八

原 料	科 目
五、〇一六七三	金 額

一金四千九百七拾七円壹錢

合	價	送	運	洗	通	廣	雜	消	修	薪	点	保	借	接待及贈答寄附	諸	賄	旅	雇	給	飲
	却	迎		躍	信	告		耗	繕	炭	燈	險	地	税				備		
計	費	費	賃	費	費	費	費	費	費	費	費	料	料	金	費	費	費	與	料	
二五、五四八七八	五、九〇六三八	五〇八八九	九九四八	五一四〇三	二七〇一一	一五五四六	三四〇四九	三〇九四九	二四〇一八	七七七七一	八八六二五	七三四二〇	一、一七九八	一四九二〇	五九一二三	九四一九七	二〇六一七	七四七九	五七〇一〇四	一、〇〇七〇〇

諸 稅	接 待	借 地	保 險	点 燈	薪 炭	修 繕	消 耗
四七一八 九	壹參參 五	七式 六九	四壹 八五	五七 式	四九 〇六	參式 八參	貳式 壹七
廣	通	洗	運	賃	計	合	
告	信	濯	却	金	計	壹六 貳〇 參七 四	
費	費	費	費	費	費		
貳六 九壹 六	六參 參七	壹九 七五 六	貳八 四八 式	五四 四八	六五 〇〇		

損益計算

一金壹万五千九百八拾六円貳拾五錢
 總益金
 一金壹万六千貳百〇參円七拾四錢
 總損金
 差引金貳百拾七円四拾九錢
 当期損失金
 一金壹万七千六百九拾七円七拾四錢
 前期繰越損失金
 一金貳百拾七円四拾九錢
 当期損失金
 合計壹万七千九百拾五円貳拾參錢
 後期繰越損失金
 右之通り候也
 昭和七年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

同 仙石良平

右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

同 岡 景助

第四拾回定時株主總會決議事項

一 昭和六年下半年期決算書及損失金処分案承認可決
 一 監査役岡景助ハ監査役辞任セシニヨリ後任監査役及取締役一名選舉ノ結果取締役ニ岡景助、監査役ニ藤本忠兵衛選任就任ヲ承諾セリ
 一 当会社定款第二十一條第三十一條第四十二條變更ノ件可決

第四拾壹回營業報告書

佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和七年一月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル間營業概況ヲ摘載シ
 テ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

昭和七年一月十六日午後零時当会社ニ於テ第四拾回定時株主總會ヲ開
 催シ取締役高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況ヲ報告シ当期損失金
 貳百拾七円四拾九錢ヲ後期繰越損失金トナス処分案ヲ承認スト決議セ
 リ

庶務事項

一 昭和七年一月二十九日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役岡景
 助監査役藤本忠兵衛就任登記申請ノ手續ヲナシ之ヲ完了セリ
 一 同年二月四日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役仙石良平住所
 移転登記申請ノ手續ヲナシ之ヲ完了セリ
 一 同年三月四日広島通信局長ヘ電話機械設置場所變更申請書提出セリ
 一 同年同月八日広島通信局長ヨリ電話機械場所變更認可書受領セリ
 一 同年同月十五日広島県知事ヘ嚴島神社土地使用願書提出セリ

第四拾回營業報告書

佐伯郡嚴島町一番地

株式会社宮島ホテル

昭和六年七月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル日数壹百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

昭和六年七月十七日午後零時ヨリ当会社ニ於テ第三十九回定時株主總會ヲ開催シ取締役高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業ノ概況及計算ヲ報告シ当期損失金參拾四円四拾壹銭ヲ後期繰越損失金ト為ス処分案ヲ承認スト決議セリ

庶務事項

一 昭和六年七月二十七日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役高橋龍太郎松阪昭二重任登記申請ノ手續ヲ為シ之ヲ完了セリ
 一 同年八月二十日広島通信局ヘ電話機械設置場所変更申請書提出セリ
 一 同年九月二日広島通信局長ヨリ電話機械設置變更認可書受領セリ
 一 同年十二月二十五日当社定款第二十一條ニ依リ来ル昭和七年一月一日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマテ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株主ノ異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ七件ニシテ此株数壹百四拾株本期末現在株主七十一名

營業ノ概況

千九百二十九年以来世界の不景氣ハ頓ニ加速度的増大ノ傾向ヲ現シ世界の大混乱ノ渦中ニ在リシ当期ハ一層外遊來客ノ数ヲ減シ殊ニ満州事變ノ突発ニ伴ヒ支那經由ノ來遊者ハ其姿ヲ認メサリシ状態ニシテ夏季

及紅葉ノ季節ニ於テモ如上ノ關係ト本邦來遊客減少ニ基因シ昨年同期ニ比シ約六千百余円ノ減収タリシモ一面冗費ノ節減ニ最大ノ注意ヲ払ヒ収益ノ増殖ヲ図リタルモ損失ヲ見ルニ至リタルハ以テ当事者ノ遺憾トスルトコロナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	九〇、〇〇〇	株 資 本	參〇〇、〇〇〇
商 賣 勘 定 品	壹九七、七〇〇	法 定 積 立 金	貳、四〇〇
掛 売 勘 定 品	參四八、九七〇	掛 買 勘 定 金	壹、〇五五
家 具 屋 賃 五、七〇〇	貳九	借 入 金	五〇、〇〇〇
什 器 八、八四參	四貳	未 払 金	壹、七五八
準 備 品 貳、五參九	參參		
貯 藏 品 貳、五參六	四九		
未 經 過 金 六四八	四九		
現 金 高 貳、五九七	七七		
銀 行 預 金 貳、五九七	九七		
預 算 金 貳、八四〇	〇〇		
前期繰越損失金	七、六九七		
損 失 金 貳、七四九	四九		
合 計	參五八、貳參壹	合 計	參五八、貳參壹

損益計算表

收入之部		支出之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
室 料 六、貳參八	六八	原 料 參、八〇九	八五
飲 料 七、貳九九	五七	飲 料 四、九四九	八貳
送 迎 賃 九〇、〇七七	七七	給 與 六、〇九七	貳參
雜 費 九、五〇四	四七	雇 費 七、四參〇	〇〇
商 品 五、五八四	四九	旅 費 參、九五六	八六
利 益 貳、四四六	〇七	賄 費 五、四〇〇	參五
損 失 金 貳、七四九	四九		
合 計	壹六、貳〇參	合 計	壹六、貳〇參

因シ本期モ亦損失ヲ免カルコトヲ得ザリシハ遺憾トスル所ナリ
 尚一層旅客ノ吸集ト經費ノ節約ヲ計リ善処ノ道ヲ講スル事ニ意ヲ注ギ
 ツ、今期ヲ了セリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇	株 金	參〇〇、〇〇〇・〇〇
商 品	六八・六六參	法定積立金	貳、四〇〇・〇〇
掛 売	五六參・六六參	掛 買	壹、參五五・參九
家 屋	壹五五、六六五・貳六	借 入	五〇、〇〇〇・〇〇
什 器	八八、四四貳・八貳	未 払	參、五〇〇・〇〇
準 備	貳、壹九參・參參	未 払 金	九〇八・〇九
銀 行	四八八・九七		
預 金	五九貳・七八		
貯 藏	壹、九八九・壹〇		
未 經 過	四〇四・參五		
現 金	壹四〇・八七		
前 期 損 失	壹七、六六參・參參		
損 失	參四・四壹		
合 計	參五八、壹七參・四八	合 計	參五八、壹七參・四八

損益計算書

科 目	金 額	科 目	金 額
室 料	五、七五壹・五七	原 料	參、參〇九・九八
飲 料	六、壹四八・六五	給 料	六四〇・五七
送 迎	壹、貳八〇・〇六	廣 告	四、八五五・八七
維 修	六四七・五參	通 信	貳九六・壹五
商 品	八・六五	接 待 及 贈 答 寄 附	壹、壹九六・九六
利 益	四・五七	旅 費	參、〇四貳・〇
損 失	參四・四壹	運 賃	壹七壹
合 計	壹五、壹〇七・五貳	合 計	參五八、壹七參・四八

文 雜 保 薪 点 消 洗 賄
 具 險 炭 燈 耗 濯
 費 費 料 費 費 費 費

五五〇・四參
 壹九六・〇四
 貳參九・〇六
 五六貳・四〇
 七四四・四參
 四四四・九〇
 貳九參・參壹
 貳參・六參

損益計算

一金壹万五千七拾參円拾壹錢也 總益金
 一金壹万五千壹百〇七円五拾貳錢也 總損金
 差引金參拾四円四拾壹錢也 当期損失金
 一金壹万七千六百六拾參円參拾參錢也 前期繰越損失金
 合計壹万七千六百九拾七円七拾四錢也 後期繰越損失金
 右之通り候也
 昭和六年七月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 仙石良平

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 岡 景助

合 計	什 器	諸 税	借 地	修 繕	雇 傭
計	金	金	料	費	費
壹五、壹〇七・五貳	壹、壹〇〇・〇〇	七、七四參・九	七、參八・八壹	貳八〇・壹參	四、壹〇〇・〇〇

借保地点新修消耗雜告

地險燈炭繕耗料費費費費費費費

七式九五式
四四五六五
六八參六九
六五參七九
五式壹四七
四式五九六
參式八參式
貳四參八九

通	信	文	洗	運	什	合
費	費	費	費	費	價却	計
參七四六四	壹五八八	貳七〇四〇	壹六五七	壹、六〇〇〇	貳、參九五八六	

損益計算

一金貳萬貳千壹百六拾七圓七拾九錢也

總益金

一金貳萬貳千參百九拾五圓八拾六錢也

總損金

差引金貳百貳拾八圓七錢也

当期損失金

一金壹萬七千四百參拾五圓貳拾六錢也

前期繰越損失金

合計金壹萬七千六百六拾參圓參拾參錢

後期繰越損失金

右之通り候也

昭和六年一月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 仙石良平

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 岡 景助

第參拾九回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和六年壹月壹日ヨリ同年六月參拾日ニ至ル日數壹百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一 昭和六年壹月拾六日午後零時当会社ニ於テ第參拾八回定時株主總會ヲ開催シ取締役會長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ当期損失金貳百貳拾八圓七錢ヲ後期繰越損失金ト為ス処分案ヲ承認スト議決セリ

(以下二項別紙)

一 取締役高橋龍太郎、松阪昭二任期満了ノ処再選就任セリ

一 高橋龍太郎ヲ会社ヲ代表スベキ取締役ニ選任セリ

庶務事項

一 昭和六年六月貳拾五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル七月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ參件ニシテ此株數壹百株本期末現在株主七拾貳名

營業ノ概況

多年ノ不況ニ沈靜セル財界ヲ鑑ミ細密ナル注意ヲ以テ經費節減ヲ計リタルト昨年末モーターランチヲ新造セシタメ傭船費ヲ減少シタルト聊カ物価ノ下落ト相俟ツテ之レヲ昨年同期ト比較スルニ支出ニ於テ四千五百余円ヲ減ジ得タルモ一般斯業界不振ノタメ參千參百余円減収ニ基

第参拾八回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和五年七月壹日ヨリ同年拾貳月参拾壹日ニ至ル日数壹百八拾四日間
ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一昭和五年七月拾七日午後零時当會社ニ於テ第参拾七回定時株主總會
ヲ開催シ取締役會長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ
報告シ損失金壹千壹百五拾五円四拾貳銭ヲ後期繰越金ト為ス処分案
ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一昭和五年七月七日広島區裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役今井光四
郎辭任登記申請ノ手續ヲナシ之レヲ完了セリ
一同年同月三十日広島區裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役仙石良平ノ
就任及監査役井東茂兵衛岡景助ノ重任登記申請ノ手續ヲナシ之レヲ
完了セリ

一同年拾貳月廿五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ来ル昭和六年壹月壹日
ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノナシ

營業ノ概況

本期ニ於テ積年沈衰シ来リシ我が国經濟狀態ト隣邦支那ニ於ケル銀価
ノ慘落トハ業績上頗ル懸念シタルモ宣伝ノ効果ニヨリ幸ヒ夏季ハ上海
漢口等ヨリノ滞在客ヲ以テ満サレ茲ニ愁眉ヲ開クト共ニ望ミヲ将来ニ

嘱シタルモ日ヲ経ルニ從ヒ世界的不況ハ漸次影響ヲ秋ノ渡来客ニ及ボ
シ著シク其數ノ減少ヲ見ルニ至リ前三ヶ月ニ得タル収益ヲ喪失スルコ
トトナリシハ遺憾ニ堪ヘザル次第ナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇	株 定 積 立 金	参〇〇、〇〇〇・〇〇
商 品	参五・六八	法 定 積 立 金	貳、四〇〇・〇〇
掛 売 勘 定	八四・九〇	掛 買 勘 定 金	九・参九・壹八
家 屋	壹五五、六六五・貳六	借 入 金	五〇、〇〇〇・〇〇
什 器	八九、五貳六・八貳	未 払 金	壹、貳九九・壹〇
準 備 金	貳、壹壹九・参参	未 払 利 息	参、五〇〇・〇〇
貯 藏 品	壹、八五六・六壹		
未 經 過 金	七五〇・壹参		
現 金 在 高	九貳・八六		
銀 行 預 金	八八・六五		
預 金	貳五四・七壹		
前期繰越損失金	壹七、四参五・貳六		
当期損失金	貳貳八・〇七		
合 計	参五八、壹参八・貳八	合 計	参五八、壹参八・貳八

損益計算書

收入之部		支出之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
室 料	七、九六五・六七	原 料	七〇・参壹・八九
飲 料	壹、五五五・六〇	給 料	九六八・四八
送 迎 料	壹、六六九・七五	雇 賃	五七四・〇四
雑 收 入	七五四・〇八	旅 費	貳参七・貳参
商 品 利 益	壹、〇参九・八六	諸 税	壹、〇貳貳・七貳
利 息	壹六六・五参	贈 答 寄 附	五八貳・壹五
当期損失金	貳貳八・〇七	接待及贈答寄附	貳八九・七七
合 計	参五八、壹参八・貳八	合 計	参五八、壹参八・貳八

營業ノ概況

本年ニ入り財界ノ不況ハ一層深刻味ヲ加ヘ来リ今次ノ營業成績ヲ前年同期ニ於ケルモノニ比較スルニ投宿人員ニ於テ日本人ハ三百五十一名 艸ク外人モ亦支那ニ於ケル動乱ト銀価崩落ノ余波ヲ受ケテ四十四名ノ減少ヲ来タシ利益ヲ拳クル事ヲ得ザリシハ遺憾ノ極トス
而モ經濟狀態ノ恢復ハ近キ将来ニ見ルベキモノト思考スルコトヲ得サルヲ以テ之レニ善処スル道ヲ講スル事ヲ怠ラザルヲ期ス

貸借対照表

株	科 目	負債之部		資産之部	
		金	額	金	額
株	未払込株金	九〇、〇〇〇	〇〇	未払込株金	九〇、〇〇〇
	商売勘定	六八、九四	〇〇	掛売勘定	八五、四六五
	什器	八六、〇六	七	什器	五、四九
	什器	二、〇〇	九	什器	五、四九
	銀行預金	五、四九	四	銀行預金	五、四九
	貯蔵品	八、七	五	貯蔵品	八、七
	未経過金	四、七	五	未経過金	四、七
	現金在	六、七	九	現金在	六、七
	前期損失	六、七	九	前期損失	六、七
	損失	六、七	九	損失	六、七
	合計	五、九	七	合計	五、九
	金	〇〇、〇〇〇	〇〇	金	〇〇、〇〇〇

損益計算書

株	科 目	收入之部		支出之部	
		金	額	金	額
株	法定積立金	三、四〇〇	〇〇	未払金	三、四〇〇
	掛買勘定	三、四〇〇	〇〇	未払金	三、四〇〇
	借入金	五、〇〇〇	〇〇	未払金	三、四〇〇
	未払利息	三、五〇〇	〇〇	未払金	三、四〇〇
	合計	五、九	七	合計	五、九
	室料	六、參	六	室料	六、參
	飲料	八、六	七	飲料	八、六
	送迎	八、六	七	送迎	八、六
	雑収入	九、參	五	雑収入	九、參
	商利	三、參	七	商利	三、參
	損失	六、七	九	損失	六、七
	合計	五、九	七	合計	五、九

損益計算

科 目	金 額
原料	六、〇八〇
飲料	九、四參
給料	六、七
廣告	九、六參
通信	七、七
接待及贈答	七、七
旅費	七、七
運費	七、七
洗滌	七、七
灌漑	七、七
合計	七、七

科 目	金 額
薪炭費	參、五七〇
保險費	五、六
雜費	四、四
文書費	四、四
雇員費	四、四
修繕費	四、四
借地料	四、四
諸稅	四、四
合計	四、四

一金壹万八千四百六拾壹圓七拾九錢也 總益金
一金壹万九千六百拾七圓貳拾壹錢也 總損金
差引金壹千壹百五拾五圓四拾貳錢也 当期損失金
一金壹万六千貳百七拾九圓八拾四錢也 前期繰越損失金
合計壹万七千四百參拾五圓貳拾六錢也 後期繰越損失金
右之通り候也

昭和五年七月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎
取締役 松阪昭二

監査役 井東茂兵衛
監査役 岡景助

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

支出之部		科目	金額
修繕費	參六八五九	修繕費	
雜費	六〇六參六	雜費	
廣告費	五四〇八毫	廣告費	
通信費	毫八毫〇四	通信費	
文具費	參四毫六毫	文具費	
洗濯費	毫四〇	洗濯費	
運費	參五五六五	運費	
利息	參九四參	利息	
償還費	毫七〇九式七	償還費	
利金	式五毫〇〇	利金	
合計	式六、八九毫五	合計	
薪炭費	七六九七〇	薪炭費	
保燈費	七六毫七	保燈費	
借地料	四四五〇五	借地料	
接待及贈答寄附料	毫〇式四〇五	接待及贈答寄附料	
諸稅金	毫六九五參	諸稅金	
賄費	毫〇式五毫	賄費	
旅費	一八六五六	旅費	
雇備	參式毫〇〇	雇備	
給與	六四六〇五九	給與	
飲料料	毫四〇五五	飲料料	
原料料	八〇式九毫六	原料料	

損益計算

一金貳萬六千八百九拾壹圓拾五錢也	總益金
一金貳萬四千九百七拾五圓五拾壹錢也	總損金
差引壹千九百拾五圓六拾四錢也	当期利益金
一金壹萬八千壹百九拾五圓四拾八錢也	前期繰越損失金
一金壹千九百拾五圓六拾四錢也	利益金
再差引壹萬六千貳百七拾九圓八拾四錢也	後期繰越損失金
右之通り候也	
昭和五年一月	

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 今井光四郎
右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛
監査役 岡景助

第參拾七回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和五年壹月壹日ヨリ同年六月參拾日ニ至ル日數壹百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一 昭和五年壹月廿三日午後零時当會社ニ於テ第參拾六回定時株主總會ヲ開催シ取締役会長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ繰越損失金壹萬八千壹百九拾五圓四拾八錢ニ對シ当期利益金壹千九百拾五圓六拾四錢ヲ以テ補填処分案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一 昭和五年參月拾六日神地使用願書広島県知事へ提出セリ
一 同年五月參拾日広島県知事ヨリ神地使用許可書受領セリ
一 同年六月式拾五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル七月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ七件ニシテ此株數貳百參拾五株本期末現在株主七拾壹名

株	金三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	当期利益金	六九五、一八〇
法定積立金	二、四〇〇、〇〇〇	借入金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	三、八五三、九五〇	未払利息	一、七五〇、〇〇〇
掛買勘定	二、八八六、四八〇	計	三六一、六五五、六一〇
請負保証金	七〇、〇〇〇		

第參拾六回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町沓番地

株式会社宮島ホテル

昭和四年七月壹日より同年拾貳月參拾壹日ニ至ル日数壹百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一昭和四年七月貳拾壹日午後零時当会社ニ於テ第參拾五回定時株主總會ヲ開催シ取締役会長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金壹万八千八百九拾円六拾六錢ニ對シ当期利益金六百九拾五円拾八錢ヲ以テ補填処分案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一昭和四年九月拾參日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ監查役岡景助ノ住所變更登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ
一同年拾貳月廿五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル昭和五年壹月壹日より定時株主總會終了ニ至ルマテ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ四件ニシテ此株数五拾五株本期末現在株主七拾名

營業ノ概況

一今期ハ殊ニ香港上海地方ニ於ケル避暑客ノ招致ニ力ヲ竭シタルト又紅葉ノ時季ニ於テ内外遊覽者ノ吸集ニ意ヲ注キタル結果財界不況ノ秋ニ拘ワラス業蹟聊カ恒例ヲ凌駕シタルハ当事者ノ欣幸トスルトコロナリ

近時政府ハ切りニ民間有力者ト相俟ツテ諸種ノ施設ニ外客誘致ノ策ヲ講シツツアルヲ以テ今後は等渡米者ノ増加ヲ來セハ斯業ノ發展ヲ見ルヘシ

貸借対照表

株	科	負債之部		資産之部	
		目	金額	目	金額
		金	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未払込株金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
		金	額	商売勘定	壹貳五、九八
				掛売	五壹七、壹六
				家屋	壹五五、六壹五、貳六
				什器	八六、〇〇七、九九
				準備什器	貳、壹壹九、參參
				貯藏品	貳、六四四、〇貳
				未經過品	七七八、五壹
				現金	壹九八、壹六
				銀行預金	壹、〇九八、〇九
				預金	四、八〇九、六六
				前期繰越損失金	壹八、壹九五、四八
		合計	參六貳、壹〇九、五九	合計	參六貳、壹〇九、五九

損益計算書

株	科	收入之部		支出之部	
		目	金額	目	金額
		金	額	金	額
		室料	壹〇、六六六、四貳	室料	壹〇、六六六、四貳
		飲料	壹、七九壹、壹四	飲料	壹、七九壹、壹四
		送迎	壹、八四四、四四	送迎	壹、八四四、四四
		雜收	壹、四四四、四四	雜收	壹、四四四、四四
		商品	參四、貳貳	商品	參四、貳貳
		合計	貳六、八八九、壹五	合計	貳六、八八九、壹五

前期損失金		前期損失金	
計	金額	計	金額
參五九、四四五、八六	壹八、九五六、貳九	參五九、四四五、八六	壹八、九五六、貳九
負債之部		負債之部	
科目	金額	科目	金額
株	參〇〇、〇〇〇	株	參〇〇、〇〇〇
法	貳、四〇〇	法	貳、四〇〇
掛	四、參四四、貳參	掛	四、參四四、貳參
借	五〇、〇〇〇	借	五〇、〇〇〇
未	八八六、〇〇〇	未	八八六、〇〇〇
未	七五〇、〇〇〇	未	七五〇、〇〇〇
利	六五、六參	利	六五、六參
合	參五九、四四五、八六	合	參五九、四四五、八六

支出之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
原	八、壹貳六、五九	原	八、壹貳六、五九
飲	壹、參參貳、五六	飲	壹、參參貳、五六
給	七、參四參、八六	給	七、參四參、八六
雇	貳、四四參、貳貳	雇	貳、四四參、貳貳
旅	六四八、九參	旅	六四八、九參
諸	貳、貳四四、參貳	諸	貳、貳四四、參貳
接	貳、五〇〇、〇七	接	貳、五〇〇、〇七
待	七、七〇八、七九	待	七、七〇八、七九
保	四、五〇〇、〇五	保	四、五〇〇、〇五
薪	六六六、〇〇五	薪	六六六、〇〇五
修	九〇六、六四	修	九〇六、六四
消	九〇六、六四	消	九〇六、六四
雜	六、六六〇、貳貳	雜	六、六六〇、貳貳
通	九六〇、五〇	通	九六〇、五〇
文	參參〇、九四	文	參參〇、九四
洗	四、貳參、六五	洗	四、貳參、六五
運	參八五、四四	運	參八五、四四
利	八、七參	利	八、七參
合	貳五、九四七、貳六	合	貳五、九四七、貳六

損益計算

總益金

貸借対照表		貸借対照表	
資産之部	金額	負債之部	金額
未	九〇、〇〇〇	合	計三六、一六六、六一〇
払	一九九、四六〇	準	一八、八九〇、六六〇
込	二、八二四、五九〇	前	二、一一九、三三〇
株	一五五、七六五、二六〇	期	六四〇、七九〇
金	八六、一一一、九九〇	損	五六、五六〇
	一、九六七、三一〇	失	五、五六〇
	二、五六五、五三〇	金	六六〇、六六〇
		高	六六〇、六六〇
		金	六六〇、六六〇
		計	六六〇、六六〇

昭和四年上半年期

一金貳万五千八百八拾壹円六拾六錢也
 差引六拾五円六拾參錢也
 一金壹万八千九百五拾六円貳拾九錢也
 一金六拾五円六拾參錢也
 再差引壹万八千八百九拾円六拾六錢也
 右之通り候也
 昭和四年壹月
 株式会社宮島ホテル
 取締役会長 高橋龍太郎
 取締役 松阪昭二
 取締役 今井光四郎
 右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也
 監査役 井東茂兵衛
 監査役 岡景助

一金貳万壹千八百四拾八円拾八錢也 總損金

差引金壹千四百四拾五円四拾錢也 当期損失金

一金壹万七千五百拾円八拾九錢也 前期繰越損失金

合計壹万八千九百五拾六円貳拾九錢也 後期繰越損失金

右之通り候也

昭和三年七月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 今井光四郎

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

第參拾四回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和參年七月壹日ヨリ同年拾貳月參拾壹日ニ至ル日數壹百八拾四日間

ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一昭和參年七月貳拾壹日午後零時当会社ニ於テ第參拾參回定時株主總會ヲ開催シ取締役会長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金壹万八千九百五拾六円貳拾九錢ヲ後期繰越金トナス処分案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一昭和參年七月參拾壹日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役高橋龍太郎、松阪昭二、監査役井東茂兵衛、岡景助、就任登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一昭和參年拾貳月貳拾四日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役今井光四郎住所變更登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一昭和貳年拾貳月廿五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル昭和四年壹月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ壹件ニシテ此株數拾株本期末現在株主五拾七名

營業ノ概況

一本期モ専ラ旅客ノ吸集ニ努メシガ財界ノ不況深刻ニシテ避暑客ハ殆ンド其姿ヲ認メズ本秋ニ舉行セラレシ御大典ニ際シテモ外國人ノ來遊者ハ予想ニ反シ極メテ少ク又内地ニ在リテモ奉祝催物隨所ニ舉行セラレ一般來島者激減シ予期ノ収益ヲ見ル能ハザリシハ遺憾トスルトコロナリ

貸借対照表

資産之部

科 目		金 額
未払込株金		九〇、〇〇〇・〇〇
商 賣 勘 定 品		貳六、貳〇〇・〇〇
掛 売 勘 定		七八四・五六
家 屋	壹五五・七六五・貳六	
負債之部		
預 金		八四、貳七參・參參
銀 行 預 金		貳、壹壹九・參參
現 金		七、七參貳・四壹
未 經 過 金		七、參參・八七
貯 蓄 金		參六五・〇〇
準 備 金		參六五・〇〇
貸 付 金		壹、參〇八・壹貳
出 金		壹、六五貳・四九
金 庫 金		四九參・壹六

株主総会

庶務事項

一 同年參月貳拾參日 広島県知事ヨリ 神地使用許可書受領セリ

株式ノ異動

營業ノ概況

貸借対照表

損益計算
一金貳萬四百貳円七拾八錢也

総益金

89

貸借対照表

資産之部

科 目	金 額
未払込株金	九〇、〇〇〇・〇〇
商 売 勘 定 品	貳五貳・貳參
掛 出 勘 定 金	壹、七〇〇・七七
仮 屋 金	貳六貳・八六
家 屋 金	壹五五、七六五・貳六
什 器 器	八參、〇六五・九參
準 行 預 金	貳、〇〇〇・壹四
銀 行 預 金	貳、貳七七・七七
預 藏 品	貳、五五九・壹九
貯 金	貳、六九參・五參
未 經 過 金	七貳七・五九
現 金 有 高	四四・七四
前 期 損 失 金	壹七、五五五・七壹
合 計	參五七、八壹七・〇參

負債之部

損益計算書

科 目	金 額
株 法 定 積 立 金	參〇〇、〇〇〇・〇〇
掛 買 勘 定 金	貳、四〇〇・〇〇
借 入 金	參、六貳貳・貳壹
未 払 利 息	五〇、〇〇〇・〇〇
利 益	壹、七五〇・〇〇
合 計	參五七、八壹七・〇參

収入之部

科 目	金 額
室 料 理 料	七、五五八・九參
飲 料 理 料	壹四、〇八〇・七七
送 迎 代 料	貳、七壹六・八六
雜 収 入	壹、貳貳八・參〇
商 品 利 益	壹、〇五貳・貳四
合 計	貳六、六七七・五〇

支出之部

科 目	金 額
原 料	壹〇、〇壹五・七五
飲 料	壹、六九四・參八
廣 告 費	五七五・五八
通 信 費	五、七八參・九壹
接 待 及 贈 答 寄 附 費	貳九四・〇七
旅 費	壹六七・壹六
運 賃	參八參・六五
賄 費	九四九・九六
洗 濯 費	壹、參六六・貳五
消 耗 費	四、壹六九・五
點 燈 費	六四〇・七壹
諸 稅 金	五八〇・壹七
薪 炭 費	壹八八・參六
保 險 料	八九五・八〇
雜 費	四參〇・八五
文 具 費	八壹七・參九
雇 賃 費	貳九・壹五
借 地 料	六四・貳五
合 計	七、八七九・七九

修 繕 費

利 息

七六貳・七九
七〇壹・七六
四四・八貳

合

計

貳六、六七七・七五〇

損益計算書

一金貳萬六千六百七拾七圓五拾錢也 總益金
 一金貳萬六千六百參拾貳圓六拾八錢也 總損金
 差引四拾四圓八拾貳錢也 当期利益金
 一金壹萬七千五百五拾五圓七拾壹錢也 前期繰越損失金
 一金四拾四圓八拾貳錢也 利益金

再差引壹萬七千五百拾圓八拾九錢也 後期繰越損失金

右之通り候也

昭和參年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎

取締役 松阪昭二

取締役 今井光四郎

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

第參拾參回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

昭和參年壹月壹日ヨリ同年六月參拾壹日ニ至ル日數壹百八拾貳日間ノ

薪炭	消燈	洗濯	賄費	運賃	旅費	接待及贈答寄附費	通信料	給料	廣告	広
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
壹、〇四七、〇五	四九六、七五	五〇五、四四	參〇〇、貳五	壹、參六七、六壹	七、貳五八	四、五五四	貳、貳六、貳貳	參、四四〇、五	六、貳〇五、四六	四、貳九、參七
合	利	諸	借	修	雇	文	雜	保		
計	息	金	料	費	費	費	費	料		
貳、參七、五九七	八六、貳五	六、七六八	七、貳參五	參、參六、九壹	貳、九五〇	壹、五五五	四、六八五	四、九〇〇		

損益計算

一金貳万百九拾貳円五拾五錢也
 一金貳万參千七百貳拾五円九拾七錢也
 差引金參千五百參拾參円四拾貳錢也
 一金壹万四千貳拾貳円貳拾九錢也
 合計壹万七千五百五拾五円七拾壹錢也
 右之通り候也
 昭和二年七月

株式会社宮島ホテル

取締役会長 高橋龍太郎
 取締役 松阪昭二
 取締役 今井光四郎
 監査役 井東茂兵衛
 監査役 武内常太郎
 右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

第參拾貳回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地
 株式会社宮島ホテル

昭和貳年七月壹日ヨリ同年拾貳月參拾壹日ニ至ル日數壹百八拾四日間
 ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一 昭和貳年七月貳拾壹日午後一時当會社ニ於テ第參拾壹回定時株主總會ヲ開催シ取締役會長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金壹万七千五百五拾五円七拾壹錢ヲ後期繰越金トナス処分案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一 昭和貳年拾貳月拾貳日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ監査役武内常太郎辭任登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ
 一 昭和貳年拾貳月廿五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ來ル昭和參年壹月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノナシ
 營業報告

一 本期ハ極力業績發展ヲ計リシ結果聊カ経営方針ノ確立ト共ニ實質的進境アルヲ見ルニ至リタルモ依然タル經濟狀態ノ沈衰ハ商況ニ何等特別ノ好機ヲ恵マズ為ニ収支誠ニ僅少ナル余裕ヲ得シニ過ギズ、今後一層ノ努力ヲ以テ優秀ナル成績ヲ挙ゲン事ヲ期待シテ止マザル所ナリ

広島県佐伯郡厳島町壱番地

株式会社宮島ホテル

昭和貳年壹月壹日ヨリ同年六月參拾壹日ニ至ル日数壹百八拾壹日間ノ
營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主総会

一昭和貳年壹月貳拾貳日午後壹時當会社ニ於テ第三拾回定時株主總會ヲ開催シ取締役會長高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金壹万四千貳拾貳円貳拾九錢ヲ後期繰越金ト為ス処分案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一昭和貳年壹月六日ホテル營業ニ関スル嘆願書ヲ広島県知事へ提出セリ

一同年同月廿五日公園土地继续使用願書広島県知事へ提出セリ

一同年参月貳拾日神地使用願書広島県知事へ提出セリ

一同年四月貳拾八日広島県知事ヨリ神地使用許可書受領セリ

一昭和貳年六月貳拾五日当社定款第貳拾壹條ニ依り來ル七月壹日ヨリ
 定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ壹件ニシテ此株數壹百株本期末現在株主五拾八名

營業ノ概況

一客臘來國家最大の不幸に際會し國民憂愁の裡に鎖され爲めに一般旅客業者の受くる所の影響は鮮少ならず更に三月末財界未曾有の恐慌

の爲め重大なる打撃を受けしが四、五、六の三ヶ月に渉る外来食事客及宴会に依る収入額は幾分良好なる成績を示せり然れども引継き隣邦支那の擾乱は從來彼地又は彼地より陸路当地を経て相往来せる漫遊者をして殆んど其影を没するに到らしめ比較的高率なる利益を受くべき是等宿泊客の減少に因り本期も亦欠損を免れざるに至りしは誠に遺憾に堪へず

貸借対照表

合	損	前 期 損 失	現 金 在 高	未 經 過	貯 藏 品	預 金	銀 行 預 金	準 備 金	什 器	家 具	飯 桌	賣 掛 勘	商 品	未 払 込 株 金	科 目	資 産 之 部
計	金	金	金	金	金	金	金	器	器	屋	金	定	品	金	金	金
參五七六九四〇九	參五參參四式	壹四〇式式九	參七六參〇	參八式九四	貳四四〇八六	壹貳壹壹九式	參四壹八八七	貳〇〇壹四五	八式四五五九〇	壹五五七六五	五九式貳壹	貳七〇八五	貳貳壹八式	九〇〇〇〇〇	額	額

損益計算表

合	未	假	借	掛	法	
	弘	受	入	買	定	
	利			勘	積	
計	息	金	金	定	立	金
參五七			五〇	四	貳四〇	
六九四	八七五	壹〇五	〇〇〇	參壹四	〇〇〇	
〇九	〇〇	〇〇	〇〇	〇九	〇〇	

損益計算表

合	損	商	雜	送	飲	料	室	科	收入之部
計	金	益	入	質	料	理	料	目	部
貳參、七式五	參、五參參	四〇	八參六	九六	貳貳八	壹〇、六六五	五五六〇	金	額
九七	四式	參參	六八	六四	壹四	〇八	八八		

負債之部
目

株	科	負債部
金	目	
参〇〇、〇〇〇	金	額
〇〇〇		

支出之部

支	出	之	部
科	目	金	額
原	料	八、貳拾五、貳參	

を憂慮し本期末に於てクリスマスファイーストを催すべく随所に宣伝せし結果多大の申込みに接したるも秋恰も一般国民は大喪に服せし当日とて自然取消の通知に接し予期の収益を見る能はず本期も亦欠損を見るに至りたるは寔に遺憾に堪へざる所なり然れども両三年爾來種々の方法を講じ随時宣伝誘致せし其効果頗はれ宴会其他の申込漸次其数を増しつゝあり

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科目	金額	科目	金額
未払込株金	九〇、〇〇〇、〇〇〇	法定積立金	参〇〇、〇〇〇、〇〇〇
商売勘定品	貳〇八、貳六〇	株金	貳、四〇〇、〇〇〇
掛出金	六五八、四六〇		
仮出金	四七四、六八〇		
家屋	壹五五、六五〇		
什器	八〇、九〇八		
準備金	参六八、九四〇		
銀行預金	参五九、参六〇		
貯蔵品	六七八、九七〇		
未經過金	六九〇、〇七〇		
現金有金	四貳、貳五〇		
前期損失	壹参、〇壹五		
合計	参五五、壹八貳、壹五〇	合計	参五五、壹八貳、壹五〇

損益計算書		支出之部		貸借	
科目	金額	科目	金額	借入	買勘定
室料	八、九四八、五五〇	原料	七、壹貳、壹六六〇	貳、六貳四、六五〇	
飲料	九、八貳六、〇七〇	費料	壹五〇、五参〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	
送迎	壹貳九、参四〇			壹五七、五〇〇	
雑収	壹貳六、五四八〇				
商品利益	参参、七五〇				
損失	壹〇〇、七壹五〇				
合計	貳参、七〇参、壹四〇				

給通接旅運賄洗消点薪	給通接旅運賄洗消点薪	給通接旅運賄洗消点薪	給通接旅運賄洗消点薪
料	信	費	費
五、六九壹、八三〇	四、五四〇、貳六〇	貳、参参、五三〇	壹、四参、参三〇
八、八八〇、〇〇〇	八、八八〇、〇〇〇	参、七七八、参参〇	参、六五五、参参〇
五、六五七、九壹〇	五、六五七、九壹〇	五、六五七、九壹〇	五、六五七、九壹〇
八、五五〇、壹五〇	八、五五〇、壹五〇	八、五五〇、壹五〇	八、五五〇、壹五〇
保 險	保 險	保 險	保 險
四、七〇〇、九八〇	壹、壹八六、五参〇	壹、壹八六、五参〇	壹、壹八六、五参〇
八、八七〇、〇〇〇	八、八七〇、〇〇〇	八、八七〇、〇〇〇	八、八七〇、〇〇〇
七、四四〇、参七〇	七、四四〇、参七〇	七、四四〇、参七〇	七、四四〇、参七〇
壹、四〇〇、壹四〇	壹、四〇〇、壹四〇	壹、四〇〇、壹四〇	壹、四〇〇、壹四〇
貳、参七〇、参四〇	貳、参七〇、参四〇	貳、参七〇、参四〇	貳、参七〇、参四〇

損益計算

一金貳万貳千六百九拾五円九拾九錢也 總益金
 一金貳万参千七百参円拾四錢也 總損金
 差引壹千零七円拾五錢也 当期損失
 一金壹万参千零拾五円拾四錢也 前期繰越損失金
 合計壹万四千零貳拾貳円貳拾九錢也 後期繰越損失金
 右之通り候也
 昭和貳年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役 高橋龍太郎
 取締役 松阪昭二
 取締役 今井光四郎
 監査役 井東茂兵衛
 監査役 武内常太郎

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

什器價却	壹、壹六八 四式〇
合計	貳貳、五貳式 〇參〇

大正拾五年七月

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 武内常太郎

広島県佐伯郡厳島町壱番地

株式会社宮島ホテル

大正拾五年七月壹日ヨリ昭和元年拾貳月參拾壹日ニ至ル日数壹百八拾

四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主総会

大正拾五年七月貳拾日午前拾壹時当会社ニ於テ第貳拾九回定時株主總會ヲ開催シ取締役高橋龍太郎氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金壹万參千拾五円拾四錢ヲ後期繰越金トナス処分案ヲ承認議決セリ

再選就任ヲ承諾セリ

庶務事項

一大正拾五年七月參拾日、廣島區裁判所廿日市出張所二於テ監査役并東茂兵衛武内常太郎ノ就任登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正拾五年八月九日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書ヲ受領セリ
一大正拾五年十月十九日広島警察署長へ航運營業用汽船々々検査願書

提出セリ

一大正拾五年拾貳月貳拾四日当社定款第貳拾壹條ニ依リ来ル昭和貳年
壹月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公
告セリ

株式ノ異動

本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノナシ

營業ノ概況

一前期末に於て避暑客誘致策として各關係旅行会社は勿論其他枢要の地に宣伝ビラを配布し旅客の吸集に夥大の努力を払ひたるも済界の創痍未だ傷へず隣邦支那動亂は依然として平和の曙光を見る能はず期待せし夏季及紅葉の季節も如上の飛沫を受け不賑の狀態に在りし

九銭ヲ以テ補填処分案ヲ承認議決セリ

庶務事項

一大正拾五年壹月貳拾貳日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役今井光四郎ノ就任登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正拾五年貳月拾日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役高橋龍太郎ノ住所変更及取締役長沼鸞藏、八田耕造辞任登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正拾五年六月貳拾五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ来ル七月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間に於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ貳拾七件ニシテ此株数壹千五百五株本期末現在株主五拾九名

營業ノ概況

一欧米の財界未だ回復されず各船会社は応急策として旅行業者と相図り両者提携して初春早々より数回の大觀光団邦来せしも隣邦支那動乱は未だ平和の曙光を見ず奉天北京間交通機關の円滑を欠ぎ同地經由来朝者の多くは海上横濱を経て往復しつゝある状態にして鮮満内地間に於ける交通の要路に所在せる当社の打撃特に甚だしく一面経費の節約に多大の努力を払ひたるも如上の業態にして遂に欠損を見るに至りたるは寔に遺憾とする所なり
然れども昨年同期に比し本邦旅客は漸次其数を増し本期末に於ても続々避暑客の申込みの通知に接しつゝありて来期は稍や良好の成績をみるべし

貸借対照表

貸借対照表				貸借対照表			
資産之部		負債之部		資産之部		負債之部	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
未払込株金	九〇、〇〇〇	株	金	合	計	合	計
商	貳、〇〇〇	法	金	損	金	損	金
掛	九七、參	定	金	前	金	前	金
賣	八〇	積	金	期	金	期	金
出	參七、九	立	金	失	金	失	金
勘	六八〇	勘	金	金	金	金	金
定	八〇	定	金	金	金	金	金
金	八〇	金	金	金	金	金	金
屋	八九〇	金	金	金	金	金	金
器	五、四九	金	金	金	金	金	金
器	七六、〇四	金	金	金	金	金	金
什	五九〇	金	金	金	金	金	金
家	參七〇	金	金	金	金	金	金
銀	八六八	金	金	金	金	金	金
行	參七〇	金	金	金	金	金	金
預	參五〇	金	金	金	金	金	金
貯	貳、九五	金	金	金	金	金	金
未	七、七	金	金	金	金	金	金
現	參六	金	金	金	金	金	金
金	九八〇	金	金	金	金	金	金
損	參	金	金	金	金	金	金
失	〇	金	金	金	金	金	金
計	〇	金	金	金	金	金	金

支出之部				支出之部			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
室	五、八	料	五、八	室	五、八	料	五、八
料	貳、〇	理	貳、〇	料	貳、〇	理	貳、〇
飲	七、七	料	七、七	飲	七、七	料	七、七
送	參、參	料	參、參	送	參、參	料	參、參
雜	〇、〇	料	〇、〇	雜	〇、〇	料	〇、〇
商	參、五	料	參、五	商	參、五	料	參、五
損	參、五	料	參、五	損	參、五	料	參、五
計	四、貳	料	四、貳	計	四、貳	料	四、貳
合	貳、五	料	貳、五	合	貳、五	料	貳、五
金	〇、參	料	〇、參	金	〇、參	料	〇、參
料	五、五	料	五、五	料	五、五	料	五、五
原	貳、六	料	貳、六	原	貳、六	料	貳、六
廣	參、八	料	參、八	廣	參、八	料	參、八
給	五、八	料	五、八	給	五、八	料	五、八
通	參、八	料	參、八	通	參、八	料	參、八
接	貳、七	料	貳、七	接	貳、七	料	貳、七
待	七、五	料	七、五	待	七、五	料	七、五
及	〇、參	料	〇、參	及	〇、參	料	〇、參
贈	參、九	料	參、九	贈	參、九	料	參、九
答	七、五	料	七、五	答	七、五	料	七、五
寄	〇、參	料	〇、參	寄	〇、參	料	〇、參
附	參、九	料	參、九	附	參、九	料	參、九
費	七、五	料	七、五	費	七、五	料	七、五
旅	〇、參	料	〇、參	旅	〇、參	料	〇、參
運	參、九	料	參、九	運	參、九	料	參、九
賄	七、五	料	七、五	賄	七、五	料	七、五
洗	〇、參	料	〇、參	洗	〇、參	料	〇、參
消	參、九	料	參、九	消	參、九	料	參、九
点	七、五	料	七、五	点	七、五	料	七、五
薪	〇、參	料	〇、參	薪	〇、參	料	〇、參
保	參、九	料	參、九	保	參、九	料	參、九
雜	七、五	料	七、五	雜	七、五	料	七、五
文	〇、參	料	〇、參	文	〇、參	料	〇、參
雇	參、九	料	參、九	雇	參、九	料	參、九
修	七、五	料	七、五	修	七、五	料	七、五
借	〇、參	料	〇、參	借	〇、參	料	〇、參
地	參、九	料	參、九	地	參、九	料	參、九
繕	七、五	料	七、五	繕	七、五	料	七、五
備	〇、參	料	〇、參	備	〇、參	料	〇、參
具	參、九	料	參、九	具	參、九	料	參、九
費	七、五	料	七、五	費	七、五	料	七、五
料	〇、參	料	〇、參	料	〇、參	料	〇、參

一金參万零壹百拾八圓五拾錢也
一金貳万九千零七拾四圓八拾壹錢也
差引壹千零四拾參圓六拾九錢也

利益金	総損金	総益金
-----	-----	-----

一金九千八百零四円八拾貳錢也	前期繰越損金
一金壹千零四拾參円六拾九錢也	本期利益金
差引八千七百六拾壹円拾參錢也	後期繰越損失金
右之通り候也	
大正拾五年壹月	
株式会社宮島ホテル	
取締役社長	長沼鷺藏
取締役	八田耕造
同	高橋龍太郎
同	松阪昭二
右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也	
監査役	井東茂兵衛
同	武内常太郎
第貳拾九回營業報告書	
広島県佐伯郡厳島町壹番地	
株式会社宮島ホテル	
大正拾五年壹月壹日ヨリ同年六月參拾壹日ニ至ル日數壹百八拾壹日間	
ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ	
株主總會	
一大正拾五年壹月拾五日午前拾時当会社ニ於テ第貳拾八回定時株主總會ヲ開催シ取締役八田耕造氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金九千八百四円八拾貳錢ニ對シ当期利益金壹千四拾參円六拾	

一大正拾四年六月廿五日当社定款第廿一條ニ依り来ル七月一日ヨリ定
時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株主ノ異動

本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタモノ五件ニシテ此株数五百
式拾五株本期末現在株主六拾九名

營業ノ概況

昨夏以来宿料の値下げを實行し専ら旅客の吸集に努めたる結果本邦旅
客も漸次其数を増し欧米諸国よりの觀光客日々に増加の傾向あり稍や
愁眉を開くならんと予想し居たりしも内外經濟界の不況に伴ひ金融梗
塞の不安尚一掃せられざる本期の不賑を顧慮し避界客の招誘策として
各地關係旅行会社に宣伝ビラを配布し一面經費の節約に細密の注意を
払ひ収益の増殖を図りたるも設備の完全に伴ひ多大の支出を要せし当
期も亦欠損を見たるは当事者の遺憾とする所なり

然れども昨年同期に比し宿泊人員に於て約二割の増加を見尚本期末よ
り避界客申込みの通知に接しつゝあるを以て来期は相當の収益を見る
ならんと期待し居れり

貸借対照表

資産之部

科 目	金 額
未払込株金	九〇、〇〇〇〇〇〇
商 品	壹四、〇〇〇〇〇〇
掛 売 勘 定	壹九、六〇〇〇〇〇
仮 出 金	四八、三〇〇〇〇〇
家 屋	壹五、五〇〇〇〇〇
什 器	七四、七八六〇〇〇
準 什 器	七五、〇〇〇〇〇〇

銀行預金	貯蓄金	未経過金	現金	前期損失	損失金	合計
參、五五八、五四〇	貳、四參貳、貳六〇	九、五五、六五〇	五、五五八、七四〇	四、四四六、〇八〇	參、參六、五〇貳、五七〇	

負債之部

損益計算表

收入之部

科 目	金 額
株 主 積 立 金	參、〇〇〇、〇〇〇〇〇
法 定 積 立 金	貳、四〇〇、〇〇〇〇〇
掛 買 勘 定	參、九四〇、〇〇〇〇〇
未 払 配 当 金	壹、五五〇、〇〇〇〇〇
借 入 金	參、〇〇〇、〇〇〇〇〇
仮 受 金	壹五〇、〇〇〇〇〇〇
合 計	參、參六、五〇貳、五七〇

損益計算

一金壹万八千六百五拾八円六拾七錢也
 一金貳万貳千九百零四円七拾五錢也
 差引四千貳百四拾六円零八錢也
 一 金五千五百五拾八円七拾四錢也

支出之部

科 目	金 額
原 告 料	五、七八八、〇〇〇〇〇
廣 告 料	參、〇〇八、〇〇〇〇〇
給 信 料	四、八八參、七參〇〇〇
通 信 費	貳、五五〇、〇〇〇〇〇
接待及贈答寄附費	九參、九六〇、〇〇〇〇〇
旅 賃 費	壹八四、〇〇〇〇〇〇
運 賃 費	六、七六〇、〇〇〇〇〇
購 買 費	九八、八七〇、〇〇〇〇〇
洗 濯 費	四、五〇〇、〇〇〇〇〇
消 耗 費	參、六五〇、〇〇〇〇〇
点 検 費	四、六九〇、〇〇〇〇〇
修 繕 費	六、六八八、九七〇〇〇
薪 炭 費	九、五五〇、〇〇〇〇〇
保 險 費	五、〇七〇、〇〇〇〇〇
雜 費	壹、參七七、〇〇〇〇〇
役 員 報 酬	四、四四〇、〇〇〇〇〇
文 房 具 費	壹、七七八、〇〇〇〇〇
雇 賃 費	五、八六〇、〇〇〇〇〇
借 家 及 借 地 料	五、八六〇、〇〇〇〇〇
諸 稅 金	壹、五七九、六〇〇〇〇
利 息	八參〇、〇〇〇〇〇〇
合 計	貳、四、九〇四、七五〇

監査役

大森布袋吉

大正十三年上半期

貸借対照表

資産之部									
未払金	二二〇、〇〇〇	商売金	二九二、七九〇	掛売金	一、〇八五、七二〇	什器	三九四、五〇〇	家屋	一五〇、五四三、六五〇
銀行勘定	六三、六七八、九六〇	貯蓄金	七八〇、七八〇	現金	二、二八五、六二〇	未経過金	七、七七八七〇	現失金	一三七、〇一〇
損失金	三、一〇九、六八〇								

大正十三年下半期

貸借対照表

資産之部									
未払金	一一〇、〇〇〇	商売金	一五〇、一九〇	掛売金	二、二二七、五七〇	什器	一五、七七九、五〇〇	家屋	七三、四四〇、三〇〇
銀行勘定	六、六三三、八六〇								

負債之部									
株主金	三〇〇、〇〇〇	法定積立金	二、四〇〇、〇〇〇	掛買勘定	一〇、四一七、三八〇	未払配当金	一八五、〇〇〇	借入金	三〇、〇〇〇
未払利息	一、二〇〇、〇〇〇								
合計	三、四四〇、〇三五								

負債之部									
株主金	二、一三三、八四〇	現金	一、一七〇、六六〇	損失金	二、〇九八、〇六〇	前期損失金	三、四六〇、六八〇	合計	三、六三三、八七六
合計	三、六三三、八七六								

株主金									
株主金	三〇〇、〇〇〇	法定積立金	二、四〇〇、〇〇〇	掛買勘定	三、六八八、八六〇	未払配当金	一、二二五、二〇〇	合計	三、六三三、八七六
合計	三、六三三、八七六								

第貳拾七回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壱番地

株式会社宮島ホテル

大正拾四年壱月壱日ヨリ同年六月参拾日ニ至ル日数壱百八拾壱日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正拾四年壱月参拾壱日午前拾時當会社ニ於テ第貳拾六回定時株主總會ヲ開催シ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金貳千九拾八円六錢ヲ後期繰越金トナス処分案ヲ承認スト議決セリ

一大正十四年五月五日午前拾時當会社ニ於テ臨時株主總會ヲ開催取締役補欠選挙ノ結果高橋龍太郎ヲ選任セシトコ口就任ヲ承諾セリ

庶務事項

一大正拾四年貳月拾六日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ第六回払込株金登記申請ノ手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正拾四年五月拾六日広島区裁判所廿日市出張所ニ於テ取締役高橋龍太郎ノ就任及窪章造ノ死亡抹消登記申請ノ手續ヲ為シ之ヲ完了セリ

たる支配人以下全部に異動を生じ思はざる経費の支出を要し遂に当期も亦欠損を見るに至りたるは当事者の寔に遺憾とする所なり
然れども新支配人の勤勉と努力により期末より昨年比し十数倍の増宿を見つゝあるありて漸次内外の設備にも亦大改善を施し旅客の吸集努め居れるを以て来期に当りては株主諸氏の御期待に副ふべく観測し居れり

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	壹貳〇、〇〇〇	株 金	參〇〇、〇〇〇
商 売 勘 定 品	壹貳六、七八〇	法 定 積 立 金	貳四〇、〇〇〇
掛 売 勘 定 金	參八貳、六四〇	掛 買 勘 定 金	六、四五七
仮 払 金	五九七、參八〇	未 払 配 当 金	參參九、六參〇
家 屋	壹四四、五六參		
什 器	五參、九〇七		
銀 行 預 金	壹六、六六七		
在 庫 品	壹、五六七		
未 經 過 金	七貳〇、〇八〇		
現 金 有 高	參貳參、五參〇		
損 失 金	參五壹、〇〇〇		
合 計	參參九、壹九七	合 計	參參九、壹九七

損益計算表

借 入 金		支 出 之 部	
合 計	金 額	科 目	金 額
參參九、壹九七	壹〇〇	原 料	九、八八八
		廣 告 費	參四貳、〇八〇
		給 料	五、六六六
		通 信 費	壹八八
		宿 料	壹、七貳七
		酒 代 理 料	四、六八八
		送 迎 賃	貳、〇〇八
		雜 品 利 益	七、七八參
		商 品 利 益	貳、四四貳
		家 屋 評 価 上 額	貳五、八八貳
		合 計	四六、四八六

修 繕 費	諸 税 金	点 燈 費	消 耗 費	洗 濯 費	賄 費	運 賃 費	旅 費	接 待 及 寄 附 費
壹、九〇五	貳、九〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇	壹、四〇〇
四、八八八	五、八八八	七、五〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
合 計	利 益	利 息	役 員 報 酬	雜 費	保 險 料	薪 炭 費		
四六、四八六	七、八八八	參、八〇〇	六、五〇〇	九、四四參	參、五〇〇	參、六八〇		
八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八		

損益計算

一金四万六千四百八拾六円八拾八錢八厘 總益金
 一金參万八千六百五拾七円六拾錢也 總損金
 差引七千八百貳拾九円貳拾八錢八厘 当期利益金
 此处分案
 一金八千壹百八拾円貳拾八錢八厘 前期繰越損失金
 差引參百五拾壹円也 後期繰越損失金
 右之通り候也
 大正拾參年壹月 日

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

金六円五拾貳錢也
商品利益
銀行利息

支出ノ部

一金貳万壹千八百拾四円八拾八錢也
總支出高

内訳

金八千參百拾七円零六錢也	原料費
金九千壹百八拾六円八拾四錢也	營業費
金七百五拾九円六拾四錢也	保險料
金九拾五円貳拾參錢也	修繕費
金壹千九百六拾壹円八拾六錢也	諸税金
金壹千四百九拾四円貳拾五錢也	雜費
差引金貳千壹百六拾參円九拾六錢也	当期損失金
一金六千零拾六円參拾貳錢八厘也	前期繰越損失金
合計金八千壹百八拾四円貳拾八錢八厘也	後期繰越損失金

右之通ニ候也

大正十二年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長	長沼鷺藏
取締役	海塚新八
取締役	煙谷孝吉
取締役	八田耕造
監査役	井東茂兵衛
監査役	大森布袋吉

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

第貳拾四回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正拾貳年七月壹日ヨリ同年拾貳月參拾壹日ニ至ル日數百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正拾貳年七月貳拾九日午前拾時當会社ニ於テ第貳拾參回定時株主總會ヲ開會シ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金貳千壹百六拾參円九拾六錢ヲ後期繰越金ト為スノ処分案ヲ承認議決セリ

庶務事項

一大正十二年十二月二十五日當社定款第二十一條ニヨリ大正拾參年一月一日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ九件ニシテ此株數六百六拾五株本期末現在株主六拾五名

營業の概況

本期の初めに於テ欧米諸國より多數觀光客來遊し稍や活況を呈しつつ、ありしに九月一日俄然關東地方に震災勃發せし為め異國にある外遊客の恐怖は蓋し予想外にして余震の頻々たると或は強震の再来を危惧し又は種々の蜚語に惑はれ折角來遊せる外客も他國に避難せるあり又は帰國を思ひ立てるもの多々ある状態にして期待し居たりたる紅葉の期節に当りても内外旅客の來宿著しく減少し尚且つ十數年來勤続し居り

承認議決セリ臨時株主總會ハ都合ニ依リ延会

一大正拾貳年參月拾七日午前拾時当会社ニ於テ臨時株主總會ヲ開催シ
当社売却ノ件ハ原案承認可決附帶條件トシテ大正拾貳年參月參拾壹
日ノ受渡期日ニ於テ乙ガ実行不能ノトキハ原案ハ無効トスト決議セ
リ

一大正拾貳年六月貳拾五日午前十時当社ニ於テ重役辭任改選ニ関スル
臨時株主總會ヲ開キ辭任撤回留任ト決議セリ

庶務事項

一登記 大正拾貳年貳月貳拾七日広島区裁判所廿日市出張所ニ当会社
増資申請書ヲ提出シ之レガ手續了セリ

一大正拾貳年貳月廿八日当社定款第廿一條ニ依リ大正拾貳年參月壹日
ヨリ臨時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

一大正拾貳年參月參拾壹日広島県知事ヨリ神地土地使用許可証受領セ
リ

一大正拾貳年六月四日広島県知事ヨリ公園土地使用許可証受領セリ

一大正拾貳年六月拾壹日当社定款第廿一條ニ依リ同日ヨリ臨時株主總
会終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株主ノ異動

本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ十四件ニシテ此株数
千九百五十五株本期末現在株主六十九名

營業ノ概況

本期間ニ於テハ歐米ノ財界未ダ安定セズ尚且ツ欧州ニ於ケル紛議モ亦
一掃サレザル今日殊ニ悲境ニ陥レル船会社ハ之レガ一部応急策トシテ
旅行業者ト相図リ両者提携主催ノ下ニ初春早々ヨリ数百人ヲ一体トセ

ル大觀光團頻々トシテ来邦為メニ不勘盛況ヲ呈シ一般各同業者モ非常
ノ好望ヲ囑シタリ幸ヒ桜花ノ季節ニ至リ来遊外客陸續相次ギ来リ相当
ノ活氣ツキタリシニ俄然北清臨城事件突発多數外人遭難ノ報内外二喧
伝サル、ヤ何レモ觀光地途中ヨリ引返スアリ或ハ旅行ヲ中止スル者等
一時非常ノ混乱ヲ醸シ殊ニ之レガ為メ鮮滿内地間往復交通ノ要路ニ所
在セル当社ノ打撃特ニ激甚ナリ經費ノ節約等ニ付多大ノ努力ヲ払ヒタ
リト雖トモ如上ノ業態ノ為メ遂ニ欠損ヲ見ルニ至リタルハ当事者ノ以
テ寔ニ遺憾トスル所ナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇	前期繰越損失金	六、〇〇六
商 賣 品	八〇、六〇〇	損 失 金	貳、壹六參
掛 売 勘 定	壹、貳五九	計	參〇六、八壹參
仮 払 金	壹、六四壹	株 本 金	參〇〇、〇〇〇
家 屋	壹、七〇〇	法 定 積 立 金	貳、四〇〇
什 器	貳、貳參壹	掛 買 勘 定	四、〇七四
銀 行 預 金	貳、五五五	未 払 配 当 金	參參九
貯 藏 品	貳、壹九七	計	參〇六、八壹參
未 經 過 金	貳、〇四八		
現 金	五八八		
	八〇貳		

損益計算書

収入之部

一金壹万九千六百五拾円九拾貳錢也

内 訳

金壹万八千六百八拾參円參拾八錢也 旅客收入

金八百貳拾円零五錢也 雑收入

總收入高

銀行預金	貯藏品	未經過金	現金有高	前期損失金	当期損失金	合計
貳貳、參貳六、五參〇	貳、參〇五、〇七〇	貳、六八〇、九〇〇	四、四七六、參貳	五、四九壹、壹八	五、四九壹、壹八	貳貳、參貳六、五參〇
合計	貳、參〇五、〇七〇	貳、六八〇、九〇〇	四、四七六、參貳	五、四九壹、壹八	五、四九壹、壹八	貳貳、參貳六、五參〇

科目	金額
株	參〇〇、〇〇〇
法定積立金	貳、四〇〇、〇〇〇
掛買勘定	四、六參四、〇九〇
未払配當金	參四九、〇〇〇
仮受金	壹六、〇〇〇
合計	貳貳、參貳六、五參〇

負債之部

損益計算書

入金ノ部

收入ノ部

一金貳万九千參百貳拾八円九拾五錢也

金貳万七千參百六拾五円八拾錢也

金壹千九百五拾四円五拾九錢也

支出ノ部

一金貳万九千八百五拾四円拾六錢也

内訳

金壹万四千五百四拾貳円參拾九錢也

金壹万參百貳円貳錢也

金壹百五拾壹円參拾錢也

金九百八拾貳円貳拾錢也

金壹千七百參円五拾錢也

金壹千七百拾四円六拾六錢也

金四百五拾八円九錢也

總收入高

旅客收入

雜收入

商品利益

總支出高

原料費

營業費

保險料

修繕費

諸税金

雜費

利息金

差引金五百貳拾五円貳拾壹錢也

一金五千四百九拾壹円拾壹錢八厘也

合計六千拾六円參拾貳錢八厘也

右之通二候也

大正十二年一月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 大森布袋吉

第貳拾參回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正拾貳年壹月壹日より同年六月參拾日ニ至ル日數百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正拾貳年壹月貳拾五日午前拾時當会社ニ於テ第貳拾貳回定時株主總會ヲ開催シ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ニ於ケル營業概況及計算ヲ報告シ損失金五百貳拾五円貳拾壹錢ヲ後期繰越金ト為ス処分案ヲ

金七百參拾円五拾六錢五厘也

利息金

差引金壹百拾円拾六錢五厘也

当期利益金

一金五千六百零壹円貳拾八錢參厘也

前期繰越損失金

一金壹百拾円拾六錢五厘也

当期利益金

差引金五千四百九拾壹円拾壹錢八厘也

後期繰越損失金

右之通二候也

大正十一年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

第二十二回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正十二年七月壹日ヨリ同年十二月參拾壹日ニ至ル日數壹百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正十一年七月二十八日午前拾時當会社ニ於テ第二十一回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺蔵氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ差

引損失金五千六百壹円貳拾八錢參厘ニ對シ当期利益金壹百拾円六錢五厘ヲ以テ補填処分案ヲ承認議決セリ

庶務事項

一登記 大正十一年八月七日廿日市区裁判所ニ於テ監査役井東茂兵衛、大森布袋吉ノ選任登記申請ノ手續キヲ為シ之レヲ完了セリ
一大正十一年十二月二十五日當社定款第二十一條ニ依リ來ル一月一日ヨリ定時株主總會終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株主異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ參件ニシテ此株數三百二十株本期末現在株主七十四名ナリ

營業ノ概況

昨年以来一般斯業の萎靡を考慮して前期末に於て当社は直ちに宿料約二割方の値下げを實行し尚且つ和館部家屋の内外に設備の改善を施し斯道の老練者を女將として招聘し從來の營業方法は一大刷新を加へ専ら旅客の吸集に努めたるも本邦諸物価未だ整理期に属し低落の趨勢を示したるも實際は牛歩的にして依然として高価を持続せる当期は欧州諸国よりの來遊者著しく減少し尚冗費節減問題を宣伝され其飛沫を受け本邦客も亦甚だ數減少し斯業者の蒙りし打撃僅少ならず為めに当社は前期末に於て企てし方針も所謂伝家の宝刀式に流れ本期も亦予期の収益を觀る能はざりしは遺憾に堪へざるところなり

貸借対照表

資産之部

科 目	金 額
未 払 込 株 金 貳 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
什 家 飯 掛 商	
器 屋 宅 金 定 品	
四九、八五六、五參〇	八八、五九〇
	五參七、貳四〇
	壹、五〇貳、〇五〇
	壹、五〇貳、〇五〇
	壹、五〇貳、〇五〇

一大正十一年六月三十日当社定款第二十一條ニ依リ来ル七月一日ヨリ
 定時株主總會終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株主異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ参件ニシテ此株数
 四百八十五株本期未現在株主七十六名ナリ

營業ノ概況

本期ニ入り内外ノ諸物価ハ漸次下落ノ傾向ヲ示シ財界恢復ノ徵候現ハ
 レ尚ホ且ツ東都ニ於テハ平和博覽會開催セラレ各斯業者ニ在リテハ
 稍々活況ヲ呈シツ、アリシニ本年四月上旬俄然隣邦ニ奉直戰爭勃発シ
 奉天北京間ノ交通機關ハ杜絶セラレ為メニ欧米諸国ヨリノ来遊者ノ其
 多クハ横浜經由往復シ居ルノ状態ニシテ当社ノ如キ^(マダ)避地ニ在ル斯業者
 トハ交通ノ關係上来宿ノ通知ニ接シ居タリシ諸名士ヨリハ日々取消ノ
 報ニ接シ斯業者ノ蒙リシ打撃僅少ナラズ其程度深刻ナルノ觀アルヲ憂
 慮シテ当社ハ直チニ宿料約二割方ノ値下ケヲ実行シテ關係旅行会社ニ
 勸誘方通知シタルモ交通ノ關係上多大ノ費用ヲ要スルト今一ハ大正十
 年度勃発セシ財界大變動ノ整理未ダ完カラズ貿易ノ逆調ニ伴フ金融梗
 塞ノ不安尚ホ一掃セラレス為メニ本邦ノ旅客モ減少シ前期ニ於テ予期
 セシ収益ヲ觀ル能ハザリシハ洵ニ遺憾ニ堪サル所ナリ然レドモ本期未
 ヨリ和館部家屋ノ内外ニ設備ノ改善ヲ施シ尚ホ斯道ノ老練者ヲ女將ト
 シテ招聘シ従来ノ營業方法ニ一大刷新ヲ加ヘ専ラ旅客ノ吸集ニ努メ収
 益ノ増加ヲ図リ居レリ

貸借対照表

科 目	金 額	資産之部	
		未 払 込 株 金	商 品
掛 賣 勘 定 金	金 額	壹五〇、〇〇〇・〇〇〇	壹〇式五參〇
仮 払 金	金 額	壹八〇四・四壹〇	壹九七式九九〇

合 計	前 期 損 失 金	現 金 有 高	未 經 過 金	貯 藏 品	銀 行 預 金	什 器	家 屋
計	參式五、六五〇・八七〇	五、六〇壹・貳八參	六〇八・七五七	六四參・八〇〇	貳、四八九・〇壹〇	四、壹四九・七九〇	四八、〇貳〇・九七〇

損益計算書

收入ノ部

一金貳万零貳百九円貳拾錢也

内訳

金壹万八千九百九拾八円參拾錢也

金壹千壹百九拾貳円零四錢也

金拾八円八拾六錢也

支出ノ部

一金貳万零九拾九円參錢五厘也

内訳

金七千八百參拾參円六拾九錢也

金七千五百四拾八円參拾壹錢也

金貳百七拾八円九拾五錢也

金貳百貳拾八円六拾九錢也

金貳千壹百零六円拾貳錢也

金壹千參百七拾貳円七拾壹錢也

科 目	金 額	負債之部	
		株 金	法 定 積 立 金
利 益	金 額	參〇〇、〇〇〇・〇〇〇	貳、四〇〇・〇〇〇
借 入 金	金 額	四、七八貳・參參〇	參五八・參七五
未 払 配 当 金	金 額	壹八、〇〇〇・〇〇〇	壹〇〇・〇〇〇
掛 買 勘 定 金	金 額	壹〇〇・〇〇〇	壹〇〇・〇〇〇
合 計	計	參式五、六五〇・八七〇	壹六五・〇〇〇

總收入高

旅客收入

雜收入

商品利益

總支出高

原料費

營業費

保險料

修繕費

諸税金

雜費

大正十年上半期

貸借対照表

資産之部									
未払込株金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇	商売金	九七九・二〇〇	掛金	一、二六六・八六〇	飯金	一、五四〇・九二〇	什器	一〇五、八八七・一〇〇
銀行勘定	四、四八〇・一〇〇	貯蔵品	一、六九七・〇二五	現金	三、九一九・四二〇	未経過	二、四一八・四二〇	現金	一、一四六・二一七
損失	五、〇七六・七六三	損失	五、〇七六・七六三						

合 計 三、一八五・一八六・六五

大正十一年五月廿九日午前拾時当会社ニ於テ第二十回定時株主総会ヲ開キ取締役社長長沼鷺蔵氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ差引損失金貳千壹百六拾六円拾参銭ヲ後期繰越損失金ト為ス処分案ヲ承認スト議決セリ

株主總會

大正十一年二月二十三日市區裁判所ニ於テ監査役佐々木伝介一登記 大正十一年二月二十三日市區裁判所ニ於テ監査役佐々木伝介死亡抹消登記申請ノ手續キヲ為シ之レヲ完了セリ

庶務事項

大正十一年四月三十日広島県知事ヨリ神社土地使用許可証受領セリ
大正十一年五月二十日広島灣要塞司令官ニ土地測量願書提出セリ
大正十一年五月三十日広島灣要塞司令官ヨリ土地測量許可証受領セリ

貸借対照表

大正十年下半期

資産之部									
未払込株金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇	商売金	一一三・三四〇	掛金	一、二二九・二二〇	飯金	一、三三八・六三〇	什器	一〇五、八八七・一〇〇
銀行勘定	四、四八〇・一〇〇	貯蔵品	一、六八〇・〇一五	現金	五、一四八・〇三〇	未経過	二、五九八・五四〇	現金	二、一六六・一三〇
損失	二、一六六・一三〇	損失	二、一六六・一三〇						

合 計 三、四三五・一五三

負債之部

株主定積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	法買勘定	二、四〇〇・〇〇〇	未払配当金	二、六三五・三〇〇	借入金	一五、〇〇〇・〇〇〇	合計	三、三二〇、四三五・一一五
--------	-------------	------	-----------	-------	-----------	-----	------------	----	---------------

第二十一回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正十一年五月二十日市區裁判所ニ於テ監査役佐々木伝介一登記 大正十一年五月二十日市區裁判所ニ於テ監査役佐々木伝介死亡抹消登記申請ノ手續キヲ為シ之レヲ完了セリ

科 目	金 額	未 払 配 当 金
株 金	金 参〇〇〇〇〇〇〇	参六九 壹参五
法 定 積 立 金	貳 壹〇〇〇〇〇	壹、五六七 〇九〇
別 途 積 立 金	参五〇〇〇〇〇	四、〇七四 五三〇
掛 買 勘 定	貳、六八九 四六〇	計 参壹壹、壹五〇 貳〇五

損益計算書

収入ノ部

一金参万零零貳拾七円零四銭也

内訳

金貳万八千六百貳拾九円六拾零銭也

旅客収入

金壹千参百参拾五円五拾四銭也

雑収入

金参拾六円貳拾四銭也

商品利益

金貳拾五円六拾六銭也

銀行利子

支出ノ部

一金貳万五千九百五拾貳円五拾貳銭也

総支出高

内訳

金壹万参千四百参拾四円四拾壹銭也

原料費

金八千九百七拾九円四拾九銭也

営業費

金貳百九拾六円九拾壹銭也

保険料

金六百零五円零拾六銭也

修繕費

金壹千五百七拾六円零拾壹銭也

諸税金

金壹千零六拾零円四拾四銭也

雜 費

差引金四千零七拾四円五拾貳銭也

当期利益金

金壹千五百六拾七円零九銭也

前期繰越金

合計金五千六百四拾壹円六拾壹銭也

利益配当計算

一金五千六百四拾壹円六拾壹銭也

内

一金参百円也

法定積立金

一金壹百円也

別途積立金

一金参百円也

役員賞与金

一金参千七百五拾円也

配当金（年五朱）

一金壹千壹百九拾壹円六拾壹銭也

後期繰越金

右之通ニ候也

大正拾年壹月

株式会社官島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介

監査役 保田大吉

大正九年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵
取締役 海塚新八
取締役 煙谷孝吉
取締役 八田耕造
右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛
監査役 佐々木伝介
監査役 保田大吉

第拾八回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壱番地

株式会社宮島ホテル

大正九年七月壱日ヨリ同年拾貳月參拾壱日ニ至ル日數百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

大正九年七月參拾日午前拾時當会社ニ於テ第拾七回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺蔵氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ利益金貳百貳拾六円拾壹錢四厘ヲ後期繰越金トナス処分案ヲ承認議決セリ
一 監査役井東茂兵衛佐々木伝介保田大吉任期滿了ニ付改選セシトコロ何レモ再選重任ヲ承諾セリ

庶務事項

一 登記 大正九年八月三日廿日市区裁判所ニ於テ監査役井東茂兵衛佐々木伝介保田大吉選任登記ノ申請手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正九年八月十六日廿日市区裁判所ニ於テ監査役保田大吉ノ住所番地更正登記ノ申請手續ヲ了セリ

一大正九年十二月二十三日當会社定款第二十一條ニ依リ大正十年一月一日ヨリ定時株主總會終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式異動

一 本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ七件ニシテ此株數五百拾五株本期末現在株主七十七名ナリ

營業ノ概況

大正九年ハ内外濟界ノ大波乱思想界ノ變化ニ伴フ經濟戰ノ真価ニ一大恐慌ヲ來シ為メニ例年北清地方ヨリ渡來スル避暑の長滞在客ハ殆ント其姿ヲ認メザルノ状態ナリシヲ以テ聊カ杞憂セシモ幸ニ米國觀光客ノ來遊從來ニ比シ頗ル殷盛ヲ極メ殊ニ日曜學校大会ニ參列往復ノ途次多數ノ団体ヲ以テ來島入宿セルモノ、外紅葉ノ季節ニ當リ内外旅客ノ入宿亦尠カラザリシニ依リ相當ノ盛況ヲ呈シタリシハ当事者ノ誠ニ欣幸トスル所以ナリ

貸借対照表

資産之部

科 目	金 額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇、〇〇〇
商 賣 勘 定 品	貳壹壹、九六參
掛 売 勘 定 金	壹、五〇九、參參〇
仮 払 金	壹、七五四、八參〇
家 屋	壹〇五、八九七、壹〇〇

什 器
銀 行 預 金
貯 藏 品
未 經 過 金
現 金 有 高

合 計	參壹壹、壹五〇、貳〇五
計	參壹壹、壹五〇、貳〇五

負債之部

セリ

一大正九年六月式拾參日当社定款第式拾壹條ニ依リ大正九年七月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ六件ニシテ此株數六百五株本期末現在株主八十二名ナリ

營業ノ概況

本期欧米ヨリ多數觀光客來遊スベク各同業者トモ予想シ以テ客室ノ増設其他諸般ノ設備改善ヲ施シ期待シツ、アリタルニ欧州人ノ來邦スル者著シク僅少ニシテ只ダ米國觀光客ノミ前年來ニ比シ稍ヤ増加セリ就中米國エキスプレス及レーモンド会社其ノ他ノ主催ニ係カル觀光団体ノ來遊殆ンド戰前ニ遜色セザル有様ニテ頗ル好況ヲ呈シタリシニ俄然經濟界ノ大恐慌ハ内外に突発シ不已然鮮滿方面ヨリ内地ニ亘リテ虎疫流行ノ狀態ニ依リ來遊客著シク減少シ為メニ予期ノ收益ヲ得ザルハ当事者ノ以テ非常ニ遺憾トスルトコロナリ之レヲ要スルニ当期來遊客ハ期末ニ於テ減少ノ形勢ヲ見タル外總ジテ前期ニ比シ更ニ一段ノ好望裡ニ推移セリ

貸借対照表

科 目	資產之部		負債之部	
	金	額	金	額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇	〇〇〇	現金	參〇八、〇九六
商掛	貳參六、八六參		未経過金	四四八、〇四七
掛売勘定	壹、五六七	四四〇	貯蓄金	貳六八、參七〇
仮払金	壹、七五四	八參〇	銀行預金	參四四、貳八五
家屋	壹〇五、八九七	壹〇〇	什器	四參、八六參
			計	六九五

科 目	金 額	未 払 配 當 金
株主金	參〇〇、〇〇〇	四四〇、壹參五
法定積立金	貳、壹〇〇	貳參四、〇九七
別途積立金	參五〇、〇〇〇	貳貳六、壹四四
掛買勘定	參、六參九	
損益計算書	四七〇	
合計	參〇八、〇九六	六九五

收入ノ部

一金貳万五千零拾八円參拾七錢四厘

内訳

總收入高

金貳万四千壹百四拾五円四拾五錢也

旅客收入

金八百四拾九円貳拾壹錢也

雜收入

金貳拾參円七拾壹錢四厘也

商品利益

支出ノ部

一金貳万四千七百九拾貳円貳拾六錢也

總支出高

内訳

金壹万貳千五百四拾七円六拾八錢也

原料費

金八千九百零六円四拾五錢也

營業費

金貳百四拾七円零九錢也

保險料

金貳百八拾壹円八拾四錢也

修繕費

金壹千八百拾參円五拾九錢也

諸税金

金九百九拾五円六拾壹錢也

雜費

差引金貳百貳拾六円拾壹錢四厘也

当期利益金

金壹千參百四拾九拾七錢六厘也

前期繰越金

合計金壹千五百六拾七円零九錢也

後期繰越金

右之通二候也

金貳百八拾參円

保険料

金壹百拾八円〇九錢

修繕費

金四百九拾貳円貳拾七錢

諸税金

金九百八拾四円七拾五錢

雜費

差引金參千七百六拾六円參拾貳錢

当期利益金

金壹千壹百七拾四円六拾五錢六厘

前期繰越金

合計金四千九百四拾円九拾七錢六厘

利益配当計算

一金四千九百四拾円九拾七錢六厘

内

一金參百円

法定積立金

一金壹百円

別途積立金

一金貳百円

役員賞与金

一金參千円

配当金(年四朱)

一金壹千參百四拾円九拾七錢六厘

後期繰金

右之通二候也

大正九年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介
監査役 保田大吉

第拾七回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正九年壹月壹日より同年六月^{マツ}六拾日ニ至ル日数壹百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正九年壹月貳拾八日午前拾時当会社ニ於テ第拾六回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ利益金參千七百六拾六円參拾貳錢及前期繰越金壹千壹百七拾四円六拾五錢六厘此合計四千九百四拾円九拾七錢六厘ノ内金參百円法定積立金ニ金壹百円ヲ別途積立金ニ金貳百円ヲ役員賞与金ニ金參千円ヲ配当金ニ金壹千參百四拾円九拾七錢六厘ヲ後期繰越金ト為ス分配案ヲ承認スト議決セリ

庶務事項

一大正九年參月六日広島県知事ヨリ公園土地使用許可証受領セリ
一大正九年參月拾八日広島県知事ニ神社境内土地使用願書提出セリ
一大正九年參月拾八日広島県知事ニ神社境内土地使用願書提出セリ
一大正九年參月貳拾四日広島県知事ヨリ神社境内土地使用許可証受領セリ
一大正九年參月貳拾四日広島県知事ヨリ神社境内土地使用許可証受領セリ

一大正八年九月七日広島県知事ニ公園土地繼續使用願書提出
 一大正八年九月拾七日広島県知事ニ公園土地继续使用願書提出
 一大正八年九月貳拾日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領
 一大正八年拾月五日広島県知事ニ公園土地變更使用願書提出
 一大正八年拾月五日広島県知事ニ公園土地變更使用願書提出
 一大正八年拾月五日広島県知事ヨリ公園土地變更使用許可書受領
 一大正八年拾月五日広島県知事ヨリ公園土地變更使用許可書受領
 一大正八年拾月貳拾日当社定款第二十一條ニ依リ大正九年壹月ヨリ定時株主總會終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

株式ノ異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ壹件ニシテ此株式拾株本期未現在株主八拾八名

營業ノ概況

本期ノ初ニ当リ例年北清ヨリ来朝スル英人避暑客ハ漸ク五ヶ年振リニテ母国帰郷ノ許可ヲ得タル為メ何レモ来島ヲ中止シ来リ遂ニ少数ノ避暑客ヲ見ルノ状態トテ前途寔ニ把憂ナシツ、アリタルニ幸ニ米國觀光客来遊前年来ニ比シ非常ニ多ク然カモ季節外ノ十二月ニ於テモ多数ノ觀光団体ノ入宿セルガ如キ実ニ前々未聞ノ好景氣ニシテ太平洋航路船ノ如キ何レモ二三ヶ月前ヨリ客室ノ申込アラザレバ絶対不可能ノ有様ニテ明春米國エキスプレス旅行会社レーモンド旅行会社及トーマスクツク社等其ノ他ヨリ各四五拾名ノ多数団体客ノ入宿申込ヲ受ケ居レリ如上ノ外尚ホ明秋来朝スベキ日曜学校ノ大団体アリ実ニ非常ノ活況ヲ呈シ来レリ

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇・〇〇〇	株 金	參〇〇、〇〇〇・〇〇〇
商 売 勘 定	貳六貳・六八九	法 定 積 立 金	壹、八〇〇・〇〇〇
掛 売 勘 定	壹九參八・貳壹〇	別 途 積 立 金	貳五〇・〇〇〇
仮 払 金	參四七七・九〇〇	掛 買 勘 定	四七八・七〇〇
土 地 及 家 屋	壹〇、〇〇〇・貳七〇	未 払 配 当 金	九六・四〇五
什 器	四參、貳四・四八〇	前 期 繰 越 金	壹、〇七四・六五六
銀 行 預 金	參參八九・八貳五	当 期 利 益 金	參、七六六・參式〇
貯 藏 品	貳六、〇〇〇・八七〇	合 計	參〇七、五六六・〇九壹
未 經 過 金	壹參八、〇〇〇・五九〇		
現 金 有 高	貳四四・貳五七		

損益計算書

収入ノ部

一金貳万九千零九拾八円參拾八錢
 内訳
 旅客收入
 雑收入
 商品利益
 銀行利子
 總収入高

金貳万七千六百八拾八円四拾錢
 金壹千貳百五拾壹円參拾貳錢
 金貳拾九円〇四錢
 金壹百貳拾九円六拾貳錢
 支出ノ部
 一 金貳万五千參百參拾貳円〇六錢
 内訳
 原料費
 營業費
 總支出高

金壹万四千貳百參拾貳円〇八錢
 金九千貳百貳拾壹円八拾七錢

掛買勘定
未払配当金

七〇參七〇〇
壹四參貳八〇

前期繰越金	合	計	參	〇	四	八	貳	參	四	四	六
壹、九、三、八、四、六、六											

損益計算書

収入ノ部

一金壹万四千貳百〇貳円四拾五錢

内訳

金壹万參千貳百八拾五円九拾四錢

金六百八拾九円七拾四錢

金貳拾五円七拾七錢

金貳百円九拾九錢

支出ノ部

一金壹万四千九百五拾六円貳拾六錢

内訳

金六千九百四拾円九錢

金五千參百〇九円七拾參錢

金貳百六拾七円

金貳百拾八円七錢

金壹千參百八拾七円〇九錢

金八百參拾四円〇八錢

差引金七百五拾參円八拾壹錢

金壹千九百貳拾壹円四拾六錢六厘

再差引壹千七百七拾四円六拾五錢六厘

右之通二候也

大正八年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコト保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介

監査役 保田大吉

第拾六回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正八年七月一日ヨリ同年拾貳月參拾壹日ニ至ル日数百八拾四日間ノ
營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正八年七月貳拾七日午前拾時当会社ニ於テ第拾五回定時株主總會
ヲ開キ取締役社長長沼鷺蔵氏同期間營業概況及計算ヲ報告ス損失金
七百五拾參円八拾壹錢ヲ前期繰越金ヲ以テ補填スト承認議決セリ

庶務事項

一大正八年七月拾六日広島県知事ヨリ海面使用許可書受領
一大正八年八月拾八日広島県知事ニ海面使用請書提出
一大正八年九月貳日広島県知事ニ公園土地使用願書提出

監査役 佐々木伝介
監査役 保田大吉

第拾五回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正八年壹月壹日より六月三十日ニ至ル日數百八拾壹日間營業概況ヲ
摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正八年壹月廿五日午前十時当会社ニ於テ第拾四回定時株主總會ヲ
開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ利益金五
千貳百四拾五円貳拾七錢四厘ノ内金參百円ヲ法定積立金ニ金百円ヲ
別途積立金ニ金參千七百五拾円ヲ配当金ニ金貳百円ヲ役員賞与金ニ
金八百九拾五円貳拾七錢四厘後期繰越金トナス分配案ヲ承認スト議
決セリ

庶務事項

一登記 大正八年五月參拾日廿日市区裁判所ニ於テ取締役長沼鷺藏ノ
住所變更登記ノ申請手續ヲ為シ之レヲ完了セリ
一大正八年三月十八日広島県知事ニ神社境内土地使用願書提出セリ
一大正八年三月廿五日広島県知事ヨリ神社境内土地使用許可証受領セ
リ
一大正八年三月廿七日広島県知事ニ公園土地使用願書提出セリ
一大正八年五月一日広島県知事ニ公園土地使用願書提出セリ

一大正八年六月廿五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ大正八年七月一日ヨ
リ定時株主總會を終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換登録ヲ為シタルモノ四件ニシテ此株數
壹百八拾株本期末現在株主八拾八名ナリ

營業ノ概況

一休戦中ニ於ケル本期ハ戦乱中ニ比シ遙ニ活況ヲ呈シ四月中旬頃ヨリ
漸次欧米觀光客及同団体ノ入宿ヲ見タリ昨年同期ト比較セバ四千余
円ノ増収ヲ得タリト雖モ未ダ以テ戦前ノ比ニアラザルト共ニ諸物価
ノ騰貴愈激増シ之ニ反シ宿泊料率ハ内外國ニ於ケル他同業者間ノ權
衡上之レガ増率ノ意ニナラザルハ遺憾ノ次第ナリ

過去滿五ヶ年ニ互リタル欧州戦乱モ本期末ヲ以テ目出度終結ヲ遂ゲ
講和条約モ既ニ調印ヲ了シタルニ依リ愈近キ将来ニ於テ商業上及觀
光ヲ目的トシテ來朝スル者著シク増加スルコト明カナルヲ以テ斯業
ノ前途益有望ナルコト期待シテ待ツベキナリ

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
科目	金額	科目	金額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇、〇〇〇	株主資本	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇
商標	貳六七、參七九	法定積立金	壹、八〇〇、〇〇〇
掛売勘定	壹、六〇六、六〇〇	別途積立金	貳五〇、〇〇〇、〇〇〇
仮払金	八七參、貳六〇		
土地及家屋	壹、四四四、七六〇		
什器	四、四四四、七六〇		
銀行預金	五、五五八、貳〇五		
貯藏品	貳、四四六、〇八〇		
合計	參〇四、八貳五、四四六	合計	參〇四、八貳五、四四六
現金	四四參、五參〇	現金	四四參、五參〇
損失	參參八、五五貳	損失	參參八、五五貳
金	七五參、八零〇	金	七五參、八零〇

ルヨリモ明カナルヲ以テ将来ノ發展期シテ待ツベキナリト確信ス

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
科目	金額	科目	金額
未払込株金	壹五〇、〇〇〇・〇〇〇	株	金 參〇〇、〇〇〇・〇〇〇
商 売 勘 定	貳六五 八八九	法 定 積 立 金	壹五〇〇〇・〇〇〇
掛 勘 定	壹、壹五九 九七〇	別 途 積 立 金	壹五〇〇〇・〇〇〇
仮 払 金	參貳貳 九八〇	掛 買 勘 定	參五六 壹壹〇
土地及家屋	壹〇〇、六五參 貳七〇	未 払 配 当 金	九五 參貳五
什 器	四壹、壹九參 貳八〇	前 期 繰 越 金	壹、〇參參 壹九貳
銀 行 預 金	壹壹、八六四 九八〇	当 期 利 益 金	五、貳四五 貳七四
貯 藏 品	貳、壹六貳 五〇〇	合 計	參〇八、參七九 九〇壹
未 經 過 金	七貳八 八〇〇		
現 金 有 高	貳八 貳貳貳		

損益計算書

収入ノ部

一金貳万六千貳百九拾八円五拾貳錢九厘 總収入高

内訳

金貳万五千六百貳拾五円參拾五錢 旅客收入
 金六百四拾五円四拾四錢 雜收入
 金貳拾七円七拾參錢九厘 商品利益
 支出ノ部
 一金貳万壹千零五拾參円貳拾五錢五厘 總支出高
 内訳
 金壹万零五百參拾七円貳拾四錢 原料費
 金七千六百參拾貳円四拾五錢五厘 營業費

負債ノ部		計	
科目	金額	計	金額
株	金 參〇〇、〇〇〇・〇〇〇	計	參〇八、參七九 九〇壹
法 定 積 立 金	壹五〇〇〇・〇〇〇		
別 途 積 立 金	壹五〇〇〇・〇〇〇		
掛 買 勘 定	參五六 壹壹〇		
未 払 配 当 金	九五 參貳五		
前 期 繰 越 金	壹、〇參參 壹九貳		
当 期 利 益 金	五、貳四五 貳七四		
合 計	參〇八、參七九 九〇壹		

金貳百七拾七円五拾八錢

金參百拾五円零四錢

金八百參拾六円五拾六錢

金壹千四百五拾四円參拾八錢

差引五千貳百四拾五円貳拾七錢四厘

金壹千零參拾參円拾九錢貳厘

合計金六千貳百七拾八円四拾六錢六厘

利益配当計算

一金六千貳百七拾八円四拾六錢六厘

内

一金參百円

一金壹百円

一金貳百円

一金參千七百五拾円

一金壹千九百貳拾八円四拾六錢六厘

右之通ニ候也

大正八年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

保険料

修繕費

諸税金

雜 費

当期利益金

前期繰越金

法定積立金

別途積立金

役員賞与金

配当金（年五朱）

後期繰越金

金八百六拾壹円参拾八錢四厘

雜費

差引金参百参円五拾貳錢

当期利益金

一金七百貳拾九円六拾七錢貳厘

前期繰越金

合計金壹千参拾参円拾九錢貳厘

後期繰越金

右之通り相違無之候也

大正七年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鸞藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ケ其正確ヲ認候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介

監査役 松本喜代造

第拾四回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正七年七月壹日ヨリ拾貳月参拾壹日ニ至ル日数百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正七年七月参拾日午前拾時当会社ニ於テ第拾参回定時株主總會ヲ

開キ取締役社長長沼鸞藏氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ利益金参百参円五拾貳錢後期繰越金トナス処分案ヲ承認スト議決セリ

一 監査役井東茂兵衛、佐々木伝介、松本喜代造任期満了ニ付キ改選セシ処井東茂兵衛、佐々木伝介、保田大吉當選就任ヲ承諾セリ

庶務事項

一 登記 大正七年八月六日廿日市区裁判所ニ於テ監査役井東茂兵衛、佐々木伝介、保田大吉選任登記ノ申請手續ヲ為シ之レヲ完了セリ

一大正七年拾貳月拾参日監査役保田大吉印鑑届ヲ廿日市区裁判所ニ提出セリ

一大正七年拾貳月貳拾日当社定款第貳拾壹條ニ依リ大正八年壹月壹日ヨリ定時株主總會終了ニ至ル迄株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

株式ノ異動

一 本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ四件ニシテ此株数貳百参拾株本期末現在株主九拾壹名

營業ノ概況

一 戦時中ニ於ケル本期ハ既ニ前年来ヨリ避暑客ノ招致策ヲ講ジツヽアリタル結果早ヤ六月下旬頃ヨリ長期滞在ノ外客陸續来遊アリシト西比利亞方面ヨリ入宿セシ多数露国避難民ノ為メ和洋館通シテ満室満員実ニ空前ノ盛況ヲ呈シタルハ当事者ノ最モ欣喜ニ不堪所ナリト然ルニ諸物価ノ暴騰其極ニ達セシヲ以テ諸原料費及營業費課目ノ數字異常ニ嵩リタルハ遺憾トスル所ナリ有史以來ノ大戦乱モ休戦状態ニ入り講和會議將ニ開カレントス各国ハ挙ゲテ平和来ニ狂奔祝福シツヽアリ顧レバ五ヶ年間海外觀光ノ禁示ヲ受ケタル各国人ハ戦乱ニヨル經濟界ノ好景氣ニツレ新春ヨリ熱狂の本邦ニ来遊スル事火ヲ見

— 62 —

一金壹万參千五拾壹円貳拾錢五厘

總支出高

内訳

金六千四拾九円拾八錢

原料費

金四千九百七拾參円壹錢五厘

營業費

金貳百拾九円拾參錢

利息

金九拾壹円參拾五錢

保險料

金壹百拾四円

修繕費

金七百七拾八円六拾五錢

諸税金

金八百貳拾五円八拾八錢

雜費

差引金六百拾七円參拾四錢五厘

当期利益金

一金壹百拾貳円參拾貳錢七厘

前期繰越金

合計金七百貳拾九円六拾七錢貳厘

後期繰越金

右之通り相違無之候也

大正七年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 山本信太郎

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介

監査役 松本喜代造

第拾參回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正七年壹月壹日ヨリ六月參拾日ニ至ル日數百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正七年壹月貳拾七日午前十時當會社ニ於テ第拾貳回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間營業概況及計算ヲ報告シ利益金七百貳拾九円六拾七錢貳厘後期繰越金トナスノ処分案ヲ承認スト議決セリ

一取締役長沼鷺藏、海塚新八、煙谷孝吉、山本信太郎、八田耕造ノ五氏任期満了ニ付改選セシ处长沼鷺藏、海塚新八、煙谷孝吉、八田耕造ノ四氏再選重任セリ

庶務事項

商業登記

一大正七年貳月七日廿日市区裁判所ニ於テ取締役長沼鷺藏、海塚新八、煙谷孝吉、八田耕造選任登記ヲ了セリ

一大正七年五月六日廿日市区裁判所ニ於テ第四回株金払込済登記ヲ了セリ

一大正七年五月拾七日廿日市区裁判所ニ於テ取締役長沼鷺藏住所變更登記ヲ了セリ

願届ニ関スル件

一大正七年壹月貳拾六日広島県知事ニ公園土地使用願書提出

一大正七年貳月五日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領

一大正六年七月参拾壹日広島県知事ヨリ厳島公園内引水管埋設変更許可書受領

一大正六年八月貳日広島県知事ヨリ本館引水並排水用水管亜鉛引鉄管埋設許可書受領

一大正六年九月貳拾日厳島警察分署長ニ客室増設願書提出

一大正六年拾月五日広島県知事ニ厳島公園土地使用願書提出

一大正六年拾壹月壹日広島県知事ニ厳島公園土地使用願書提出

一大正六年拾壹月壹日広島県知事ニ客舎暖房用汽罐設置願書提出

一大正六年拾壹月拾五日厳島警察分署長ニ間取變更願書提出

一大正六年拾壹月拾六日広島県知事ニ厳島公園土地使用願書提出

一大正六年拾壹月貳拾貳日厳島警察分署長ヨリ客室間取變更許可書受領

領

一大正六年拾貳月拾日広島県知事ヨリ客舎暖房用汽罐設置許可書受領

一大正六年拾貳月参拾日当会社定款第貳拾壹條ニ依リ大正七年壹月壹

日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマデ株式名義書換停止ノ旨公告セリ

株式ノ異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ五件ニシテ此株

数貳百五拾株本期末現在株主八拾九名

營業概況

戦乱中ニ於ケル本期ハ避暑來客ノ多キヲ見タル結果稍活氣ヲ呈シタリ
シト雖彼ノ露國ノ革命、支那政変、米國ノ参戦等ハ來遊外客ニ対シ多
大ノ影響ヲ及ボシ内地渡來者ノ多キハ主トシテ商業關係者又ハ避難民
等ニシテ彼等ハ何レモ帝都ニ其足ヲ止メ随テ当地來遊客ハ殆ド其姿ヲ
認メズ一面ニハ原料ノ暴騰ヲ來シタルト日本旅館部ノ開始、新築本館

ノ移転等ノ為ニ不勘經費ノ支出ヲ要シタル本期ニ於テハ遂ニ配當ヲシ
テ不可能ナラシムルニ至リタルハ当事者ノ以テ寔ニ遺憾ニ堪ヘザル所
ナラズトセス、然リト雖來期ニ於テハ洋館及和館部ノ完備ニ伴ヒ大ニ
發展スベキコトヲ確信ス

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株	金壹八〇、〇〇〇	株 金	參〇〇、〇〇〇
商 品	參五六	法 定 積 立 金	壹五〇〇
掛 売 勘 定	八五參	別 途 積 立 金	壹五〇〇
土 地 及 家 屋	九六八五	掛 買 勘 定	四六六
什 器	參參、七六八	未 払 配 當 金	四六六
銀 行 預 金	參八〇、貳七〇	請 負 保 証 金	四〇〇
貯 藏 品	壹、〇四四	借 入 金	壹五、〇〇〇
未 經 過 金	五八八	前 期 繰 越 金	壹貳、參七〇
未 收 入 利 息	五、六四〇	当 期 利 益 金	六六七
合 計	貳五七、六參貳	合 計	參壹八、〇壹壹

損益計算書

收入ノ部

一金壹万參千六百六拾八円五拾五錢

内訳

金壹万參千貳百四拾五円貳拾貳錢

金四百六円四拾壹錢

金拾六円九拾貳錢

支出ノ部

總收入高

旅客收入

雜收入

商品利益

一金六千壹百拾八円貳拾五銭

総支出高

内訳

金壹千九百拾六円拾八銭

原料費

金貳千七百貳円九拾七銭

営業費

金拾六円五拾貳銭

保険料

金壹百七拾壹円参拾八銭

修繕費

金六百五拾九円四銭

諸税金

金六百五拾貳円拾六銭

雑費

差引金貳千参百九拾四円貳拾四銭五厘

当期利益金

一金壹百貳拾八円八銭貳厘

前期繰越金

合計金貳千五百貳拾貳円参拾貳銭七厘

此配当計算

一金壹百五拾円

法定積立金

一金貳千壹百円

配当金(年四朱)

一金壹百六拾円

役員賞与金

一金壹百拾貳円参拾貳銭七厘

後期繰越金

以上

右之通り相違無之候也

大正六年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

取締役 海塚新八

取締役 煙谷孝吉

取締役 林 泰正

取締役 山本信太郎

取締役 八田耕造

右調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

監査役 井東茂兵衛

監査役 佐々木伝介

監査役 松本喜代造

第拾貳回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正六年七月壹日ヨリ拾貳月参拾壹日ニ至ル日数百八拾四日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正六年七月貳拾九日午前拾時当会社ニ於テ第拾壹回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺蔵氏同期間ノ營業概況及計算ヲ報告シ利益金貳千五百貳拾貳円参拾貳銭七厘ノ内金壹百五拾円ヲ法定積立金ニ金貳千壹百円ヲ株主配当金ニ金壹百六拾円ヲ役員賞与金ニ金壹百拾貳円参拾貳銭七厘ヲ後期繰越金トナスノ分配案ヲ承認スト議決セリ

願届ニ関スル件

一大正六年七月五日広島県知事ニ厳島神社境内地使用願書提出
一大正六年七月六日広島県知事ヨリ厳島公園土地使用許可書受領
一大正六年七月拾参日広島県知事ヨリ厳島神社境内地使用許可書受領
一大正六年七月参拾壹日厳島警察分署長ニ客舎増築開館願書提出

一大正六年参月式拾参日広島県知事ニ公園土地繼續使用願書提出
 一大正六年参月式拾参日広島県知事ニ厳島神社境内地使用願書提出
 一大正六年参月式拾参日広島県知事ニ公園土地増地繼續使用願書提出
 一大正六年参月式拾参日広島県知事ニ厳島神社境内地使用願書提出
 一大正六年参月式拾参日広島県知事ニ公園土地繼續使用願書提出
 一大正六年参月式拾九日広島県知事ヨリ厳島神社境内地使用許可書受領
 一大正六年参月式拾九日広島県知事ヨリ厳島神社境内地使用許可書受領
 一大正六年四月四日広島県知事ニ公園土地繼續使用願書提出
 一大正六年四月四日広島県知事ニ公園土地继续使用願書提出
 一大正六年四月四日広島県知事ニ公園土地继续使用願書提出
 一大正六年四月七日広島県知事ニ引水並ニ引水管理設願書提出
 一大正六年五月参拾壹日厳島神社々務所ニ引水管理設並ニ貯水池設置願書提出
 一大正六年六月拾六日広島県知事ニ引水々管理設々置願書提出
 一大正六年六月式拾五日当社定款第式拾壹條ニ依り同年七月壹日ヨリ定時株主總會終了マデ株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ
 株式ノ異動
 一本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ六件ニシテ此株数壹百六拾株本期末現在株主九拾貳名
 營業ノ概況
 本期ニ於テハ觀光客来遊ニ就キ何レモ活氣ヲ呈スルナラント予想シ居タリシモ計ラザリキ斯ノ欧州戦乱モ未ダ平和ノ曙光ヲ見ル能ハズ随テ

欧州人ノ来朝尠キヲ見タルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ然リト雖本春
 米人団体来遊者ノ比較的多数ヲ見タルト同時ニ前期ニ引続キ続々宴會
 ノ御用命ニ接シタル結果茲ニ於テ前期同様ノ配当ヲナシ得ルニ至リタ
 ルハ当事者ノ以テ窃カニ幸トスル所ナラズトセズ

貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
未払込株	金壹九五、〇〇〇、〇〇〇	株 金	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇
商 賣	貳六壹、六六〇	法 定 積 立 金	壹參五、〇〇〇
掛 勘	七參七、參貳〇	別 途 積 立 金	壹五〇、〇〇〇
仮 払	貳、八九參、六六〇	掛 買 勘 定 金	貳四六、九〇〇
家 屋	參五、九六六、貳參〇	未 払 配 当 金	壹六〇、〇五〇
什 器	壹八、貳八六、四壹〇	請 負 保 証 金	參壹壹、參〇〇
銀 行 勘 定	貳、七八六、九〇〇	前 期 繰 越 金	壹貳八、〇八貳
貯 藏 品	貳、〇參參、參貳五	当 期 利 益 金	貳參九、四四五
未 經 過 金	貳四〇、七六〇	合 計	參〇七、五四貳、貳七七
未 収 入 利 息	五、六四〇		
新 築 費	四九、壹九貳、貳貳〇		
金 有 高	壹參八、貳〇貳		

損益計算書

収入之部

一金八千五百拾貳円四拾九錢五厘

内訳

金八千八拾四円四拾七錢
 金壹百六拾円四拾四錢五厘
 金貳拾六円六拾七錢
 金貳百四拾壹円貳拾壹錢

總収入高

旅客收入
 雜收入
 商品利益
 銀行利息

支出之部

金九拾四円六拾壹錢

金拾參円九拾五錢壹厘

金參百貳拾円參拾壹錢

支出之部

一金七千八百七拾六円參拾四錢

内訳

金參千參百五拾七円八拾四錢

金貳千八百貳拾七円七拾貳錢

金拾參円五拾錢

金壹百八拾八円六拾六錢

金九百八拾壹円參拾五錢

金五百七円貳拾七錢

差引金壹千九百拾円拾錢壹厘

金壹百七拾七円九拾八錢壹厘

合計金貳千八拾八円八錢貳厘

此配当計算

一金壹百五拾円

一金壹千六百五拾円

一金壹百六拾円

一金壹百貳拾八円八錢貳厘

右之通り相違無之候也

大正六年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

雜收入

商品利益

銀行利息

總支出高

原料費

營業費

保險料

修繕費

諸税金

雜費

当期利益金

前期繰越金

法定積立金

配当金（年四朱）

役員賞与金

後期繰越金

取締役

取締役

取締役

取締役

取締役

右調査ヲ遂ケ其正確ヲ認候也

監查役

監查役

監查役

海塚新八

煙谷孝吉

林 泰正

山本信太郎

八田耕造

井東茂兵衛

佐々木伝介

松本喜代造

第拾壹回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正六年壹月壹日ヨリ六月參拾日ニ至ル日數百八拾壹日間ノ營業概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正六年壹月貳拾八日午前拾時當会社ニ於テ第拾回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ノ營業概況及計算ヲ報告シ利益金貳千八拾八円八錢貳厘ノ内金壹百五拾円ヲ法定積立金ニ金壹千六百五拾円ヲ株主配当金ニ金壹百六拾円ヲ役員賞与金ニ金壹百貳拾八円八錢貳厘ヲ後期繰越金トナスノ分配案ヲ承認スト議決セリ

願届ニ関スル件

一大正六年壹月拾五日嚴島神社々務所ニ神社境内地繼續使用願書提出

書受領ス

一大正五年拾貳月貳拾八日第貳回株金払込催告ヲ広島三新聞ニ公告セリ

一大正五年拾貳月貳拾五日当社定款第貳拾壹條ニ依リ壹月壹日より定時株主總會終了マテ株主名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

株式ノ異動

本期間ニ於ケル株式名義書換ノ登録ヲナシタルモノ拾五件ニシテ此株数五百八拾五株本期未現在株主九拾壹名

營業ノ概況

本期營業ノ概況ヲ叙センニ斯ノ欧州戦乱ハ益其区域ヲ拡大シテ底止スル所ヲ知ラズ為ニ不振其極ニ達セル前期ノ後ヲ承ケシ本期モ斯界ノ寂莫ハ言語ニ絶シ同業者中經營困難ニ立至ルモノ亦尠ナカラス茲ニ於テカ当事者ハ深く鑑ミル所アリ一面經費ノ節減ニ努ムルト共ニ避暑客誘引ニ力ヲ致セルノ結果漸ク來遊客ノ増加ヲ來シ又營業ノ新方面開拓トシテ前期ニ引續キ宴會御用ノ引受ニ勉メ主客ノ満足ヲ博スベク銳意画策スル所アリシ努力ハ漸クニ酬ヒラレ続タトシテ宴會ノ御用命ニ接シ是亦頽勢ヲ挽回スルニ与ツテ力アリ斯克シテ前述ノ不振季ナルニモ拘ハラス前期同様ノ利益配當ヲ為シ得ルハ当事者ノ以テ窃ニ幸トスル所ナラズトセズ

然リ而シテ時局ハ年々欧州ヲ漫遊シテ巨額ノ金錢ヲ費消シツ、アリシ米人ヲシテ其遊行ヲ不可能ナラシムルコト茲ニ參年且輸出貿易ノ激増、工業界ノ大発展ハ同國民ヲシテ黄金ノ波ニ溺レシメントセリ斯ル狀況ニアルヲ以テ彼等米國人カ其獲タル巨額ノ富ヲ携ヘテ東洋漫遊主

トシテ日本觀光ノ途ニ上ルハ必然ノ勢ナルベク当事者ハ大正六年ニ對シテ多大ノ期待ヲ囑スルモノナリ況ンヤ本館ノ竣成シテ遊客収容力ノ拡大ト宿泊客ニ對シ十二分ノ満足ヲ与ヘ得ルニ於テオヤ
去ル拾月拾四日上棟式ヲ挙行シタル本館新築工事ハ本年中ニ落成ノ予定ナリシモ天候ノ不順ト時局ノ影響ヲ受ケタル職工ノ不足トニ依リ工程ノ進捗ニ稍違算ヲ生シタリ然リト雖其後極力従業員ヲ督勵シテ目下既ニ全工ノ大半ヲ終リタレバ來春ニ於テ全部竣工ノ見込ナリ

貸借対照表

資産之部		負債之部	
科目	金額	科目	金額
未払込株金	壹九五、〇〇〇	株主定積金	參〇〇、〇〇〇
商売勘定	壹五、六四九	法定積立金	壹、〇〇〇
掛金	九、參五五	別途積立金	壹、〇〇〇
仮払金	八、九八〇	掛買勘定	八、〇〇〇
家屋	參五、九六六	未払配當金	壹、〇〇〇
什器	壹七、五八八	請負保証金	壹、〇〇〇
銀行預金	貳七、壹五七	前期繰越金	壹、〇〇〇
貯蔵品	壹、貳八七	当期利益金	壹、九八〇
金銀	參〇〇、〇〇〇	合計	參〇六、貳貳六
未經過金	參參參、〇〇〇		
未収入利息	四四、五四〇		
新築費	貳六、六五九		
	四八〇		

損益計算書

収入之部

内訳

一金九千七百八拾六円四拾四錢壹厘

總収入高

金九千參百五拾七円五拾七錢

旅客収入

一金壹千五百円

一金壹百七拾七円九拾八銭壹厘

右之通り相違無之候也

大正五年七月

配当金(年四朱)

後期繰越金

株式会社宮島ホテル

取締役社長

長沼鷺藏

取締役

海塚新八

同

煙谷孝吉

同

林 泰正

同

山本信太郎

同

八田耕造

右調査ヲ遂ケ其正確ヲ認候也

監査役

井東茂兵衛

同

佐々木伝介

同

神田静治

第拾回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壱番地

株式会社宮島ホテル

大正五年七月壹日ヨリ拾貳月參拾壹日ニ至ル百八拾四日間ノ營業ノ概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正五年七月貳拾參日午前拾時當会社ニ於テ第九回定時總會ヲ開キ

取締役社長長沼鷺藏氏同期間ノ營業概況及計算ヲ報告シ利益金及別途積立金壹千九百參拾七円九拾八銭壹厘ノ内金壹百円ヲ法定積立金ニ金壹百六拾円ヲ役員賞与金ニ金壹千五百円ヲ株主配当金ニ金壹百七拾七円九拾八銭壹厘ヲ後期繰越金トナスノ分配案ヲ承認スト議決セリ

一 監査役井東茂兵衛、佐々木伝介、神田静治ノ三氏任期満了ニ付前期總會ニ於テ改選セシ処井東茂兵衛、佐々木伝介ノ両氏再選重任及松本喜代造氏新任セリ

庶務事項

商業登記

一大正五年七月貳拾九日廿日市登記所ニ於テ監査役井東茂兵衛、佐々木伝介、松本喜代造選任登記ヲセナリ

一大正五年拾貳月貳拾五日第貳回株金払込済登記ヲナセリ

願届ニ関スル件

一大正五年七月拾四日広島県知事ニ公園土地使用願書提出ス

一大正五年七月貳拾日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領ス

一大正五年七月貳拾四日広島県知事ニ公有水面使用願書提出ス

一大正五年七月貳拾四日広島県知事ニ公園土地使用願書提出ス

一大正五年七月貳拾七日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領ス

一大正五年拾月六月広島県知事ヨリ公有水面使用許可書受領ス

一大正五年拾月拾參日広島県知事ニ公有水面使用許可書提出ス

一大正五年拾月拾五日厳島神社社務所へ神社境内地使用繼續願書提出ス

一大正五年拾月貳拾四日厳島神社社務所ヨリ神社境内地使用許可

本期營業ノ概況ヲ叙センニ時局ハ益其範圍ヲ拡大シ未タ平和ノ曙光ヲ
 グニ見ル能ハズ隨テ漫遊外客渡來引續キ減少ヲ來シ斯界ノ不振ハ実ニ
 其極ニ達セリ茲ニ於テカ當事者ハ銳意經費ノ節約ヲ計ルト共ニ一面海
 外極要ノ地ニ亘リ旅客誘致策ニ努メタル結果幸ニモ來遊客漸時其數ヲ
 増加シ稍愁眉ヲ開クヲ得タリ而シテ又広島ニ於テ純西洋式ノ二大宴会
 御用ヲ引受ケ主客一同ノ非常ナル好評ヲ博セリ想フニ時間ノ徒費ト無
 用ノ手數トヲ省キ得ル西洋式宴会ハ將ニ新時代ノ要求ニ応ズベキモノ
 ニシテ將來益其流行ヲ見ルハ必然ニシテ斯二大宴会ハ其端緒ヲ開キタ
 ルモノト云フベシ斯ル狀況ヲ以テ前期繰越欠損金ノ補填ヲナシ猶若干
 ノ利益配當ヲ為シ得ルハ蓋シ不幸中ノ幸福ト云ハザルベカラズ
 本館新築工事ハ去ル參月貳拾六日請負入札ニ附シタル結果落札人椋田
 辰次郎トノ間ニ契約締結シ四月上旬起工式ヲ挙行シ爾來着々其工程ヲ
 進捗シツ、アリテ既ニ布掘ヲ了シ目下基礎工事施行中ナリ

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
未払込株金	貳貳五、〇〇〇〇〇	株金	參〇〇、〇〇〇〇〇
土地及家屋	參五、〇〇六參〇	法定積立金	壹〇〇、〇〇〇〇〇
什器	壹六、九四〇貳貳〇	別途積立金	貳五〇、〇〇〇〇〇
貯藏品	九貳壹、四六五	未払配當金	壹貳五、九〇〇〇〇
掛売勘定	六四七、六參〇	請負保証金	貳六〇、〇〇〇〇〇
仮払金	四六〇、八七〇	掛買代金	四貳四、壹八〇
未經過金	參八〇、八七〇	当期純益金	貳貳四、九〇八
新築費	參、五參八、壹六〇	計	參〇六、六四九、九九八
未收入銀行利子	九、貳參〇		
銀行勘定	貳貳、九六參、七貳貳		
前期損失金	參、壹參、九參七		
損益計算書			

収入之部

一金七千四百九拾八円四拾四錢參厘
 總收入高

内訳

金六千八百壹円九拾五錢
 旅客收入
 金參拾壹円六拾錢八厘
 商品利益
 金壹百九拾八円八拾九錢五厘
 雜收入
 金四百六拾五円九拾九錢
 銀行利息

支出之部

一金五千參百四拾八円五拾貳錢五厘
 總支出高

内訳

金壹千七百貳拾壹円七錢五厘
 原料費
 金貳千四百貳拾五円貳拾八錢
 營業費
 金八円七拾五錢
 保險料
 金壹百七拾參円六拾壹錢
 修繕費
 金七百壹円六拾參錢
 諸税金
 金參百拾八円拾八錢
 雜費
 差引金貳千壹百四拾九円九拾壹錢八厘
 利益金
 金參百拾壹円九拾參錢七厘
 前期繰越欠損金
 殘差引金壹千八百參拾七円九拾八錢壹厘
 当期純益金
 金壹百円
 別途積立金
 合計金壹千九百參拾七円九拾八錢壹厘
 此配當計算

一金壹百円
 法定積立金
 一金壹百六拾円
 役員賞与金

大正五年一月

株式会社宮島ホテル

取締役社長	長沼鷺藏
専務取締役	山本信太郎
取締役	海塚新八
同	煙谷孝吉
同	林 泰正
同	八田耕造
監査役	神田静治
同	井東茂兵衛
同	佐々木伝介

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ保証候也

第九回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地
株式会社宮島ホテル

大正五年壹月式拾八日午後壹時当会社ニ於テ第八回定時總會ヲ開キ取
況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

大正五年壹月式拾八日午後壹時当会社ニ於テ第八回定時總會ヲ開キ取
締役社長長沼鷺藏氏同期間ノ營業ノ概況及計算ヲ報告シ利益金六百貳
拾壹円八拾八錢四厘ヲ前期繰越損失金ノ補填トナスノ処分案ヲ承認ス
ト議決セリ

客舎新築ノ件ニ付前記總會ニ諮問セシ処満場一致建築工事着手案ニ贊
成スト決議セリ

本期間ニ於ケル官廳^(マヤ)ノ許可(認可)及願届事項左ノ如シ

一大正五年壹月式拾六日広島県知事ニ棧橋架設成効願書提出シタリ

一大正五年參月拾日広島税務署長ヨリ新開地免租年期許可書受領セリ

一大正五年參月式拾五日広島県知事ニ嚴島神社境内地使用願書提出シ
タリ

一大正五年四月六日広島県知事ニ嚴島神社境内地使用願書提出シタリ

一大正五年四月七日広島県知事ヨリ嚴島神社境内地使用許可書受領セ
リ

一大正五年四月拾貳日広島県知事ニ官有物件採取期限延期願書提出シ
タリ

一大正五年四月拾參日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正五年四月式拾壹日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領セリ

一大正五年四月式拾參日広島県知事ニ新築工事着手願書提出シタリ

一大正五年四月式拾五日広島県知事ヨリ官有物件採取期限延期許可書
受領セリ

一大正五年六月式拾八日当社定款第貳拾壹條ニ依リ七月壹日ヨリ定時
株主總會終了迄株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

一大正五年六月式拾九日広島県知事ニ海面使用願書提出シタリ

株式ノ異動

一本期間ニ於ケル株式ノ名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ十一件此株数
四百五拾五株本期末現在株主九拾四名

營業ノ概況

一大正四年拾貳月貳拾九日当社定款第貳拾壹條ニ依リ壹月壹日ヨリ定時株主總會終了迄株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

株式ノ異動

一本期間ニ於テ株式名義書換ノ登録ヲ為シタルモノ四件此株數貳百貳拾株本期末現在株主壹百〇參名

營業之概況

本期間ニ於テハ秋季御即位式ノ挙アルヲ以テ一般各同業者ハ非常ノ好望ヲ囑シタリシニ欧州戰亂益拡大シ各国特派使節ハ勿論觀光外客ノ来朝モ亦タ見合セトナリタリ
如上ノ趨勢ニ鑑ミ營業当事者ハ最も多クカラ夏季避暑客及長期滯留客ノ誘致ニ注キタル結果此不振ノ秋ニ拘ラズ前期損失金ノ幾分ヲ恢復シ得タルハ不幸中ノ幸福ト謂フベシ
拾壹月貳拾日洋館出火シ直チニ消火ニ努メタルモ木造高廈トテ充分ノ給水モ其効ナク遂ニ壹棟烏有ノ不幸ニ遭遇スルノ不止得ニ至リシハ当事者ノ頗ル遺憾トナス所ナリ焼失物件ニ対スル火災契約保險金壹万貳千壹百円ハ既ニ受領ヲ了セリ

貸借対照表

資産之部

未払込株金	貳貳五、〇〇〇、〇〇〇
土地及家屋	參四、九六五、〇〇〇
什器	壹六、〇五七、〇〇〇
商貯品	壹九壹、七四六、〇〇〇
貯藏品	八壹參、六六〇、〇〇〇
掛売勘定	九〇六、參參〇、〇〇〇
仮払金	壹、七七五、〇五〇
未経過保險料請税金	參〇六、參六〇、〇〇〇

銀 行 勘 定	未 收 銀 行 利 子	現 金 有 高	前 期 繰 越 欠 損 金	合 計
貳〇、八八七、參七	九、貳參〇	參貳五、參五〇	九參參、八貳壹	貳〇、貳四四、七參四
株 金	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇	壹、〇〇〇、〇〇〇	壹、〇〇〇、〇〇〇	參〇六、參六〇、〇〇〇
法 定 積 立 金	壹、〇〇〇、〇〇〇	壹、〇〇〇、〇〇〇	壹、〇〇〇、〇〇〇	參〇六、參六〇、〇〇〇

別途積立金
未 払 配 当 金

貳五〇、〇〇〇
壹七壹、八五〇

損益計算書

収入ノ部

一金九千九百八拾六円五拾六錢四厘

内訳

金九千五百四拾八円貳拾六錢
金參拾円七拾四錢四厘
金貳百七拾円四拾四錢
金壹百參拾七円拾貳錢
旅客收入
商品利益
雜收入
銀行利子

支出ノ部

一金九千參百六拾四円六拾八錢

内訳

金參千貳百參拾壹円八錢
金參千九百円八拾八錢
金六拾六円
金參百貳拾壹円參拾貳錢
金七百貳拾參円九拾九錢
金五百七拾壹円四拾四錢
金五百四拾九円九拾七錢
差引金六百貳拾壹円八拾八錢四厘
金九百參拾參円八拾貳錢壹厘
再差引金參百拾壹円九拾參錢七厘
原料費
營業費
保險料
修繕費
諸税金
雜 費
火災損失金
当期純益金
前期繰越欠損金
欠損金後期繰越

右之通り相違無之候也

当期利益金	計
六貳壹、八八四	參〇、貳四四、七參四

金五百四拾円貳拾參錢

雜費

差引金壹千貳百九拾八円貳拾參錢參厘 当期損失金

金參百六拾四円四拾壹錢貳厘 前期繰越金

差引金九百參拾參円八拾貳錢壹厘 損失金後期繰越

右之通り相違無之候也

大正四年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

専務取締役 山本信太郎

取締役 海塚新八

同 煙谷孝吉

同 林 泰正

同 八田耕造

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 神田静治

同 井東茂兵衛

同 佐々木伝介

第八回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正四年七月壹日ヨリ拾貳月參拾壹日ニ至ル日數百八拾四日間ノ營業ノ概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正四年七月貳拾五日午前拾時当会社ニ於テ第七回定時株主總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ノ營業ノ概況及計算ヲ報告シ損失金九百參拾參円八拾貳錢壹厘ヲ後期繰越金トナスノ処分案ヲ承認スト議決セリ客舎新築ノ件ニ付前記總會ニ諮問セシ処満場一致原案ニ賛成スト決議セリ

一大正四年九月拾九日午前拾時当会社ニ於テ臨時總會開會セシ処出席人員少數ノ為メ流會セリ

願届ニ関スル件

一大正四年七月壹日広島縣稅務署長ニ新開地免租願書提出シタリ

一大正四年七月拾六日広島縣知事ニ海面使用願書提出シタリ

一大正四年七月貳拾五日広島縣要塞司令官ニ永久棧橋架設願書提出シタリ

タリ

一大正四年八月壹日厳島分署長ニ海水浴場設置願書提出シタリ

一大正四年八月拾八日広島縣知事ヨリ海面使用許可書受領セリ

一大正四年八月貳拾壹日広島縣知事ニ海面使用請書提出シタリ

一大正四年九月拾四日広島縣知事ニ公園借地返還屆書提出シタリ

一大正四年拾月六日広島縣知事ニ棧橋架設成効認可願書提出シタリ

一大正四年拾月九日広島縣知事ニ棧橋架設成効届却下願書提出シタリ

一大正四年拾月拾貳日広島縣知事ニ棧橋架設計變更願書提出シタリ

一大正四年拾月七日広島縣知事ヨリ海面使用棧橋架設計變更許可書受領セリ

一大正四年拾貳月拾八日広島縣知事ニ棧橋架設工事着手屆書提出シタリ

一大正四年參月貳拾參日広島県知事ニ神社境内地使用願書提出シタリ
 一大正四年四月拾貳日広島県知事ヨリ神社境内地使用許可書受領セリ
 一大正四年四月拾貳日広島県知事ヨリ神社境内地使用許可書受領セリ
 一大正四年六月貳拾參日專売局長官ヨリ煙草小売人指定書受領セリ
 一大正四年六月貳拾九日当社定款第貳拾壹條ニ依リ七月壹日ヨリ定時
 株主總會終了迄株式名義書換停止ノ旨公告ヲナセリ

株式ノ異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換總數ハ五拾株ニシテ此売買價格平均壹
 株金拾貳圓五拾錢ナリ

營業ノ概況

客年突發セシ欧州ノ戰乱ハ我邦ニ於ケル觀光外客ニ多大ノ影響ヲ及ボ
 セシガ爾後東洋並ニ太平洋ニ於ケル敵艦ハ漸次驅滅セラレ今や隻影ヲ
 モ認ムル能ハザルニ至レリ随テ本春ハ世界ノ漫遊客ハ北米ニ聚リ桑港
 博覽會ヲ觀テ極東ヲ巡遊スベク一般我等同業者ハ樂觀期待シタリシニ
 突如對支外交問題惹起シ兩國ノ風雲漸ク危急ヲ告グルニ及ビシヲ以テ
 カ觀光ノ季節ニ入ルモ外賓ノ來朝セザルハ勿論在留外人モ亦タ続々帰
 國ノ途ニ就キ斯業ノ不振益々甚大トナルニ至レリ
 当局者ハ當季ノ不況ヲ顧慮シ細密ノ注意ヲ以テ經費ノ節約ヲ計リタル
 モ收入ノ減少ノ為メ遂ニ欠損ヲ見ルノ不止得ニ至リシハ實ニ遺憾ノ次
 第ナリ
 今秋京都ニ於テ御戴冠式御挙行アルヲ以テ極力顧客ノ誘致ニ努力シ本
 季ノ不況ヲ恢復スベキコトヲ確信ス

貸借対照表

資産ノ部				負債ノ部			
未払込株金	家屋	什器	商貯品	掛賣品	未経過保險料諸税金	銀行勘定	未收銀行利子
貳五、〇〇〇、〇〇〇	參五、四四四、六五〇	四、四四四、七九〇	七、八五七、〇〇〇	參、參八參、四六〇	四、四四四、〇〇〇	九、七〇〇、八六式	貳式、貳參〇、四參六、七六〇
合計	当期損失金	計	株金	法定積立金	別途積立金	未払配当金	前期繰越金
貳、貳九八、貳參參	貳、貳九八、貳參參	貳、貳九八、貳參參	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇	參、參八參、四六〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	參六四、四四式	參〇式、貳四六、九六式

損益計算書

收入ノ部

一金四千貳百七拾六圓七厘

内訳

金參千九百九拾貳圓貳拾七錢七厘

金貳百八拾參圓七拾參錢

支出ノ部

一金五千五百七拾四圓貳拾四錢

内訳

金壹千貳百貳拾圓拾壹錢

金貳千七百四拾壹圓七錢

金貳拾七圓七拾五錢

金百四拾五圓參拾壹錢

金八百九拾九圓七拾七錢

總收入高

旅客收入

雜收入

總支出高

原料費

營業費

保險料

修繕費

諸税金

差引金壹千七百參拾七円四拾錢四厘 当期純益金
 金八百拾七円八厘 前期繰越金
 合計金貳千五百五拾四円四拾壹錢貳厘

内

金壹百円 法定積立金
 金貳百円 賞与金

金壹千八百九拾円 配当金(年五朱強)

金參百六拾四円四拾壹錢貳厘 後期繰越金

右之通り相違無之候也

大正四年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

専務取締役 山本信太郎

取締役 海塚新八

同 煙谷孝吉

同 林泰正

同 八田耕造

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 神田静治

同 井東茂兵衛

同 佐々木伝介

追而取締役 長沼鷺藏、山本信太郎、海塚新八、煙谷孝吉、林泰正、八田耕造ノ六氏任期満了ニ依リ改選セシ処何レモ再選重任セリ

第七回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正四年壹月壹日ヨリ六月參拾日ニ至ル日數百八拾壹日間ノ營業ノ概況ヲ摘載シテ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一大正四年壹月拾七日午前拾時當会社ニ於テ第六回定時總會ヲ開キ取締役社長長沼鷺藏氏同期間ノ營業概況及計算ヲ報告シ利益金貳千五百五拾四円四拾壹錢貳厘ノ内金壹百円ヲ法定積立金ニ金貳百円ヲ賞与金ニ金壹千八百九拾円ヲ株主配当金ニ金參百六拾四円四拾壹錢貳厘ヲ後期繰越金トナスノ分配案ヲ承認スト議決セリ

一取締役長沼鷺藏、山本信太郎、海塚新八、煙谷孝吉、林泰正、八田耕造ノ六氏任期満了ニ付前記總會ニテ改選セシ処何レモ再選重任セリ

庶務事項

商業登記

一大正四年壹月貳拾貳日廿日市区裁判所ニ於テ取締役長沼鷺藏、山本信太郎、海塚新八、煙谷孝吉、林泰正、八田耕造選任登記ヲ了セリ
 一大正四年壹月貳拾八日廿日市区裁判所ニ於テ取締役山本信太郎、海塚新八、林泰正、住所變更登記ヲ了セリ

願届ニ關スル件

一大正四年參月拾七日広島県知事ニ海面使用棧橋架設工事着手届提出シタリ
 一大正四年參月拾七日広島県知事ニ棧橋塗布色合届書提出シタリ

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

専務取締役 山本信太郎

取締役 煙谷孝吉

同 林 泰正

同 海塚新八

同 八田耕造

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 神田静治

第六回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壱番地

株式会社宮島ホテル

大正参年七月廿日ヨリ拾貳月参拾壹日ニ至ル下半年間会社營業ノ成績ヲ蒐集シ財産目録、貸借対照表、損益計算書并ニ利益金配当案ノ各項ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

大正参年七月式拾日当会社樓上ニ於テ第五回定時株主總會ヲ開会シ左記ノ事項ヲ承認議決セリ

一大正参年度上半年間内ニ於ケル營業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金配当案ノ件

一監査役神田静治氏辞任、監査役井東茂兵衛、佐々木伝介両氏任期満了ニ付改選セシ処何レモ再選重任セリ

庶務事項

商業登記

一大正参年七月式拾四日廿日市区裁判所ニ於テ監査役神田静治、井東茂兵衛、佐々木伝介、選任登記^(マ)ヲ受ク

願届ニ關スル件

一大正参年七月式日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領セリ

一大正参年七月参日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領セリ

一大正参年七月拾壹日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正参年七月拾八日広島市役所ニ官有物件引渡請求書提出シタリ

一大正参年七月拾九日広島県知事ニ官有物件私下許可請書提出シタリ

一大正参年七月式拾五日広島県知事ニ海面使用并ニ棧橋架設願書提出シタリ

一大正参年拾月拾四日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領セリ

一大正参年拾月式拾日広島県知事ニ海面埋立工事成功認可願書提出シタリ

一大正参年拾月式拾日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正参年拾月式拾四日広島県知事ヨリ海面埋立工事認可書受領セリ

一大正参年拾月参拾日広島県知事ヨリ公園土地使用許可書受領セリ

一大正参年拾月拾壹日広島県知事ヨリ海面使用棧橋架設認可書受領セリ

セリ

一大正参年拾貳月拾九日広島県知事ニ海面使用棧橋架設認可請書提出シタリ

一大正参年拾貳月式拾日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正参年拾貳月式拾日広島税務署ニ新開地免租願書提出シタリ

本^マ季間春季ノ初二当リ悲報一度ヒ伝ハリテ愁雲忽チ天ヲ鎖シ挙国哀悼
 謹慎ノ誠意ヲ表シテ又タ他意アルナシ尚ホ一般財界ノ沈静ヲ来シタル
 ノ結果ホテル業モ亦タ為メニ多大ノ影響ヲ受クルノ已ムヲ得サルニ至
 レリ

然リト雖モ当会社ハ既ニ銳意海外枢要ノ地ニ広ク外客誘致策ヲ講ジ
 ツ、アルヲ以テ幸ニモ来遊客漸次其数ヲ増加シ随テ前季ニ比シ敢テ遜
 色ヲ見ザル事ヲ得タリ

目下工事中ノ棧橋道路竣成ト相待^マテ本館新築ノ曉ハ当会社営業ノ發展
 期シテ待ツベキナリ

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
未払込株金	貳貳五、〇〇〇	株	參〇〇、〇〇〇
家屋	參五、〇參壹九毫〇	法定積立金	八〇〇、〇〇〇
什器	貳四、〇七七八六〇	別途積立金	四〇〇、〇〇〇
商用品	貳八、〇五毫六	未払配当金	壹六、九五〇
貯藏品	壹、四八毫〇	前期繰越金	七九〇、四毫四
掛売勘定	七七、貳四〇	当期純益金	四、五毫六五九四
飯払金	五〇、貳九六〇	合計	參〇六、五貳參九五八
未經過保険料諸税金	四毫五五九〇		
銀行勘定	壹八、七四七〇參貳		
未收銀行利子	壹五九八四〇		
現金有高	七五〇〇〇〇		

損益計算書

収入ノ部

一金壹万四千貳拾參円八拾九錢九厘

内訳

金壹万參千五百參円壹錢

總収入高

旅客収入

金七拾壹円五拾五錢九厘
 金四百四拾九円參拾參錢
 支出ノ部

一金九千五百七円參拾錢五厘

内訳

金參千參百九拾九円七拾七錢

金四千四百四拾八円九拾錢

金參拾八円七拾錢

金參百參拾円五拾壹錢

金九百貳拾四円八拾貳錢五厘

金六百六拾四円六拾錢

差引金四千五百拾六円五拾九錢四厘

内 金四百円

差引金四千壹百拾六円五拾九錢四厘

金七百九拾円四拾壹錢四厘

合計金四千九百七円八厘

内

金貳百円

金壹百円

金四百円

金參千參百九拾円(一株ニ付金五拾六錢五厘)

金八百拾七円八厘

右之通り相違無之候也

大正參年七月

商品利益
 雜収入

總支出金

原料費
 營業費
 保険料
 修繕費
 諸税金
 雜費

什器^マ消却金
 当期純益金
 前期繰越金

法定積立金
 別途積立金
 賞与金

配当金(年九朱強)
 後期繰越金

第五回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壱番地
株式会社宮島ホテル

大正参年壹月壹日ヨリ六月参拾日ニ至ル上半期間会社營業ノ成績ヲ蒐集シ財産目録、貸借対照表、損益計算書并ニ利益金配当案ノ各項ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

大正参年壹月貳拾壹日当会社樓上ニ於テ第四回定時株主總會ヲ開會シ左記ノ事項ヲ承認議決セリ

一大正貳年度下半期間内ニ於ケル營業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金配当案ノ件

庶務事項

一本期間内ニ於ケル株式名義書換總數ハ貳百拾五株ニシテ此売買價格平均壹株金拾貳円五拾錢

商業登記

一大正参年参月拾六日廿日市区裁判所ニ於テ取締役海塚卯三郎改名登記ヲ受ク

一大正参年四月貳拾八日廿日市区裁判所ニ於テ取締役林安太郎改名登記ヲ受ク

願届ニ関スル件

一大正参年貳月拾五日広島県知事ニ公園土地使用繼續願書提出シタリ
一大正参年参月拾日広島県知事ニ公園土地使用返還届提出シタリ
一大正参年参月拾日広島県知事ニ公園土地字名訂正願書提出シタリ
一大正参年参月拾参日広島県知事ヨリ海面埋立道路築造許可書受領セ

リ

一大正参年参月貳拾五日広島県知事ニ大西町地先海面土砂払下願書提出シタリ

一大正参年参月貳拾五日広島湾要塞司令官ニ要塞区域内測量願書提出シタリ

一大正参年参月貳拾五日陸軍大臣ニ要塞地帯内海面埋立并ニ道路築造願書提出シタリ

一大正参年参月貳拾六日広島湾要塞司令官ヨリ測量許可書ヲ受領セリ

一大正参年参月貳拾九日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正参年参月参拾日広島県知事ニ神社境内土地拝借繼續願書提出シタリ

一大正参年参月参拾壹日広島県知事ニ公園土地使用願書提出シタリ

一大正参年四月拾六日陸軍大臣ヨリ陸軍所轄地埋立許可書受領セリ

一大正参年四月拾九日広島県知事ヨリ神社境内土地使用許可書受領セリ

一大正参年四月参拾日広島県知事ニ公園土地使用請書提出シタリ

一大正参年五月拾八日広島県知事ニ公園内危険木伐除申請書提出シタリ

一大正参年五月貳拾八日広島県知事ニ海面埋立道路築造工事着手届提出シタリ

一大正参年五月貳拾八日広島湾要塞司令官ニ海面埋立道路築造工事着手届提出シタリ

一大正参年六月貳拾六日広島県知事ニ官有物件払下願書提出シタリ

營業ノ概況

什器	二、九六〇・八三〇
商 品	二二〇・九三二
貯 藏	一、七九二・一八〇
掛 賣	六四四・〇〇〇
販 賣	四九五・一二〇
未経過保険料諸税金	二八一・五二〇
銀行 勘 定	一八、八三七・〇二二
未收銀行利息	一八五・一七〇
現金 有 高	四六五・一五〇

損益計算書

収入ノ部

合 計	株 金	法 定 積 立 金	別 途 積 立 金	前 期 繰 越 金	当 期 利 益 金	合 計
三〇六、一八〇・四一四	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七七八・六四一	四、五〇一・七七三	三〇六、一八〇・四一四

一金壹万四千四百九拾四円四拾錢五厘

總収入高

内 訳

金壹万四千四百拾七円八拾七錢

旅客収入

金五拾八円八拾錢五厘

商品利益

金參百拾七円七拾參錢

雜収入

支出ノ部

一金九千九百九拾貳円六拾參錢貳厘

總支出金

内 訳

金四千四百九拾五円拾貳錢

原料費

金四千四百八拾四錢

營業費

金四拾八円九拾貳錢

保險料

金貳百四拾六円拾六錢

修繕費

金九百四拾五円五拾四錢

諸税金

金五百五拾貳円五錢貳厘

雜 費

差引金四千五百壹円七拾七錢參厘

当期利益金

内 金四百円

差引金四千壹百壹円七拾七錢參厘

什器消却金

金七百七拾八円六拾四錢壹厘

当期純益金

合計金四千八百八拾四円四拾壹錢四厘

前期繰越金

内

金貳百円

法定積立金

金壹百円

別途積立金

金四百円

賞与金

金參千參百九拾円（一株ニ付金五拾

配当金（年九朱強）

六錢五厘）

金七百九拾四円四拾壹錢四厘

後期繰越金

右之通り相違無之候也

大正參年壹月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

専務取締役 山本信太郎

取締役 煙谷孝吉

同 林 安太郎

同 海塚卯三郎

同 八田耕造

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 井東茂兵衛

同 佐々木伝介

同 神田静治

大正貳年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

専務取締役 山本信太郎

取締役 煙谷孝吉

同 林 安太郎

同 海塚卯三郎

同 八田耕造

前記各項ノ調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 井東茂兵衛

同 佐々木伝介

同 神田静治

第四回營業報告書

広島県佐伯郡厳島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正貳年七月壹日ヨリ拾貳月參拾壹日ニ至ル下半期間会社營業ノ成績ヲ蒐集シ財産目録、貸借対照表、損益計算書并ニ利益金配当案ノ各項ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

大正貳年七月拾壹日当会社樓上ニ於テ第參回定時株主總會ヲ開會シ左記ノ事項ヲ承認議決セリ

一大正貳年度上半期間内ニ於ル營業報告、財産目録、貸借対照表、損

益計算書及利益金配当処分ノ件

庶務事項

株式ノ異動

一 本期間ニ於ケル株式名義書換總數ハ八百七拾株ニシテ此売買価格平均壹株金拾貳円五拾錢

商業登記

一大正貳年拾貳月五日廿日市区裁判所出張所ニ於テ取締役林安太郎住所變更登記ヲ受ク

願届ニ關スル件

一大正貳年八月貳拾六日広島灣要塞司令部へ海面測量願書提出セリ

一大正貳年八月貳拾七日広島灣要塞司令部ヨリ海面測量ノ許可アリタリ

一大正貳年拾月拾四日海面埋立道路及棧橋築造工事ノ件ニ付広島県知事へ願書提出セリ

一大正貳年拾月拾八日海面^(マヤ)堀割工事取消願ヲ広島県知事へ提出セリ

營業ノ概況

本年下半期營業ノ狀況ハ昨夏以來東洋南部ノ各地方ノ避暑客招誘ニ専心努力セシヲ以テ當夏南清地方ヨリ來遊スル避暑客著シク其數ヲ増加セリ又九月下旬ヨリ専ラ觀光客ノ招致ニ勉メシ為メ前年下半期ニ比シ好成績ヲ見ルヲ得タリ

予テ計画シツ、アル新築本館竣成ト^(マヤ)相待テ諸般ノ設備ヲ改善擴張セバ当会社營業上利スルところ大ナリト謂フベシ

貸借対照表

資産ノ部

未払込株金 二二五、〇〇〇、〇〇〇
家屋 三四、八七八、一一〇

リシニ春季ノ初メニ遇リ突如北米加州ニ於テ政治上ノ紛擾ヲ惹起シ尚ホ欧州バルカン問題等ノ余波ヲ受ケタル結果欧米上流人士ノ東洋へ来遊スルモノ頓ニ減少ヲ来シタルノミナラズ南洋団体等ノ来遊モ亦中止セラレタルト雖モ既ニ季節前歐文宮島案内記ヲ編纂シ広ク海外枢要ノ地ニ配布セシヲ以テ幸ニ統計ニ示セルカ如キ宿泊人員及滞在延日数ノ多キヲ得タリ嘗テ当島ニ来遊セシ仏国文豪ブリュー氏ハ我が嚴島及瀬戸内海ハ世界ニ冠絶セル名公園ナルコトヲ普ク紙上ニ称賛シ以テ一般觀光人士ニ表明セラレタルガ如キ漸次当島ノ発展期シテ待ツベキナリ

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
未払込株金	二二五、〇〇〇・〇〇〇	株金	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
家屋	三四、八五三・二七〇	法定積立金	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
什器	二四、〇八八・五〇〇	別途積立金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
商貯蔵品	一五〇・二六四	什器消却積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
貯蔵品	一、八一〇・六六〇	前期繰越金	七六八・四八六
掛売勘定	一五二・三八〇	当期利益金	四、〇一〇・一五五
仮払金	九三一・〇〇〇	合計	三〇五、四七八・六四一
未經過保険料諸税金	四〇八・七五二		
銀行勘定	一七、八八七・〇六七		
未収銀行利子	七八八・五〇〇		
現金有高	九五五・七九八		

損益計算書

収入ノ部

内訳

一金壹万貳千八百拾九円四拾参銭五厘 総収入高

金壹万貳千五百貳拾参円拾貳銭 旅客収入

金八拾四円貳拾四銭五厘 商品利益

金貳百拾貳円〇七銭

支出ノ部

一金八千八百〇九円貳拾八銭

内訳

金貳千九百七拾七円五拾貳銭

金参千七百六拾円〇五銭

金五拾円拾銭

金四百六拾五円七拾参銭

金九百四拾六円四拾五銭貳厘

金六百〇九円四拾貳銭八厘

差引金四千拾円拾五銭五厘

内金参百円

差引金参千七百拾円拾五銭五厘

金七百六拾八円四拾八銭六厘

合計金四千四百七拾八円六拾四銭壹厘

利益金配当

一金四千四百七拾八円六拾四銭壹厘

内訳

金貳百円

金壹百円

金四百円

金参千円

金七百七拾八円六拾四銭壹厘

右之通りニ候也

雑収入

総支出高

原料費

營業費

保険料

修繕費

諸税金

雜費

当期利益金

什器消却金

当期純益金

前期繰越金

利益金配当

法定積立金

別途積立金

賞与金

配当金(年八朱)

後期繰越金

一大正元年度下半年營業報告、財産目錄、貸借対照表、損益計算書ノ承認及利益金配当処分ノ件

臨時株主總會

第一議案 定款変更ノ件

左ノ通り議決ス

一定款第二十一條ヲ左ノ通り改ム

本社ハ毎年壹月壹日及七月壹日ヨリ毎期ノ定時總會終了ニ至ル迄株式義書換ヲ停止ス

一定款第貳拾五條第貳項ヲ左ノ通り改ム

前項任期ノ最終カ定時總會前ニ終了スル時ハ其最終ノ配当期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其任期ノ伸長ス

一定款第四拾參條ヲ左ノ通り改ム

本社ハ毎期總益金中ヨリ総損失金ヲ引去リタル殘金ヲ純益金トシ左ノ割合ヲ以テ積立金及賞与金ヲ控除シ其殘額ヲ株主ヘ配当ス但シ計算ノ都合ニ依リ準備積立金ヲ為シ配当金ノ一部ヲ後期ヘ繰越ス事ヲ得

一 法定積立金 純益金百分ノ五以上

一 賞 与 金 純益金百分ノ五以上

第二議案 取締役柏熊福太郎氏及監査役河野広吉氏辭任ニ付之レカ承認ノ件

右兩名ノ辭任ヲ承認スト決議シタリ

第三議案 取締役及監査役各壹名、補欠選舉ノ件

左ノ通り決議シタリ

取締役選任ハ次期ノ改選期迄之レヲ延期、監査役ハ神田靜治氏ヲ選

任シタリ

庶務事項

株式ノ異動

一 本期間ニ於ケル株式名義書換總數ハ四拾五株ニシテ此売買價格平均壹株金拾參円

商業登記

一大正貳年壹月參拾日廿日市区裁判所ニ於テ取締役柏熊福太郎監査役河野広吉兩氏辭任申出ニ付登記ヲ受ク同日同所ニ於テ監査役神田靜治氏就任登記ヲ受ク

願届ニ關スル件

一大正貳年壹月參拾日廿日市区裁判所ニ取締役八田耕造印鑑届ス

一大正貳年參月六日鐵道院西部管理局長ニ宮島棧橋瓦斯發動機船繋着ニ關スル願届提出セリ

一大正貳年參月十五日廿日市区裁判所ニ監査役神田靜治印鑑届ス

一大正貳年參月十八日内務大臣ニ印刷物出版届提出シタリ

一大正貳年參月貳拾日佐伯郡長ニ運送業廃止届ス

一大正貳年參月貳拾八日鐵道院西部管理局長ヨリ宮島棧橋瓦斯發動機船繋着ノ許可アリタリ

一大正貳年參月參拾日広島県知事ニ神社境内土地拝借使用繼續願書提出シタリ

一大正貳年四月十五日広島県知事ヨリ神社境内土地拝借使用許可書ヲ受領セリ

營業ノ概況

本期間ニ於テハ觀光客ノ来遊ニ就キ何レモ活氣ヲ帶ブベキヲ予想シタ

金四百〇九円七拾貳錢

支出ノ部

一金九千八百五拾貳円五拾七錢貳厘

内訳

金四千四百七円五拾錢

金參千九百五拾四円九拾九錢

金六拾參円七拾七錢

金貳百八拾七円九錢

金六百八拾四円五拾五錢貳厘

金四百五拾四円六拾七錢

差引金參千〇參拾五円五錢六厘

金六百八拾參円四拾參錢

合計金參千七百拾八円四拾八錢六厘

利益金配当

一金參千七百拾八円四拾八錢六厘

内訳

金壹百円

金貳百円

金壹百円

金參百円

金貳千貳百五拾円（年六朱）

金七百六拾八円四拾八錢六厘

右之通りニ候也

大正二年一月

雑収入

総支出高

原料費

營業費

保険料

修繕費

諸税金

雜費

当期純益金

前期繰越金

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺蔵

専務取締役 山本信太郎

取締役 林安太郎

同 八田耕造

同 海塚卯三郎

同 柏熊福太郎

同 煙谷孝吉

前記各項ノ調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ証明候也

監査役 井東茂兵衛

同 河野広吉

同 佐々木伝介

第參回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

大正貳年壹月壹日ヨリ六月參拾日ニ至ル上半期間会社營業ノ成績ヲ蒐集シ財産目録、貸借対照表、損益計算書、並ニ利益配当案ノ各項ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株式總會

大正貳年壹月拾九日当会社樓上ニ於テ定時株主總會及臨時株主總會ヲ

開キ左ノ事項ヲ承認議決セリ

定時株主總會

商業登記

一明治四十五年七月十八日廿日市区裁判所ニ於テ取締役柏熊福太郎氏住所変更ノ登記ヲ受ケタリ

願届ニ関スル件

一明治四十五年七月二十日広島小林区署へ厳島町江ノ浦海水浴場設置ノ為メ借地出願シタリ

一大正元年八月一日広島県庁へ大元公園前海面堀割工事出願シタリ

一大正元年八月八日江ノ浦海水浴場借地許可ヲ受ケタリ

一大正元年九月十八日海面堀割工事ニ付厳島神社ノ承認ヲ受ケ広島県庁に進達シタリ

一大正元年十月二十一日海面堀割工事ニ付広島県庁ヨリ許可ヲ受ケタリ

一大正元年十月二十三日堀割工事請書及着手期限ノ届書提出シタリ

一大正元年十月二十五日厳島神社ニ家屋移転神地借用ノ為メ略図提出セリ

一大正元年十一月十日厳島町江ノ浦海水浴場借地広島小林区署ニ返地ノ届書提出シタリ

一大正元年十二月六日家屋移転神地借用ヲ広島県庁ニ出願シタリ

一大正元年十二月十七日広島県庁ヨリ家屋移転神地借用ノ許可ヲ受ケタリ

株主の異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換ノ総数ハ壹百六拾五株ニシテ此売買価格平均壹株金拾参円ナリ

営業ノ概況

一本期間ニ於テハ大ニ観光客ノ来集ヲ予期シタリシガ時恰モバルカン問題或ハ米国大統領ノ選挙アリシタメ欧米人ノ東洋旅行ヲ見合せシヨリ外客ノ渡来頗ル減少シタリ然レトモ夏季既ニ香港、上海、地方ニ在ル避暑客ノ招誘ニ努メタルヲ以テ同業者一般不振ナルニモ不拘幸ニ当会社ハ其補填ヲナスヲ得タリ就中独逸皇弟ハインリッヒ親王殿下、仏国中将ルボン特派使節其他大使公使等貴顕、紳士ノ来泊ヲ得テ頗ル好評ヲ博シタリ依テ本期間ハ前頭事故ノタメ旅客減少セルモ来期ニ於テハ時機恢復スルト共ニ外賓ノ渡来増加ヲ来シ大ニ好況ヲ呈スル事ト信ス

貸借対照表

資産ノ部					負債ノ部				
未払込株金	二二五、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	株	三〇〇、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
家屋	三四、六一八	二七〇	〇〇〇	〇〇〇	法定積立金	二〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
什器	二二、一七二	二二〇	〇〇〇	〇〇〇	別途積立金	一〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
商用品	九三	五七七	〇〇〇	〇〇〇	前期繰越金	六八三	四三〇	〇〇〇	〇〇〇
貯蔵品	一、二六五	六一〇	〇〇〇	〇〇〇	当期純益金	三、〇三五	〇五六	〇〇〇	〇〇〇
売掛金	八七	七三〇	〇〇〇	〇〇〇	前期繰越金	三、〇三五	〇五六	〇〇〇	〇〇〇
仮払金	一四四	五三〇	〇〇〇	〇〇〇	当期純益金	三、〇三五	〇五六	〇〇〇	〇〇〇
未經過保険料及諸税金	二九五	六四二	〇〇〇	〇〇〇	計	三〇四、〇一八	四八六	〇〇〇	〇〇〇
銀行勘定	一八、五四七	二二七	〇〇〇	〇〇〇	計	三〇四、〇一八	四八六	〇〇〇	〇〇〇
未収銀行利子	一一	〇一〇	〇〇〇	〇〇〇	計	三〇四、〇一八	四八六	〇〇〇	〇〇〇

損益計算書

収入ノ部

一金壹万貳千八百八拾七円六拾貳錢八厘 総収入高

内訳

金壹万貳千四百貳拾六円九拾錢 旅客収入
金五拾壹円〇〇八厘 商品利益

金七百五拾六円参拾貳銭

雑収入

支出ノ部

一金九千七百円六拾五銭四厘

總支出高

内訳

金六百九拾参円七拾五銭

創業費

金参千百九拾貳円九拾五銭

原料費

金七拾壹円貳拾四銭

保険料

金四千貳拾貳円拾五銭

營業費

金貳百五拾六円九拾八銭

雜費

金貳百八拾四円四拾四銭四厘

修繕費

金参百四拾円六拾六銭

点燈料

金八百参拾八円四拾八銭

諸税金

差引金参千百四拾参円四拾参銭

当期純益金

利益金配当

一金参千百四拾参円四拾参銭

内訳

金貳百円

法定積立金

金壹百円

別途積立金

金参百円

賞与金

金壹千八百六拾円(年六朱)

配当金

金六百八拾参円四拾参銭

後期繰越金

右之通候也

明治四十五年七月

株式会社宮島ホテル

取締役社長 長沼鷺藏

専務取締役 山本信太郎

取締役 林安太郎

同 八田耕造

同 海塚卯三郎

同 柏熊福太郎

同 煙谷孝吉

前記各項ノ調査ヲ遂ケ其正確ナルコトヲ認定候也

監査役 井東茂兵衛

同 河野広吉

同 佐々木伝介

第貳回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町壹番地

株式会社宮島ホテル

明治四十五年七月一日ヨリ大正元年十二月三十一日ニ至ル下半期間ニ於ケル營業ノ概況、財産目録、貸借対照表、損益計算書、並ニ利益配当案ノ各項等ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

株主總會

一明治四十五年七月二十一日当会社樓上ニ於テ第一回定時株主總會ヲ開会シ明治四十五年上半年期ニ於ケル營業ノ概況、財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益配当案ノ各項等ヲ株主各位ニ報告シ其承認ヲ經タリ

告ヲ為シ各位ノ承認ヲ經尚ホ役員選舉ヲ行ヒ取締役ニ長沼鷺藏山本
信太郎林安太郎八田耕造海塚卯三郎柏熊福太郎煙谷孝吉ノ七名監查
役ニ井東茂兵衛河野広吉佐々木伝介ノ参名当撰シ孰レモ承諾就任セ
リ

商業登記

一明治四十五年一月二十四日広島区裁判所廿日市出張所ニ設立登記ノ
申請ヲ了セリ

一明治四十五年二月七日広島区裁判所廿日市出張所ニ財産登記ノ申請
ヲ了セリ

一明治四十五年六月二十五日家屋八棟ノ保存登記並ニ取締役五名監查
役参名ノ改印登記ヲ了セリ

願届ニ関スル件

一明治四十五年二月一日營業開始ノ許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年二月十三日要塞地使用参ケ所ノ許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年二月十三日郵便切手売捌ノ許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年三月六日煙草小売ノ許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年三月八日ランチ船棧橋ニ繋留方鉄道院へ出願シタリ

一明治四十五年三月十七日公園地料従前ノ料金ニテ貸下出願シタリ

一明治四十五年三月二十一日公園地全部及水道地借用出願シ四月十一
日許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年三月二十三日神地借用出願シ四月四日許可ヲ受ケタリ

一明治四十五年四月一日郡役所へ營業届提出シタリ

株式異動

一本期間ニ於ケル株式名義書換總數ハ八百参拾株ニシテ売渡人九名買

受人拾五名此売買價格平均拾貳円五拾錢ナリ

營業概況

一当期間ニ於ケル營業ノ概況ニ就テハ別ニ著シキ事項ナキモ独逸親
王、印度駐劄軍司令官米國大学総長等貴顯紳士ノ来泊ヲ得テ大ニ好
評ヲ博シ尚ホ旅客者ノ招聘ヲ努メ其結果創業以來僅ニ数月ナルモ一
ヶ月ノ人員宿泊客壹百八拾壹名食事客九百貳拾五名ノ平均ヲ得ルニ
至ル之ヲ以テ将来ヲ予想セハ安奉線開運シ西比利亜ヨリスルモノ、
便宜ト共ニ巴拿馬運河ノ完成ハ趨勢上瀬戸内海ニ影響ヲ及シ当嚴島
ノ觀客ハ更ニ幾層ノ繁榮ヲ加フルナラン果シテ然ラハ營業及諸般ノ
設備ヲ倍々拡張セハ其利益ヲ得ル処多大ナリト信ス

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
払込未済株金	二二五、〇〇〇	合 計	三〇三、一四三
家屋	三四、四九六	株 金	三〇〇、〇〇〇
什器	二二、八八九	当期純益金	三、一四三
商 品	一〇七、二三九	合 計	三〇三、一四三
貯 藏 品	一、一六五		
掛 賣 勘 定	八四、一三〇		
未経過保険料及借地料	三一六、八四〇		
銀行 勘 定	一八、六五六		
	四七六		

損益計算書

収入ノ部

一金壹万貳千八百四拾四円八錢四厘

内訳

金壹万貳千貳拾円九拾六錢

金六拾六円八拾錢四厘

總収入高

旅客收入

商品利益

十二月迄ヲ後半期ト称フ

取締役会ハ本期間ノ初メニ於テ前半期ノ諸勘定ヲ決算シ每期財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益配当案ヲ調製シ監査役ノ監査ヲ經テ株主總會ニ提出ス可シ

第四十三条 本社ハ每期總益金中ヨリ總損失金ヲ引去リタル殘金ヲ純益金トシ左ノ割合ヲ以テ積立金及賞与金ヲ控除シ其殘額ヲ株主ヘ配当ス

但シ計算ノ都合ニヨリ準備積立金ヲ為シ及配当金ノ一部ハ後期ヘ繰越ス事ヲ得

一、法定積立金

純益金百分ノ五以上

一、賞与金

同 百分ノ五以上

第四十四条 配当金ハ定時總會終了ノ翌日ヨリ五ケ年ヲ經過スルモ請求ナキ時ハ五ケ年滿了ト同時ニ本会社ノ所得トス配当金ニ対シテハ利息ヲ附加セス

第七章 雜 則

第四十五条 取締役会ハ本会社ノ印章ヲ定メ官公署ヘ提出スル書類其他重要ナル書類ニ捺印スベシ

第四十六条 創立總會ニ於テ選任シタル取締役及監査役ノ任期ハ其任期滿了ノ年ノ定時總會迄トス

以上

三、株式会社宮島ホテル營業報告書綴

第一回（一九二・七）〜第五二回（一九四四・二）までの内、計

四一回分を綴じたもの。第一九、二〇、二五、二六、三五、四三〜四八回を欠く。第四〇〜四二回が謄写版刷・仮綴（縦200mm×横168mm）、第五二回が紙一枚（縦180mm×横254mm）の他は冊子（縦191mm×横130mm）。末尾に「重役會議決議録」（一九四四年四月、紙一枚、縦168mm×横370mm）を合わせて綴じている。内容は、株主總會、商業登記、願届に關する件、株式の異動、營業の概況、財産目録、貸借対照表、損益計算書、配当金計算、株主名簿からなる。このうち、財産目録（貸借対照表・資産の部と同二）、及び株主名簿は省略した。また、第一九、二〇、二五、二六、三五回については、別のノートに記載されている計算表により貸借対照表を作成しこれを加えた。

第壹回營業報告書

広島県佐伯郡嚴島町一番地

株式会社宮島ホテル

明治四十五年上半期（二月一日ヨリ六月三十日ニ至ル）ノ營業ノ概況、財産目録、貸借対照表、損益計算書並ニ利益配当ノ各項等ヲ列記シ株主各位ニ報告スルコト左ノ如シ

創立總會

一明治四十四年十二月創立總會ヲ嚴島町みかどホテルニ開催シタル処主眼タル来ル五十年大博覧會無期延期セラレ為メニ計^{（マ）}當上至大ノ影響ヲ及シタルヲ以テ種々議論ノ結果繼續創立總會ヲ期シ一時中止セリ

一明治四十五年一月十二日繼續創立總會ヲ広島市公会堂ニ開催シ創立費金六百九拾參円七拾五錢支出シタル件並ニ創立ニ關スル事項ノ報

第二十六条 役員中欠員ヲ生シタル時ハ補欠選挙ヲ行フ

但シ法定ノ数ニ充テ業務ノ執行ニ差支ナキ限りハ補欠選挙ハ次期改選期迄延期スル事ヲ得

第二十七条 取締役ノ供託株ハ壹百株トス

前項ノ株券ハ其退任ノ後ト雖トモ株主總會ノ承認ヲ得之ヲ還附ス

第二十八条 取締役ハ其互選ヲ以テ取締役社長壹名并ニ専務取締役壹名ヲ選任ス

一、取締役社長ハ本公司ノ業務ヲ總理シ本公司ヲ代表ス

二、専務取締役ハ取締役社長ヲ補佐シ取締役社長差間ノ時ハ其職務ヲ代理ス

三、取締役ハ業務ノ都合ニ依リ相談役若干名ヲ置キ之ヲ總會ニ報告ス

第二十九条 取締役会ハ營業規則ヲ制定ス可シ營業ノ方針其他重要ナル案件ハ取締役会ニ於テ議定ス

第三十条 取締役会ハ議事録ヲ備ヘ書記ヲシテ毎会ノ決議事項ヲ記載セシメ出席シタル役員記名捺印ス

第三十一条 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ヲ經テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第三十二条 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス

定時總會ハ毎年壹月及七月ノ兩度ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ応ジテ之ヲ招集ス

第三十三条 株主總會ヲ招集セントスル時ハ其通知書ヘ開会ノ場所日時總會ノ目的及決議スベキ事項ヲ記載シ会日ヨリ式週間前ニ於テ各株主ニ通知スルモノトス

第三十四条 株主ノ決議権ハ一株ニ付壹個トス

第三十五条 總會ノ議事ハ法律ニ定ムル場合ノ外出席シタル株主ノ過半数ヲ以テ之ヲ決議ス可シ同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

但シ議長ハ自己ノ議決権ヲ行使ヲナスコトヲ得

第三十六条 株主ガ決議権ヲ行ハシムル代理人ハ当会社ノ株主ニ限ル可シ

代理人ハ代理権ヲ証スル書面本公司ニ差出ス可シ

第三十七条 議事及決議ノ順序方法ハ議長ノ意見ニ依リ之ヲ定ム

第三十八条 株主總會ハ書記ヲシテ議事録ヲ調製セシメ決議シタル事項ヲ記載ス

議事録ハ其末尾ニ取締役監査役記名調印シタル上之ヲ保存ス

第五章 營業

第三十九条 本公司ノ營業ハ左ノ如シ

一、内外旅宿業

一、内外料理業

一、物品販売業

一、運送業并ニ仲立業

一、其他必要ナル業務

第四十条 本公司ハ取締役会決議ヲ以テ營業上必要ナル動産不動産ヲ買取シ又ハ賃貸借ヲナシ及ヒ所有物品ヲ処分スルコトヲ得

第四十一条 本公司ハ營業狀況ニ依リ取締役会ノ決議ヲ以テ金員ヲ借入レ資金ニ充当スル事ヲ得

第六章 計 算

第四十二条 本公司ハ毎年壹月ヨリ六月迄ヲ前半期ト称シ七月ヨリ

当会社ガ前項ノ請求ヲ受ケタル時ハ其真正ナルコトヲ査定シタル上
新株券ヲ交附ス

第十一条 株主ハ当会社ノ定メタル書式ニ從ヒ其株券ヲ添ヘ株券ノ
分合ヲ請求スルコトヲ得

但シ株券ノ合併ハ株式番号ノ連続シタルモノニ限ルモノトス
当会社ガ前項ノ請求ヲ受ケタル時ハ其真正ナルコトヲ認定シタル上
新株券ヲ交附ス

第十二条 前二条ノ場合ニ於テ提出シタル株券ハ之ヲ返附セス

第十三条 第九条乃至第十一条ノ場合ニ於テハ当社ハ交附スヘキ株
券壹枚ニ付キ金貳拾銭ノ手数料ヲ徴収ス

第十四条 株式ヲ売買譲渡セントスル時ハ当会社ノ定メタル書式ニ
從ヒ株券ヲ添ヘ株式ノ名義書換ヘテ請求スベシ

前項ノ場合ニ於テハ双方株券裏面ニ記名捺印スベシ

第十五条 家督相続ニ依リ株式ノ名義ノ書換請求ヲナスモノハ其請
求書ニ戸籍抄本及ヒ株券ヲ添付スベシ

第十六条 遺産相続ニヨリ株式ノ名義書換ヲ請求スルモノハ其請求
書ニ戸籍謄本及ヒ株券ヲ添付スベシ式名以上ノ遺産相続人中壹人ノ名
義ニ書換ヲナス時ハ其他ノ相続人承諾書ヲ提出ス可シ承諾ヲナシタ
ル相続人無能力ナル時ハ代テ意思ヲ行フベキモノ、記名捺印ヲ為サ
シムベシ

式名以上ノ遺産相続人共同シテ株式ヲ所有セントスル時ハ其株式ニ
付キ権利及決議権ヲ行フ可キ者壹人ヲ定メ届ケ出スベシ

第十七条 確定シタル判決又ハ裁判所ノ命令ニ依リ名義ノ書換ヲ請
求スル時ハ請求書ヘ株券及判決書又ハ命令書ヲ添ヘテ提出スベシ

第十八条 前三条ノ場合ニ於テハ株式取得者ハ株券裏面ニ記名調印
ヲ行フ可シ

第十九条 第十五条乃至第十七条ノ場合ニ於テハ当会社ハ株券壹枚
ニ付金拾銭ノ書換手数料ヲ徴収スベシ

第二十条 第九条乃至第十四条乃至第十七条ノ請求ヲ受ケ
タル時ハ当会社ハ株主名簿及株券裏面ニ規定ノ登載手續ヲ了シ株券
ヲ還附ス

前項ノ手續ヲ為サザル時ハ当会社ニ対シ株主タルノ權利ヲ主張スル
コトヲ得ス

第二十一条 本社ハ毎年一月一日及七月一日ヨリ毎期ノ定時總會終
了ニ至ル迄株式名義書換ヲ停止ス

第二十二条 株主ニ於テ外国ニ到ラントスル時ハ本人ニ代リ当会社
ニ対シ一切ノ權利義務ヲ行フ者壹名ヲ選定シ当会社ノ承諾ヲ受ク可
シ

第二十三条 株主ハ其氏名住所及印鑑ヲ当会社ヘ届置クベシ變更シ
タル時亦同シ

第三章 役員

第二十四条 本会社ノ取締役ハ七名以下監査役ハ參名以下トシ株主
總會ニ於テ取締役ハ株式壹百株以上監査役ハ五十株以上ヲ有スル株
主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十五条 取締役ノ任期ハ三ケ年トシ監査役ノ任期ハ二ケ年トス
其任期満了後再選スルコトヲ得

前項任期ノ最終ガ定時總會前ニ終了スル時ハ其最終ノ配当期ニ関ス
ル定時總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

昭和六年四月二十三日 華頂侯爵夫人
昭和六年八月三十一日 朝香若宮殿下
昭和六年十月十六日 大谷光暢

東伏見宮伯爵
昭和六年十月十八日 梨本宮殿下

昭和六年十一月一日 朝香宮殿下
十一月四日 朝香若宮殿下

昭和六年十一月十六日 伏見宮殿下

二、株式会社宮島ホテル定款

冊子一。縦191mm×横134mm。一四ページ。大正二（一九一三）年一月一九日。第三回營業報告書にも添付。なお以下の資料の翻刻については漢字を現行の字体に、印を㊦・㊧とし、誤字等について「ママ」を付し、一部、横書の表を縦書に改めたほかはほぼ原文のとおりとした。

株式会社宮島ホテル定款

第一章 総 則

第一条 本会社ハ株式会社宮島「ホテル」ト称ス

本店ヲ広島県佐伯郡厳島町ニ置キ支店並ニ出張所ヲ広島市其他便宜
必要ノ土地ニ置ク事ヲ得

第二条 本会社ハ旅宿業料理業及之等ニ関係アル業務ヲ經營スルヲ

以テ目的トス

第三条 本会社ノ營業期間ハ設立登記ノ日より滿五拾ケ年間トス但シ滿期後營業ヲ繼續スル事ヲ得

第四条 本会社ノ広告ハ所轄区裁判所ノ公告ヲ為ス新聞紙ニ掲載ス

第二章 資本金及株式

第五条 本会社ノ資本金ハ金參拾万円トシ之ヲ六千株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾円トス

第六条 本会社ノ株式ハ記名式トシ五株券拾株券ノ二種トス

株券ノ様式ハ取締役之ヲ定ム

第七条 株金第一回ノ払込金額ハ各株ニ付金拾二円五拾錢トシ其払込期日及方法ハ發起人之ヲ定ム

第二回以後ニ於テ払込ムベキ株金額ハ其払込期日ト共ニ重役会ニ於テ之ヲ議決ス

第八条 株主株金ノ払込ヲ為サザル時ハ商法ノ規定ニヨリ処分ス
株主株金ノ払込ヲ怠リタル時ハ払込期日ノ翌日より払込ミタル日迄

払込金百円ニ付一日金四錢ノ遅延利息ヲ支払ハシム

第九条 株券ヲ紛失焼失又ハ盜取セラレタル者ハ其事由ヲ詳記シ可成的其事実ヲ知リタル式名ノ保証人連署ノ書面を提出シテ株券ノ再

交附ヲ請求スベシ

当会社ガ爾後無効ノ旨ヲ新聞紙ニ広告シ一ケ月ヲ經タル後株券裏面欄外ニ再交附ノ旨ヲ記載シテ新株券ヲ交附ス

前項広告ノ費用ハ請求人ノ負担トス

第十条 株券ヲ毀損塗抹シタル時ハ請求書ヘ其株券ヲ添ヘ再交附ヲ請求スベシ

ある時はその株数を問はず、全株十六万円の歩合なれば何時にても同社にて引受ける」と誓約され、重役一同を説得、誠心誠意慰留された。一同は、同氏の好意と意気に感動し、感謝の意を表しつつ辞意を翻すことになった。

大正十五年一月、長沼鷺蔵社長辞任に決し、他の重役大株主も所有株を大日本麦酒株式会社に譲渡し退任す。依て、同社取締役大阪支店長高橋龍太郎氏（同社々長馬越氏没後は社長を継承され、同社辞任後は日本商工会議所会頭、通商産業大臣を歴任す）取締役会長として経営に当る（当時、大日本麦酒株式会社の所有株は六千株中五五七〇株にて「名義は都合上幹部社員並びに功労者」、事実上同社の直営に近きものとなる）。

昭和五年五月、再び鉄道省に譲渡の儀決定し、五月十九日、英国第二皇子グロスター公殿下並びに従者十五名当ホテルに御仮泊に当り、門司鉄道局に於ては数万円を投じカーペット、カーテンを新調し、食器類は山陽ホテルより高貴用品を運びボーイ数名を派遣し、既に鉄道省直営の如く見えしも、鉄道大臣小川平吉に背任事件あり。司直の手は当ホテルにも及び、在東京の高橋会長は検事局に召喚さるる不祥事もあり、続いて内閣総辞職により買収中止となった。

その後も、連続欠損のため経営に大改革を要することとなり、和館部を閉鎖しその備品器具類の処分を敢行、夏期のみ賃貸することとし、洋式経営に専念することになった。本処置により、漸く若干ながらも利益を計上し危機を脱したるも、支那事変は大東亜戦争に発展し、渡来する外人なく再び経営困難となる。

昭和十五年、広島市新天地にアサヒビアホール並びに食堂を新築開

業し、ホテルより生ずる欠損を辛くも補いつつ経営続行を計れども、呉、広島を目標に米機の襲来その回を増し、一億総動員、百年戦争とも称えられ、今後ホテル経営は至難との判断に基き、再び譲渡計画の止むなきに至る。

広島財務局にては一部疎開のため適切地物色中を聞き、同局に買収を請願し、数度の折衝を重ねし結果、条件によりては買収の意ありと内通あり。昭和十九年四月三日、緊急重役会を開催し、会長より金三十五万円を上限とする売却案を提議したる処、一同異議なく之を可決せり。直ちに同局に経過報告と共に売買手続を完了す。同局にては五月一日、広島市内より税務講習所を移転、開講し、税務職員の養成に当れり。

ホテル営業中宿泊せる貴顕の一部下記の通り（全部の調査不能）

大正十一年二月十七日 仏国陸軍元師 ジョッフル將軍

大正十三年四月三十日 北白河宮大妃殿下

大正十四年二月十七日 秩父宮殿下

大正十五年十月四日 シャム皇族ダハテ親王殿下

十月五日 スウエーデン皇太子殿下

昭和二年五月二十五日 大谷光瑞殿下

昭和四年九月二十八日 閑院宮殿下

昭和四年十月二十四日 シャム皇族アロンコット殿下

昭和五年五月十九日 英国第二皇子グロスター公殿下

昭和五年六月十六日 財部海相

昭和五年十一月五日 カンペンベト殿下

し宝物陳列室の粗末にして宝物の破損紛失を憂い、完全なる宝物館新築を官司に進言し、費用の一端として金二十万円を寄進せられ、これが現宝物館建設の動機となるの持株は三百株にして、当初より既に大日本麦酒株式会社に、宮島ホテル経営の実権掌握の意ありたるものと察せらる。

大正四年十一月二十日、大正天皇即位祝賀祭当日、本館祝融の見舞う処となり、洋館一棟烏有に帰す（保険金¥一二、一〇〇）。

当時、業績不振にして再興の見込み立て難く、しばしば重役会を催し審議せしも意見一致せず、善後策も未決定のままにありし処、時の県知事寺田祐之氏（前任地宮城県に於て松島にパークホテルあり、瑞西人ヤンレッツルの設計になること承知あり、広島に産業奨励館建設に当り同技師を招致し設計に当らしめていた）は、世界的に有名な宮島に外人接遇のためホテルは一刻も早く再建すべきであると力説され、重役に対し熱心なる勧奨ありて、遂に誇るべき優秀なるもの設営に決せり。

依つて、折よく在広中のヤンレッツルに設計並びに監督を委嘱し、呉にある土木請負業椋田辰次郎をして建築に当らしむること決し、用地として水晶山々頂を切り崩し（採掘せる土砂岩石は網ノ浦埋立に使用）準備せしが、水利不十分なるのみならず旅客の利用にも不便にしてホテル用地として適切ならずと、ヤンレッツルの勧告により、急遽、橘山に変更することになった。然れども、同地は大元神社境内地にて、神域は恒久的建築物の許可不可能なるに鑑み、寺田知事は神地と公園地の振換を敢行される等前代未聞の処置に出られ、その他ホテル建設についての特別便宜供与は枚挙に遑あらず、官民協力により風致を損

することもなく、寧ろ光彩を添えしものとして好評を博したり。なお、設計は広島産業奨励館と共にヤンレッツルのなせる代表的のものにして、我国建築学上特筆さるべきものといわれる。

大正五年四月上旬起工、十月十四日上棟式、翌六年七月廿九日竣工式。同年仲秋、営業を新館に移転すると共に、白雲洞を立ち花と改称し純和式旅館並びに料亭として、方針も新たに営業を開始せり。

世界勢の不安定と経済界の不況により、設立以来経営は明暗交々に至り、当事者の努力にも拘らず業績意に任せず、機あらば有力者に譲渡の議さえしばしば検討されしが、遂に大正十年、鉄道省に交渉を開始、順調に進展の方向にありしも重役間に意見の不一致あり、当方より売却撤回の止むなきに至る。

翌大正十一年、当町梅林義一氏より買収希望の意思表示あり、同年十二月廿五日、仮契約書交換し金十六万円にて譲渡決定せしも、翌年春、双方に事情ありて再び不調に終れり。義一氏は、前述の福松氏の養嗣子にして島内希な実業家層の人格者であり、「かめ福」本店の経営に当りつつ山口県湯田温泉に支店、東京万世橋ホテル、新橋にキャバレーを併せて経営し、一方、「誠」会を組織、会員集会の場としてまこと会館を建設、なお大竹市の有力者と提携し宮島競艇場を創立、町長の要職にありしこと数期に及ぶ。

大正十二年六月二十五日、臨時株主總會を召集し、業績不振と再度の売買交渉不調は当事者の責任なりとし、社長並びに重役一同辞意を明らかにさる。出席の馬越恭平氏（大日本麦酒株式会社社長）は、「本社」の宮島ホテルに投資せるは利益を目的とするものに非ず、日本三景の一たる宮島に内外貴顕を迎えるを光榮とする所以なり、将来処分株

一、森啓造氏稿「宮島ホテル沿革」

B4用紙二枚、B5用紙一枚。タイプ原稿。森啓造氏は、明治三二（一八九九）年、高知市に生れ、大正二二（一九三三）年七月、宮島ホテルに入社。その後、ホテルの売却時まで支配人を勤められ、同ホテルについての優れた「証人」であった。この草稿は、後に（一九八二、三年頃か）に作成されたものであるが、宮島ホテルの概略を知る上で貴重な資料である。ただ、ご自身も寄贈後に加筆訂正の必要を述べられていたように、一部、疑問の生ずる箇所もあるが、いづれにせよ、これを出発点・手掛かりとして調査を進める必要がある。

掲載するにあたっては横書を縦書に改め句読点を加え、適宜段落を設けた。

宮島ホテル沿革

往時、厳島神社に参拝するものはその殆どが大元谷以西の灣に上陸、大元神社に参拝の上、厳島神社に向かうを常とせり。当時、大元谷公園及び東隣の本比屋谷公園は古杉老松鬱鬱として、叢樹藤葛を交え斧鉞至らざる地なりしが、明治二十四年、当町の住人能美庄五郎、梅林福松の両名は大元神社境内地を開発し参拝客の便を計ると共に、営業の目的にて休憩所並び旅館を計画し、一日県庁より係官の出張を要請し、現場にて希望と方法を説明し協議中の処、梅林福松に使者ありて、水雷艇隊入港し野津中將（後大將となる）は煙谷参謀長を随え梅林方に休憩の趣を告ぐ。同人は談合中を中座して帰宅せしにより、能美は一人にて交渉嘆願し、遂に彼単独名義にて大元川一帯の借地権を獲得

するに至りしも、彼に貯えなく取り敢えず腰掛け茶店を開業し、一客ある毎に若干の利益を貯え柱一本竹一束瓦一枚と買い集め、自からの器用さも充分に活用し、一部専門職を雇用し漸進的に客室を増加、遂に料亭旅館を白雲洞と号し営業を開始するに至れり。以来、貴顕紳商の好評を博し利用者多く、やがては外人客の宿泊漸増傾向により拡張の有利に自信を得、資金の乏しきも肯んぜず、彼独特の苦心算段にて辛うじて広間を建築せり。彼の工夫と決断は、町内は素より広く永く業界の話題となりたりといふ。これ即ち宮島ホテルの濫觴である。爾来十星霜、盛大に経営を持続せしも、明治三十四年、庄吾郎病に斃る。

明治三十九年十二月、神戸にてレストラン「ミカド」を経営する後藤鉄二郎は、営業権及び建造物備品一切を買収し、新たに主軸となるべき洋館一棟を建築し、営業名もみかどホテルと改称し面目一新せり。専ら煙谷孝吉、海塚卯三郎、佐々木伝助その経営の当る。

明治四十四年十二月十日、資本金三十万円、六千株、第一回払込金七万五千元（一株十二円五十銭）の株式会社宮島ホテル創立の儀決定し、翌四十五年一月、社長に長沼鷺蔵氏を推し、専務取締役山本信太郎、取締役林安太郎、八田耕造、海塚卯三郎、柏熊福太郎、監査役には井東茂兵衛（宮島に別荘を構え、紀元二千六百年記念として塔ノ岡越え石段を寄附、なお先代茂助氏は神社参道入口石鳥居近くに青銅狛犬一對を奉獻）、河野広吉、佐々木伝助の諸氏夫々就任せり。当時、馬超恭平氏（大日本麦酒株式会社「えびすビール、サッポロビール、アサヒビール、さくらビール、かぶとビール、ミュンヘンビール、ユニオンビール」の七社を吸収合併せる日本随一の大麦酒株式会社）の社長にして貴族院議員を連続拝命せる財界の実力者なり、神社廻廊にあり

資料紹介―「宮島ホテル」関係資料

宮島歴史民俗資料館学芸員

高橋修三

株式会社宮島ホテルは、「幽邃閑雅」の地として、また、「厳島八景」の一として江戸時代より数多くの遊客を迎えた大元公園内に於いて、明治四五（一九一二）年一月の設立より昭和一九（一九四四）年四月の広島財務局への売却に至るまで、主として外国人客を対象に営業を行なった「西洋風」のホテルである。同ホテルはその後、広島財務局の税務講習所として、大戦後は英連邦軍の保養所として使用されていたが、昭和二八（一九五三）年八月三十一日、失火により旧本館を全焼し、関係する諸施設も現存していない。

宮島ホテルは、和式の「旅館白雲洞」を買収（明治三九年二月）した「ミカドホテル」の組織・名称を変更して創立された経緯をもち、当初はミカドホテル時に建設された洋館を主に継続使用していたが、大正四（一九一五）年一月に焼失。このため、大正六年、ヤン・レツルの設計による「擬和風」の洋館を新築、また白雲洞を和式旅館として日本旅館部を開始し、洋館部（本館）と和館部からなるホテルに再構成している。連邦軍に接収された後ではあるが、「全国主要ホテル一覧表」（一九四九年七月調、運輸省観光部によると、同ホテルの構造・設備は、木造四階建一棟、平屋建五棟、延建坪一、〇〇〇坪、及び特殊施設（海水浴場）となっており、他にテニスコートも付設されている。また、来館者の便宜を図るために、対岸の宮島駅桟橋とホテル前桟橋との間に、ホテル専用の自動艇（モーターランチ）を運航さ

せている。

本館（いわゆる宮島ホテル）は、客室が洋式二〇（一人室八、二人室一二）、和式二（二人室）の計二二室、総収容人員数が四〇人（宮島ホテル平面図）、「全国主要ホテル一覧表」。因みに室料は、洋室の場合、一人（一人室）が三円～五円、二人（二人室）が三円～一〇円、二人（浴室付）が二円～一四円、和室の場合、一人（浴室付）が四円、二人（浴室付）が六円。食事は、洋食・和食ともに、朝食一円五〇銭、昼食二円、夕食二円五〇銭、アフタヌーンティ五〇銭となつてゐる（「宮島ホテル御案内」・刊行年月不詳）。

また、「宮島ホテル社員名簿綴」（一九一二年～一九四二年）によると、従業員数は人件費の節減を行なった後になるが、昭和二三（一九三八）年二月末現在、支配人、事務員、コックなど計一六名である。ここに紹介する資料は、宮島ホテルに長く支配人として勤められた故森啓造氏より寄贈（一九八一年二月、一九八四年一月）された宮島ホテル関係資料約一〇〇点の内、「営業報告書綴」、「ホテル設計図」など主だったものである。

宮島の旅館・ホテルの歴史的展開については、これまでにも宿帳の分析をとおして、宿泊者の数的・地域的变化等が明らかにされているが、以下の資料は、内外の諸情勢との関わり、施設の位置付けなど多面的な把握を可能にさせる、歴史的価値の高い資料と考えられる。

宮島の歴史と民俗 No. 8

平成3年3月15日 印刷

平成3年3月20日 発行

編集 宮島町立宮島歴史民俗資料館
宮島町史編さん室
発行 宮島町立宮島歴史民俗資料館
印刷 日本写真印刷株式会社

